

# 安濃子育て支援センター移転に伴う 津市安濃保健センター改修工事

	建築工事		電気設備工事		機械設備工事
A - 1	改修工事特記仕様書1	E - 1	電気設備工事特記仕様書1	M - 1	機械設備特記仕様書1
A - 2	改修工事特記仕様書2	E - 2	電気設備工事特記仕様書2	M - 2	機械設備特記仕様書2
A - 3	改修工事特記仕様書3	E - 3	電気設備工事特記仕様書3	M - 3	給排水衛生設備、換気設備平面図 改修前・改修後 平面図
A - 4	改修工事特記仕様書4	E - 4	コンセント設備 平面図	M - 4	わくわくランド、幼児トイレ平面詳細図
A - 5	改修工事特記仕様書5	E - 5	電灯設備 平面図	M - 5	消火設備平面図 改修前・改修後 平面図
A - 6	改修工事特記仕様書6	E - 6	弱電設備 (1) 平面図		
A - 7	改修工事特記仕様書7	E - 7	弱電設備 (2) 平面図		
A - 8	附近見取図・配置図兼仮設計画図				
A - 9	平面図 内部仕上表 (改修前)				
A - 10	平面図 内部仕上表 (改修後)				
A - 11	改修前・改修後 平面詳細図 展開図 立面図 断面詳細図				
A - 12	改修前 展開図 (1)				
A - 13	改修前 展開図 (2)				
A - 14	改修前 展開図 (3)				
A - 15	改修後 展開図 (1)				
A - 16	改修後 展開図 (2)				
A - 17	改修後 展開図 (3)				
A - 18	改修前・改修後 天井伏図				
A - 19	建具表・仮設平面図				
A - 20	外構図・雑詳細図				

工事特記仕様書(改修)	
I. 工事名称 安濃子育て支援センター移転に伴う津市安濃保健センター改修工事	
II. 工事概要	
1. 工事場所 津市 安濃町東親音寺 地内	
2. 敷地面積 37,600m <sup>2</sup>	
3. 工事内容 構造: 鉄筋コンクリート造3階建(地下1階) 建築面積: 1,768m <sup>2</sup> 延べ面積: 1,768m <sup>2</sup> 工事項目: 改修工事	
III. 建築改修工事仕様	
1. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改修標準仕様書」という。)」による。	
2. 特記仕様 (1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3)項目欄に記載の( )内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。	

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官庁常総部監修(平成31年版) 2) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官庁常総部監修(平成31年版) 3) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁常総部監修(平成28年版)
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等に危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落とさせたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 周外退出時、車両走行の洗浄等を行い、汚損等しないようすること。 ※ 工事期間の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事期間及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事期間前には、現況把握のために、被損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当面を優先する。 ※ 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。 ※ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 工程 作業の有無 分別解体等の方法 造成等 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 基礎・基礎ぐい 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 上部構造部分・外装 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 屋根 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 建築設備・内装等 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 その他 ( ) 有( )無 ・手作業 ・手作業、機械作業の併用 ・引き渡しを要するもの( )無 ・特別管理産業廃棄物 有( ) ・有( )PCBを含む機器類 ・廃油、廃酸、廃アルカリ ・ダイオキシン類 ・水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・廃水銀等 ・石綿含有成形板等解体時の留意点 1.手洗い等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2.可能であれば温潤状態(散水)として作業を進めること。 3.飛散されない様にすること。 4.保護具及び作業着を着用すること。 5.解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6.事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・現場において再利用を図るもの( ) ・再資源化を図るもの( ) ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。
	③ 発生材の処理等	(1.3.12)
	④ 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」、「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。
	⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付證明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。
	⑥ 電気保安技術者	配置する
	⑦ 技能士	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。
	⑧ 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 工種別の特記による
	⑨ 調査のための破壊部分の補修	補修方法 図示(面番号: ) ( ) ( )
	⑩ 建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。
	⑪ 化学物質の濃度測定	測定対象化学物質( )で示したものとする。 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン パラジクロロベンゼン 学校、教養施設 ● ● ● ● ● ● 住宅 ● ● ● ● ● ● その他 ● ● ● ● ● ●
	⑫ 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
	⑬ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑭ 工事写真	常総工事写真撮影要領(国土交通大臣官房官庁常総部(平成31年版))に従い撮影する。 提出部数1部、用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営第211号)」による。
	⑮ 完成図等	作成する( ) 完成図 保全に関する資料 ( ) 完成図作成範囲(該図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。
	⑯ 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てJPG版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各面2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。
	⑰ 設備工事との取扱い	施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。
	⑱ 既存部分等への処置	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
	⑲ 事故の発生時	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事) 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備面図の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
	⑳ 消防提出書類	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
	21 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。
	22 不正軽油の使用の禁止	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。
	23 屋外広告物	

② 仮設工事	① 騒音・粉じん等の対策	・ 防音パネル 設置範囲 ・ 防音シート 設置範囲 図示(面番号: ) ( ) 図示(面番号: A-19)
	② 足場	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別 ・ 脚立 ・ 足場板 (表2.2.1) (表2.2.2)
	③ 既存部分の養生	既存部分の養生 図示(面番号: A-19) 既存プライド・カーテンの養生 養生方法( ) 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーカーの移動 ・ 行う 行わない
	④ 仮設間仕切り	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm せっこうボード 厚さ ・ 5mm せっこうボードは合板張り ・ 行う 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示(面番号: A-19) 仕様 ・ 合板張り木製扉 ( )
	5 監督員事務所	監督員事務所の仕上げ ・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位: m <sup>2</sup> ) 適用 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 規模 監督員事務所の仕上げ 部等 等 仕上げ 床 合板張り又はビニール床シート張り 内壁 天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り 屋根 装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り
	6 監督員事務所の設備・備品等	監督員事務所の設備・備品等 種類 机・椅子 書棚 黒板・白板 掛時計 溫度計 数量 組 台 個 個 個 種類 長靴 雨合羽 保護帽 懐中電灯 衣類ロッカー 数量 足 着 個 個 台 種類 消火器 掃除具 受注者加入電話 冷暖房機器 インターネット 数量 個 個 台 台
	7 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる 利用できない
	8 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる( 有償 无償 ) 利用できない
	9 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる( 有償 无償 ) 利用できない 有償利用の場合において、工事で新規受電又は既設電気回路に接続した時から工事に起因する電料金は、本工事に含まれる。
	10 交通誘導警備員	配置 図示(面番号: A-08)

原図: A2

安濃子育て支援センター移転に伴う  
津市安濃保健センター改修工事

改修工事特記仕様書1

A-1

S: non

<p style="text-align: center;"><b>③ 防水改修工事</b></p> <p>1 アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)～ (表3.3.10)</p> <p>改質アスファルトルーフィングシート 種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による 厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による 厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による</p> <p>(3.3.2) 断熱工法の断熱材(P1B, P2A1, T1B1, P0D1, M3D1, M4D1) 材質・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種b A (スキンあり) 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号 硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号 厚さ・ ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置・図示(図面番号: )</p> <p>脱気装置(M3D, P0D, P0D1, M3D1, M4D1) 設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( )) 設けない</p> <p>(3.3.3)(2)(4) (3.3.3)(3) (3.3.5) (表8.1.5)</p> <p>保護コンクリートの厚さ こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ 保護層 床タイル張り 適用する 立上り保護 乾式保護材( ) れんが(材種・JIS R1250)</p> <p>改質アスファルトシート 種類・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による 厚さ・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による</p> <p>粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート 種類・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による 厚さ・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による</p> <p>断熱工法の断熱材(M3A1, M4A1, P0A1) 材質、厚さ( ) 図示( )</p> <p>(3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)</p> <p>工法種別施工箇所仕上塗料 M4AS AS-T1 AS-T2 AS-J2</p> <p>脱気装置 設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( )) 設けない</p> <p>ルーフィングシート 種類・改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による 厚さ・改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による</p> <p>絶縁用シート・発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び寸法形状・図示( ) 断熱工法の断熱材(P0S1, S4S1, S3S1, M4S1) 材質、厚さ( ) 図示( )</p> <p>(3.5.3) (表3.5.1)～ (表3.5.3)</p> <p>工法種別種別仕上塗料 S3S S-F1(S1-F1) S-F2(S1-F2)</p> <p>脱気装置 設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( )) 設けない</p> <p>既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合 目地処理・図示(図面番号: ) 増張り・図示(図面番号: ) 機械式固定方法 風圧力に対応した工法・図示(図面番号: ) 保護層の施工・図示(図面番号: )</p> <p>(3.5.4)</p> <p>4 塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(1)</p> <p>工法種別施工箇所仕上塗料 POX X-1 X-2</p>
--

<p>4 塗り仕上げ (4.2.2) (10) (表4.2.4(その1) (その2))</p> <p>(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)</p> <p>(4.6.3)</p> <p>(4.6.4)</p> <p>5 建具改修工事</p>																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>呼び名</th><th>仕上げ形状</th><th>工法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">薄付け仕上塗材</td><td rowspan="3">外装薄塗材E</td><td>砂壁状</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td>ゆず肌状</td><td></td></tr> <tr> <td>平たん状</td><td>こて</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外装厚塗材C</td><td>凹凸状</td><td></td></tr> <tr> <td>ゆず肌状</td><td>ローラー</td></tr> <tr> <td>さざ波状</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td colspan="2">・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td rowspan="6">厚付け仕上塗材</td><td rowspan="3">外装厚塗材C</td><td>吹放し</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td>凸部処理</td><td></td></tr> <tr> <td>平たん状</td><td>こて</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外装厚塗材E</td><td>凹凸状</td><td></td></tr> <tr> <td>ひき起し</td><td></td></tr> <tr> <td>搔き落とし</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td rowspan="6">複層仕上塗材</td><td rowspan="3">外装厚塗材Si</td><td>吹放し</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td>凸部処理</td><td></td></tr> <tr> <td>平たん状</td><td>こて</td></tr> <tr> <td rowspan="4">外装厚塗材E</td><td>凹凸状</td><td></td></tr> <tr> <td>ゆず肌状</td><td>ローラー</td></tr> <tr> <td>さざ波状</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td colspan="2">・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td rowspan="6">可とう形改修塗材 仕上塗材</td><td rowspan="3">複層塗材E</td><td>吹放し</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td>凸部処理</td><td></td></tr> <tr> <td>平たん状</td><td>こて</td></tr> <tr> <td rowspan="4">複層塗材RE</td><td>凹凸状</td><td></td></tr> <tr> <td>ひき起し</td><td></td></tr> <tr> <td>搔き落とし</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td rowspan="6">可とう形改修塗材 仕上塗材</td><td rowspan="3">可とう形改修塗材E</td><td>吹放し</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td>凸部処理</td><td></td></tr> <tr> <td>平たん状</td><td>こて</td></tr> <tr> <td rowspan="4">可とう形改修塗材RE</td><td>凹凸状</td><td></td></tr> <tr> <td>ゆず肌状</td><td>ローラー</td></tr> <tr> <td>さざ波状</td><td>吹付け</td></tr> <tr> <td colspan="2">・ ( )</td><td>・ ( )</td><td>・ ( )</td></tr> </tbody> </table>	種類	呼び名	仕上げ形状	工法	薄付け仕上塗材	外装薄塗材E	砂壁状	吹付け	ゆず肌状		平たん状	こて	外装厚塗材C	凹凸状		ゆず肌状	ローラー	さざ波状	吹付け	・ ( )		・ ( )	・ ( )	厚付け仕上塗材	外装厚塗材C	吹放し	吹付け	凸部処理		平たん状	こて	外装厚塗材E	凹凸状		ひき起し		搔き落とし		・ ( )		・ ( )	・ ( )	複層仕上塗材	外装厚塗材Si	吹放し	吹付け	凸部処理		平たん状	こて	外装厚塗材E	凹凸状		ゆず肌状	ローラー	さざ波状	吹付け	・ ( )		・ ( )	・ ( )	可とう形改修塗材 仕上塗材	複層塗材E	吹放し	吹付け	凸部処理		平たん状	こて	複層塗材RE	凹凸状		ひき起し		搔き落とし		・ ( )		・ ( )	・ ( )	可とう形改修塗材 仕上塗材	可とう形改修塗材E	吹放し	吹付け	凸部処理		平たん状	こて	可とう形改修塗材RE	凹凸状		ゆず肌状	ローラー	さざ波状	吹付け	・ ( )		・ ( )	・ ( )
種類	呼び名	仕上げ形状	工法																																																																																																
薄付け仕上塗材	外装薄塗材E	砂壁状	吹付け																																																																																																
		ゆず肌状																																																																																																	
		平たん状	こて																																																																																																
	外装厚塗材C	凹凸状																																																																																																	
		ゆず肌状	ローラー																																																																																																
		さざ波状	吹付け																																																																																																
・ ( )		・ ( )	・ ( )																																																																																																
厚付け仕上塗材	外装厚塗材C	吹放し	吹付け																																																																																																
		凸部処理																																																																																																	
		平たん状	こて																																																																																																
	外装厚塗材E	凹凸状																																																																																																	
		ひき起し																																																																																																	
		搔き落とし																																																																																																	
・ ( )		・ ( )	・ ( )																																																																																																
複層仕上塗材	外装厚塗材Si	吹放し	吹付け																																																																																																
		凸部処理																																																																																																	
		平たん状	こて																																																																																																
	外装厚塗材E	凹凸状																																																																																																	
		ゆず肌状	ローラー																																																																																																
		さざ波状	吹付け																																																																																																
・ ( )		・ ( )	・ ( )																																																																																																
可とう形改修塗材 仕上塗材	複層塗材E	吹放し	吹付け																																																																																																
		凸部処理																																																																																																	
		平たん状	こて																																																																																																
	複層塗材RE	凹凸状																																																																																																	
		ひき起し																																																																																																	
		搔き落とし																																																																																																	
・ ( )		・ ( )	・ ( )																																																																																																
可とう形改修塗材 仕上塗材	可とう形改修塗材E	吹放し	吹付け																																																																																																
		凸部処理																																																																																																	
		平たん状	こて																																																																																																
	可とう形改修塗材RE	凹凸状																																																																																																	
		ゆず肌状	ローラー																																																																																																
		さざ波状	吹付け																																																																																																
・ ( )		・ ( )	・ ( )																																																																																																

<p>(7) 網戸 (5.2.3) (5)</p> <p>8 樹脂製建具 (5.3.2) ~ (5.3.5) (表5.3.1) ~ (表5.3.3)</p> <p>9 銅製建具 (5.4.2)</p> <p>10 銅製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2) (2) (5.5.3) (5.5.4) (5.6.3) (1) (5.2.3) (1)</p> <p>11 ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)</p> <p>12 建具用金物 (5.7.2)</p> <p>13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)</p> <p>14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)</p> <p>15 重量シャッタ (5.10.2)</p> <p>16 軽量シャッタ (5.10.2) (3) (表5.10.1) (5.10.2) (6) (5.10.3)</p>				
① 可動式 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス (SUS316) 製 網目 ・ 16メッシュ ○ 18メッシュ				
外部に面する樹脂製建具の性能等級等 ・ A種 B種 C種				
② 防音ドアセッテ、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセッテ、断熱サッシ (等級 ) ガラス ・ 複層ガラス ( ) 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号: ) 水切り ・ 図示 (図面番号: ) ぜん板 ・ 図示 (図面番号: ) 丁番 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による ○ 図示 (図面番号: )				
銅製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセッテ ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 S-5 S-6 ・ 防音ドアセッテ、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセッテ、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセッテ (等級 ) 銅板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: ) ○ 改修標準仕様書表5.5.1による				
銅製軽量建具の性能等級 ① 簡易気密性ドアセッテ ・ 防音ドアセッテ、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセッテ、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセッテ (等級 ) 銅板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: ) ○ 改修標準仕様書表5.4.2による				
表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニール被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 ( HL 鏡面 ) ○ ( 焼付塗装 )				
ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセッテ ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 S-5 S-6 ・ 防音ドアセッテ、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセッテ、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセッテ (等級 ) 材料 SUS304 ( )				
表面仕上げ HL仕上げ ( )				
曲げ加工 普通曲げ 角出し曲げ				
金物の見え掛かり部等の材質等 ○ 改修標準仕様書 (表5.7.1) による ・ 図示 (図面番号: )				
マスターキー ○ 製作する ○ 製作しない 引渡用鍵箱 ○ 必要 ○ 不要				
駆動装置及び検出装置の性能値 ・ 多機能トイレ出入口用 ・ 図示 (図面番号: )				
引き戸用検出装置の種類 ・ 図示 (図面番号: )				
凍結防止措置 あり なし				
自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書 (表5.9.1) による ( )				
種類 ・ 一般重量シャッター 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター 防煙シャ				

<p>(6.5.2) (3) (4)</p> <p>「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質・図示(図面番号: ) 含水率・15%以下・( )</p> <p>造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 部位 品名・寸法 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 (図面番号: ) ( ) ( )</p> <p>(6.5.2) (4) (7)</p> <p>「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理・図示(図面番号: ) 含水率・14%以下・( )</p> <p>(6.5.2) (5)</p> <p>「直交集成材の日本農林規格」による直交集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法・図示(図面番号: )</p> <p>(6.5.2) (6)</p> <p>合板等 品名(品目) 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ 耐水ガラ合板 針葉樹 1類 2級 C-D以上 2級 12mm</p> <p>(6.5.3) (1)</p> <p>接合具等 造作材化粧面の釘打ち・隠し釘打ち・( )</p> <p>(6.5.3) (2)</p> <p>諸金物 形状、寸法及び材質・図示(図面番号: )</p> <p>(6.5.5) (1)</p> <p>防腐、防蟻処理 適用部位・図示(図面番号: ) 保存処理性能区分( ) 薬剤の塗布等の処理方法( ) 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤・適用する( )・薬剤の種類( )・適用部材( ) ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理( )</p> <p>(6.5.5) (2)</p> <p>防虫処理 図示(図面番号: )</p> <p>5 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)</p> <p>野縁等の種類 屋内 19形 ( ) 屋外 25形 ( )</p> <p>形式及び寸法 屋外 図示(図面番号: ) 耐震天井 図示(図面番号: ) ふとこら 1.5m 改修標準仕様書(6.6.4) (8) 図示(図面番号: )</p> <p>(6.6.4)</p> <p>既存埋込みインサート 使用する 使用しない(※使用する場合は、確認試験を行う) 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験 行う( ) 行わない 確認試験の箇所数(箇所) 確認強度( )</p> <p>耐震性・耐風圧性を考慮した補強 図示(図面番号: )</p> <p>6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)</p> <p>スタッド、ランナー等の種類 図示(図面番号: )</p> <p>7 ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タイ ル張り (6.8.2) (6.8.2) (1)</p> <p>ビニル床シート【JIS A 5705(ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 寸法 厚さ 備考 F S マーブル 2.5mm 多湿部 F S マーブル 2.0mm 一般部</p> <p>(6.8.2) (2)</p> <p>ビニル床タイル【JIS A 5705(ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 寸法 厚さ 備考 K T 300×300×7.0mm</p> <p>(6.8.2) (3) (7) (4)</p> <p>帶電防止床シート又は床タイル 種類 性能 寸法 厚さ 備考</p> <p>(6.8.2) (3) (5)</p> <p>視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm</p> <p>(6.8.2) (3) (6)</p> <p>耐荷重性床シート 種類 厚さ 備考</p> <p>(6.8.2) (3) (8) (9)</p> <p>防滑性床シート又は床タイル 種類 寸法 厚さ 備考</p> <p>(6.8.2) (5)</p> <p>ゴム床タイル 種類 色柄 寸法 厚さ 備考</p> <p>(6.8.3) (1)</p> <p>工法 下地 モルタル塗り セルフレベリング材塗り 木下地 その他( )</p>	<p>(6.8.3) (2) (9)</p> <p>8 カーペット敷き (6.9.3) (1) (表6.9.1)</p> <p>ビニル床シート張り 熱溶接工法( )適用する 適用しない</p> <p>織じゅうたん 種別 糸の種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度 色柄 A種 そ毛 カットバイル 人体帯電圧 品質の程度 無地 B種 繊糸 ループバイル 3KV以下 C種 ( ) カット、ループ併用 ( ) 柄物</p> <p>品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)</p> <p>(6.9.2) (2) (表6.9.2)</p> <p>タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 カットバイル 人体帯電圧 全面接着工法 ループバイル 3KV以下 グリッパー工法 カット、ループ併用 ( ) ( )</p> <p>(6.9.2) (3)</p> <p>ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 人体帯電圧 3KV以下 ( )</p> <p>(6.9.2) (4) (表6.9.2)</p> <p>タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 カットバイル 500×500 6.5 ループバイル ( ) ( ) ( )</p> <p>(6.9.2) (5) (6.9.2) (6)</p> <p>下敷き材 見切り、押え金物 適用する(材質、種類及び形状) 図示(図面番号: )</p> <p>(6.9.3) (3)</p> <p>織じゅうたんの接合方法 ヒートボンド工法 ( )</p> <p>(6.9.3) (5)</p> <p>タイルカーペットの敷き方 平場 市松敷き 模様流し ( ) 階段部分 市松敷き 模様流し ( )</p> <p>9 合成樹脂塗床 (6.10.3) (2) (a) (表6.10.4)</p> <p>弹性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 平滑仕上げ 防滑仕上げ つや消し仕上げ</p> <p>エボキシン樹脂系塗床の仕上げ種類 薄膜流しのべ仕上げ(平滑 防滑) 厚膜流しのべ仕上げ(平滑 防滑) 樹脂モルタル仕上げ(平滑 防滑) 薄膜型塗床仕上げ(平滑)</p> <p>10 フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2)</p> <p>釘留め工法 材料 種別 樹種 フローリングボード (根太張用) A種 複合フローリング (根太張用) B種  (C種) ( ) ( )</p> <p>防湿処理 図示(図面番号: )</p> <p>11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)</p> <p>接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ フローリングボード(直張用) ( ) なら 15 300×300</p> <p>縫合材 合成樹脂発泡シート 図示(図面番号: )</p> <p>12 せっこうボード、その他ボード及び合板 張り (6.13.2) (表6.13.1)</p> <p>材種 種別 厚さ(mm) せっこうボード ( ) 壁 9.5(準不燃)  ( ) 12.5(不燃) 天井 9.5(準不燃)  ( ) 12.5(不燃) 化粧せっこうボード トランバーチ模様 ( ) 9.5(準不燃) 木目模様 9.5(不燃) 9.5(準不燃) ロックウール化粧吸音板 普通 ( ) ( ) 立体模様 9( ) ( ) けい酸カルシウム板 タイプII 0.8FK ( ) 12.5(不燃)</p> <p>13 遮音シール材 シーリング材 ジョイントコンパウンド</p> <p>合板類の張付け A種 ( ) B種</p> <p>せっこうボードの目地工法 縫目処理 ( ) 突付け 目透し</p> <p>14 壁紙張り (6.14.2)</p> <p>施工箇所 種類 防火性能 わくわくランド、倉庫、事務室、健康相談室 中級品 不燃 ( ) 準不燃  ( ) 不燃 準不燃  ( ) 不燃 準不燃</p>
--	---

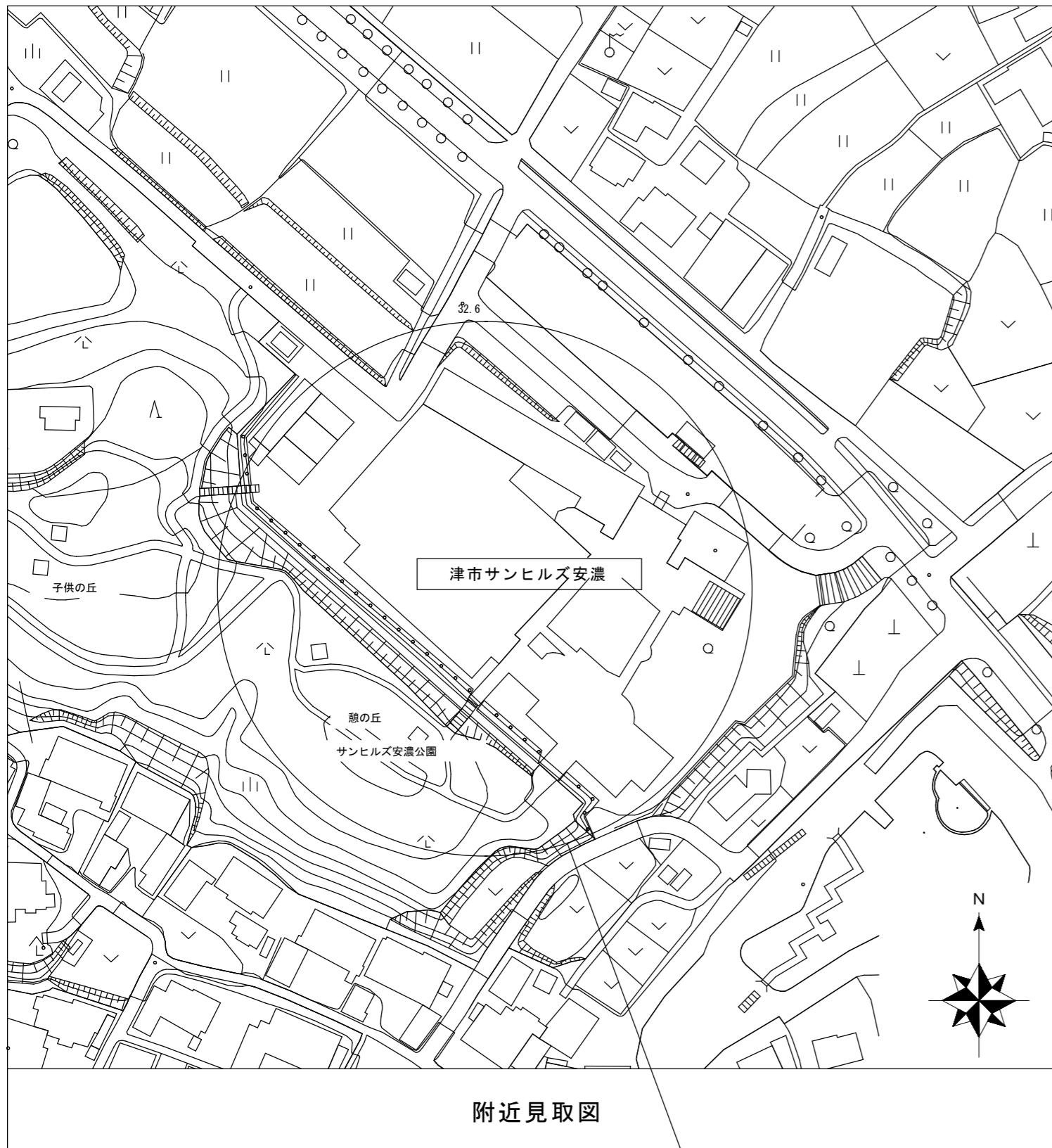
<p>8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) (7.9.2)～(7.9.4) (表7.9.1)～(表7.9.4)</p> <p>9 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)</p> <p>10 合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)</p> <p>11 ヴレタン樹脂ワニス塗り(UO) (7.12.2) (表7.12.1)</p> <p>12 オイルステイン塗り(OS) (7.13.2) (表7.13.1)</p> <p>13 木材保護塗料塗り(WP) (7.14.2) (表7.14.1)</p>	<p>種別 下地 コンクリート、モルタル、 ブロッパー、セッコウボード、 その他ボード面 木部(屋内) 鉄鋼面(屋内) 亜鉛めっき鋼面(屋内)</p> <p>種別 A種 B種 C種 しみ止め( )</p> <p>種別 A種 B種 C種 しみ止め( )</p> <p>種別 A種 B種 C種</p> <p>種別 A種 B種</p> <p>塗料 ( )</p> <p>種別 A種 B種</p>	<p>① 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)</p> <p>② 溶接金網 (8.2.2)</p> <p>③ 加工 (8.3.2)</p> <p>④ 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)</p> <p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・改修標準仕様書(8.3.4)(3)(7)による ・図示(図面番号: )</p> <p>継手位置 ・各部配筋参考図による ・図示(図面番号: )</p> <p>先組み工法等 ・柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける</p> <p>鉄筋の定着長さ ・改修標準仕様書(表8.3.4)による ・(表8.3.4)のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 図示(図面番号: ) ・図示(図面番号: )</p> <p>帯筋組立の形、継手及び定着 ・図示(図面番号: )</p> <p>5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)</p> <p>6 各部配筋</p> <p>7 ガス圧接 (8.3.8)</p> <p>(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨フレースの設置工事等)</p> <p>8 剥裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)</p> <p>9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)</p> <p>⑧ (コンクリート工事一般事項) 1 コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)</p> <p>⑨ 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4) (表8.1.4)</p> <p>⑩ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)</p>	<p>骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ・A.L.(コンクリート中のアルカリ総量を規制) ・A(安全と認められる骨材を使用) なお、A.Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回／6ヶ月かつ施工場が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。 ・特殊な骨材の使用 ・フェロニッケルスラグ細骨材 ・銅スラグ細骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材H(普通エコセメントを使用するコンクリートに限る)</p> <p>・混和剤 混和剤の種類 ・改修標準仕様書(8.2.5)(4)(a)による ・図示(図面番号: )</p> <p>・混和材 混和材の種類 ・改修標準仕様書(8.2.5)(4)(b)による ・図示(図面番号: )</p> <p>構造体強度補正値(S) ・3N/mm<sup>2</sup> 6N/mm<sup>2</sup> ( )</p> <p>6 養生 (8.7.7)</p> <p>7 型枠 (8.2.7) (8.7.8)</p> <p>8 置中コンクリート (8.10.2)</p> <p>9 無筋コンクリート (8.11.1)</p> <p>10 コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)</p> <p>11 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)</p>
<p>8 の 1 耐震改修工事 (8.1.1) (8.1.2)</p> <p>8 の 2 耐震改修工事 (8.21.2)</p> <p>8 の 2 耐震改修工事 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)</p> <p>3 既存部分の撤去等 (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)</p>	<p>工事内容 ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨プレースの設置工事 ・柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・柱補強工事(鋼板巻き工法又は帶板巻き付け工法) ・柱補強工事(連続繊維補強工法) ・耐震スリット新設工事 ・免震改修・制振改修工事 ・免震改修・制振改修工事</p> <p>工事種別 ・鉄筋工事 ・あと施工アンカーワーク ・コンクリート工事 ・鉄骨工事 ・グラウト工事 ・連続繊維補強工事 ・スリット新設工事 ・免震改修・制振改修工事 ・土工事及び地業工事</p> <p>撤去の範囲 ・図示(図面番号: ) ・新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・( )</p> <p>既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置</p> <p>本工事の範囲 ・本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。</p> <p>撤去範囲 ・図示(図面番号: )</p> <p>既存構造体の撤去 撤去範囲 ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>既存構造体の撤去 撤去範囲 ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断 鉄筋の切断 範囲 ・既存鉄筋は切断せず残す ・( )・適用なし</p> <p>・コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する ・( )・適用なし</p> <p>・コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する ・( )</p> <p>はつりだした鉄筋の処置 ・鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・( )</p> <p>はつりだした鉄骨の処置 ・発泡スチロール等で養生する。 ・( )</p> <p>既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ・平均深さ2～5mmで最大深さ5～7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15～30%程度の面積となるように施す。 ・図示(図面番号: )</p>	<p>材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による 種別 径(mm) SD295A D10 SD345 SD390 ( )</p> <p>網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法 鉄線の径(mm)</p> <p>90°未満の折曲げの内法直径 ・図示(図面番号: )</p> <p>4 混合材料 (8.2.5)</p> <p>5 調合管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)</p> <p>6 養生 (8.7.7)</p> <p>7 型枠 (8.2.7) (8.7.8)</p> <p>8 置中コンクリート (8.10.2)</p> <p>9 無筋コンクリート (8.11.1)</p> <p>10 コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)</p>	
<p>8 の 2 耐震改修工事 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.4)</p> <p>3 既存部分の処理 既存構造体コンクリート面の目荒らし 目荒らし程度 ・平均深さ2～5mmで最大深さ5～7mm程度の凹面を、打継ぎ面の15～30%程度の面積となるように施す。 ・図示(図面番号: )</p>	<p>1 通用範囲 ・( )</p> <p>5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5) (表8.3.6)</p> <p>6 各部配筋</p> <p>7 ガス圧接 (8.3.8)</p> <p>(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨フレースの設置工事等)</p> <p>8 剥裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)</p> <p>9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)</p> <p>⑧ (コンクリート工事一般事項) 1 コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)</p> <p>⑨ 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4) (表8.1.4)</p> <p>⑩ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)</p> <p>⑧ (コンクリート工事一般事項) 1 コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)</p> <p>⑨ 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4) (表8.1.4)</p> <p>⑩ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)</p>	<p>部別位のコンクリートの打設工法の指定 補強工法 打設工法 部位</p> <p>・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・工法指定なし ・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・( ) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(7)及び(2) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(1)(4)及び(3) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・工法指定なし ・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>・( ) ・図示(図面番号: ) ・( )</p> <p>柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・泡エボキシ樹脂等を埋込む ・( )</p> <p>柱頭柱脚の隙間寸法 ・図示(図面番号: )</p> <p>打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ ・図示(図面番号: ) 60mm ( )</p> <p>11 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)</p>	

8 の 9  耐震補強工事 スリット新設工事 免震改修工事 制振改修工事	<p>(耐震スリット新設工事)</p> <p>1 スリットの種類</p> <p>(8. 25. 1) (8. 25. 2)</p>	<p>付着強度試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施する (JIS A6909に準拠する)</li> <li>試験数量 ( )</li> <li>実施しない</li> </ul> <p>耐震スリットの種類及び形状</p> <p>完全スリットの形状</p>																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>一般型</th><th>一面せん断型</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記号</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>形状</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>幅W (mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>		一般型	一面せん断型	記号			形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	幅W (mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	既存鉄筋の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>						
	一般型	一面せん断型																					
記号																							
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>																					
幅W (mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>																					
既存鉄筋の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>																					
2 スリットの施工		<p>部分スリットの形状</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>片側スリット</th><th>両面スリット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記号</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>形状</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>幅W (mm)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>目地部の残存厚さ</td><td>壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td><td>壁厚の1/2以下かつ70mm以下</td></tr> <tr> <td>ts (mm)</td><td>( )</td><td>( )</td></tr> <tr> <td>既存鉄筋の処理</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>切断してよい</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>		片側スリット	両面スリット	記号			形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	幅W (mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	目地部の残存厚さ	壁厚の1/2以下かつ70mm以下	壁厚の1/2以下かつ70mm以下	ts (mm)	( )	( )	既存鉄筋の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>切断してよい</li> </ul>
	片側スリット	両面スリット																					
記号																							
形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul>																					
幅W (mm)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul>																					
目地部の残存厚さ	壁厚の1/2以下かつ70mm以下	壁厚の1/2以下かつ70mm以下																					
ts (mm)	( )	( )																					
既存鉄筋の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>既存鉄筋はつり出し</li> <li>切断してよい</li> <li>( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>存置する</li> <li>切断してよい</li> </ul>																					
<p>スリット部の配管等の調査</p> <p>範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。</li> <li>図示 (図面番号 : )</li> <li>( )</li> </ul> <p>方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋探査機 (金属探知器) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。</li> </ul> <p>スリットの逃げ位置</p> <table> <tbody> <tr> <td>壁上端部</td><td>・ 梁との接合部</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td>壁の柱きわ部</td><td>・ 柱の上上げを逃げたきわ部</td><td>・ ( )</td></tr> <tr> <td>壁下端部</td><td>・ 床仕上げ上部</td><td>・ 床体上部</td><td>・ ( )</td></tr> </tbody> </table> <p>撤去部の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示 (図面番号 : )</li> </ul> <p>充填材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火材 使用箇所 ( ) 仕様 ( )</li> <li>遮音材 使用箇所 ( ) 仕様 ( )</li> </ul> <p>(8. 26. 1) ~ (8. 27. 9)</p> <p>免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。</p>	壁上端部	・ 梁との接合部	・ ( )	壁の柱きわ部	・ 柱の上上げを逃げたきわ部	・ ( )	壁下端部	・ 床仕上げ上部	・ 床体上部	・ ( )													
壁上端部	・ 梁との接合部	・ ( )																					
壁の柱きわ部	・ 柱の上上げを逃げたきわ部	・ ( )																					
壁下端部	・ 床仕上げ上部	・ 床体上部	・ ( )																				

9 環境配慮改修工事	<p>地盤の載荷試験 試験方法・平板載荷 ( ) 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置・図示(面番号: ) 載荷荷重 ( kN) 報告書・提出部数 2部</p> <p>杭地盤の工法、寸法 ・図示(面番号: )</p> <p>杭頭処置 ・行う 行わない</p> <p>砂利及び砂利地盤 範囲・図示(面番号: ) 厚さ (mm) 60 ( )</p> <p>捨てコンクリート地盤 範囲・図示(面番号: ) 厚さ (mm) 50 ( )</p>																																																																
	<p>1 石綿含有建材の除去工事 (9.1.1)</p> <p>施工調査 ・石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。</p> <p>調査範囲・図示(面番号: ) ( )</p> <p>貸与資料 ( )</p> <p>・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクリルライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 ・JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販パルクルからの試料採取及び定性的判定方法)による ・JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による ・JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による ・JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)による</p>																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析</th> <th>定量分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> </tr> <tr> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> </tr> <tr> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> </tr> <tr> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> <td>・箇所数 ( )</td> </tr> </tbody> </table> <p>サンプル数 1箇あたり3サンプル 採取箇所・図示(面番号: ) ( )</p>					材料名	定性分析	定量分析	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )																																													
	材料名	定性分析	定量分析																																																														
	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )																																																														
	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )																																																														
	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )																																																														
・箇所数 ( )	・箇所数 ( )	・箇所数 ( )																																																															
<p>石綿粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定期間</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定2</td> <td></td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定4</td> <td></td> <td>負圧・除じん装置の排出吹出 口</td> <td>出口吹出し風速1m/s 以下の位置</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定5</td> <td></td> <td></td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定6</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後シート撤去後 週間</td> <td>処理作業室内</td> <td>計 点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定8</td> <td>以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メンブレンフィルタ直徑 (mm)</th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量 (L/min)</td> <td>・ 1 ( )</td> <td>・ 5 ( )</td> <td>・ 10 ( )</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間 (min)</td> <td>・ 5 ( )</td> <td>・ 120 ( )</td> <td>・ 240 ( )</td> </tr> </tbody> </table>					適用	測定名称	測定期間	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点	・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点	・	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出 口	出口吹出し風速1m/s 以下の位置	・	測定5			計 点	・	測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点	・	測定7	処理作業後シート撤去後 週間	処理作業室内	計 点	・	測定8	以降	調査対象室外部の付近	計 点	メンブレンフィルタ直徑 (mm)	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	25	25	25	47	試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ( )	・ 5 ( )	・ 10 ( )	試料の吸引時間 (min)	・ 5 ( )	・ 120 ( )	・ 240 ( )
適用	測定名称	測定期間	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)																																																													
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 点																																																													
・	測定2		調査対象室外部の付近	計 点																																																													
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	計 点																																																													
・	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出 口	出口吹出し風速1m/s 以下の位置																																																													
・	測定5			計 点																																																													
・	測定6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点																																																													
・	測定7	処理作業後シート撤去後 週間	処理作業室内	計 点																																																													
・	測定8	以降	調査対象室外部の付近	計 点																																																													
メンブレンフィルタ直徑 (mm)	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																														
25	25	25	47																																																														
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ( )	・ 5 ( )	・ 10 ( )																																																														
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ( )	・ 120 ( )	・ 240 ( )																																																														
<p>(9.1.3)</p> <p>・石綿含有吹付け材の除去 除去対象範囲・図示(面番号: ) 除去方法・改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ( ) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止 潤滑化 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融又は無害化による)</p>																																																																	
<p>(9.1.4)</p> <p>・石綿含有保温材等の除去 除去対象範囲・図示(面番号: ) 除去方法・改修標準仕様書9.1.4(1)による ( ) 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融又は無害化による)</p>																																																																	
<p>(9.1.5)</p> <p>・石綿含有成形板の除去 除去対象範囲・図示(面番号: ) 石綿含有せっこうボードの処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分 ・埋立処分(安定型最終処分場) 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>・石綿含有仕上塗材の除去 除去対象範囲・図示(面番号: ) 除去した石綿含有仕上塗材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) 中間処理(溶融又は無害化による)</p> <p>※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け 環水大大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材から の石綿粉じん飛散防止技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に に基づき適切に処理すること。</p>																																																																	

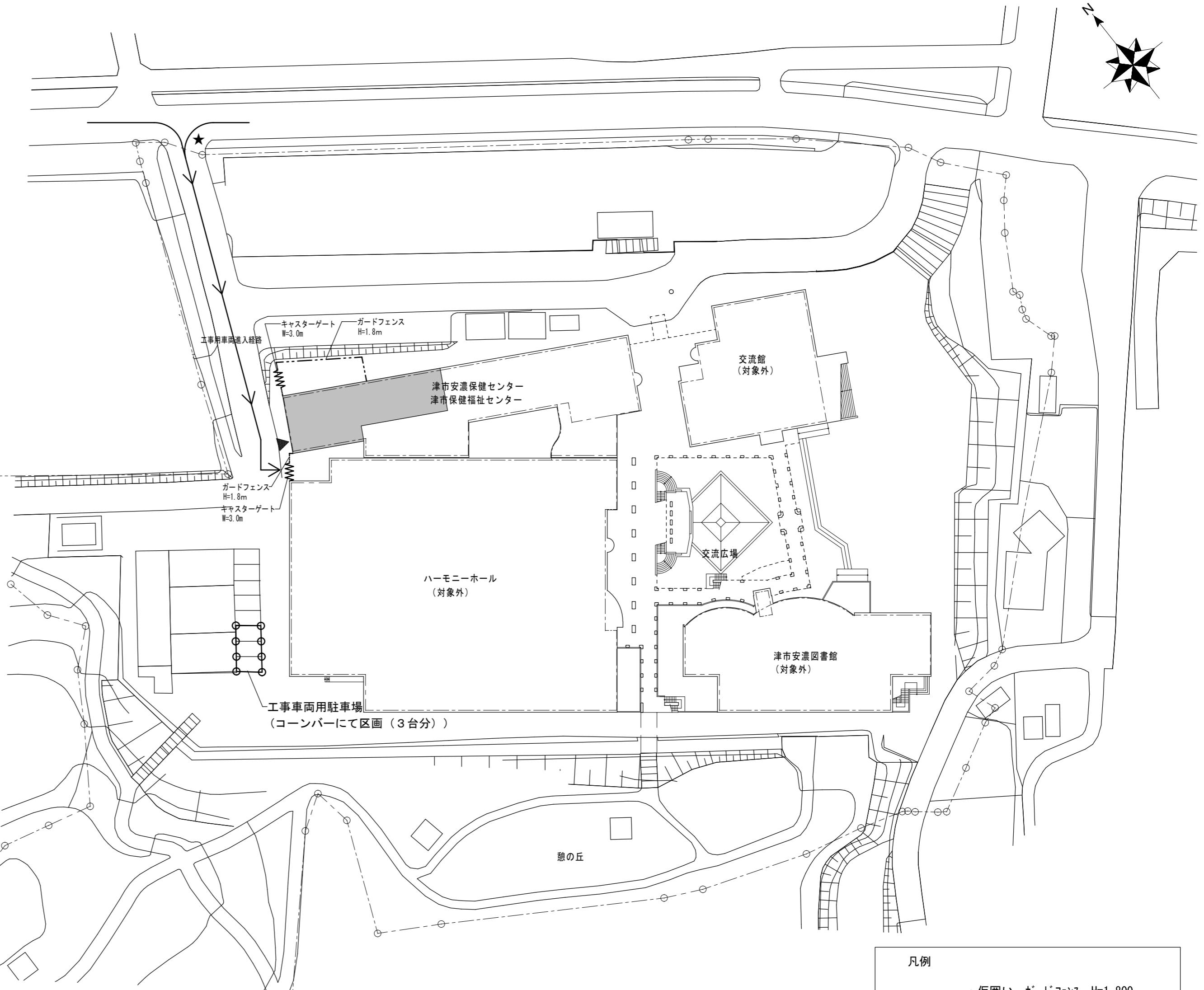
<p>2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)~(9.2.3)</p> <p>3 外断熱改修工事 (9.3.2)</p> <p>改修特記仕様書3章による</p> <p>断熱材 種類 厚さ [mm]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材</li> <li>・フェノールフォーム断熱材</li> <li>・ロックウール断熱材</li> <li>・グラスウール断熱材</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p>施工箇所 ・図示(面番号: ) ( )</p> <p>外装材 種類 防火性能 備考</p> <p>既存外壁の措置 既存外壁上部材の撤去 あり なし 下地面の清掃 行う 行わない 欠損部の改修工法 充填工法 モルタル塗替え工法 ( )</p> <p>工法 通気層の有無 あり ( mm) なし 断熱材の施工 断熱材製造所の仕様による ( ) 外装材の施工 外装材製造所の仕様による ( ) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の ( 1 1.15 1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない 不陸等の下地調整 行う</p> <p>4 断熱・防露改修工事 (9.5.2)</p> <p>断熱材打込み工法 種類 厚さ [mm]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材</li> <li>・フェノールフォーム断熱材</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p>施工箇所 図示(面番号: ) ( )</p> <p>断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 A種1 A種1H 厚さ (mm) 25 30 ( ) 施工箇所 図示(面番号: )</p> <p>現場発泡断熱材 (品質・性能) 工事建築材料等品質性能表による (試験方法) 工事建築材料等品質性能表による</p> <p>断熱材後張り工法 種類 せっこうボード等の張り付け 厚さ [mm]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 有 無</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 有 無</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材 有 無</li> <li>・フェノールフォーム断熱材 有 無</li> <li>・ ( ) 有 無</li> </ul> <p>施工箇所 図示(面番号: ) ( )</p> <p>5 屋上緑化改修工事 (9.6.1) (9.6.2) (9.6.3)</p> <p>植栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム ・適用する 適用しない 芝及び地被類の樹種並びに種類等 図示(面番号: ) ( ) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 図示(面番号: ) ( )</p> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の ( 1 1.15 1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない かん水装置 設置する(種類 ( )) 既存保護層の撤去 行う 行わない</p>				
--	--	--	--	--

<p>6 透水性アスファルト舗装改修工事 (9.7.2)~(9.7.7) (9.7.9)</p> <p>既存舗装の撤去及び再利用 図示(面番号: ) ( )</p> <p>路床の材料 種別 材料 厚さ [mm]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土 A種 B種 C種 D種 建設汚泥から再生した処理土 ( )</li> <li>・ ( )</li> <li>・凍土抑制層 再生クラッシャラン クラッシャラン ( )</li> <li>・切込み砂利 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ( )</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p>路床安定処理 ・添加材料による安定処理 種類 普通ポルトランドセメント フライアッシュセメントB種 ・生石灰 ( 特号 1号 ) 消石灰 ( 特号 1号 ) 添加量 ( kg/m2 ) ( 目標CBR 5 以上 )</p> <p>・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m2以上 ( ) 厚さ [mm] 0.5~1.0 ( ) 引張強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ( ) 透水係数 1.5×10^-6cm/sec 以上 ( )</p> <p>試験 路床土の支持力比(CBR)試験 行う 行わない 路床締固め度の試験 行う 行わない 現場CB試験 行う 行わない</p> <p>路盤 路盤の構成及び厚さ 図示(面番号: ) ( ) 路盤材料 再生材のクラッシャラン ・クラッシャラン鉄鋼スラグ ・ ( )</p> <p>試験 路盤締固め度の試験 行う 行わない</p> <p>舗装 材料 厚さ [mm]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレートアスファルト 図示(面番号: )</li> <li>・改質アスファルト ( I型 II型 ) ( )</li> </ul> <p>試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない 舗装の平たん性 著しい不陸がないもの ( )</p>				
---	--	--	--	--



附近見取図

工事場所

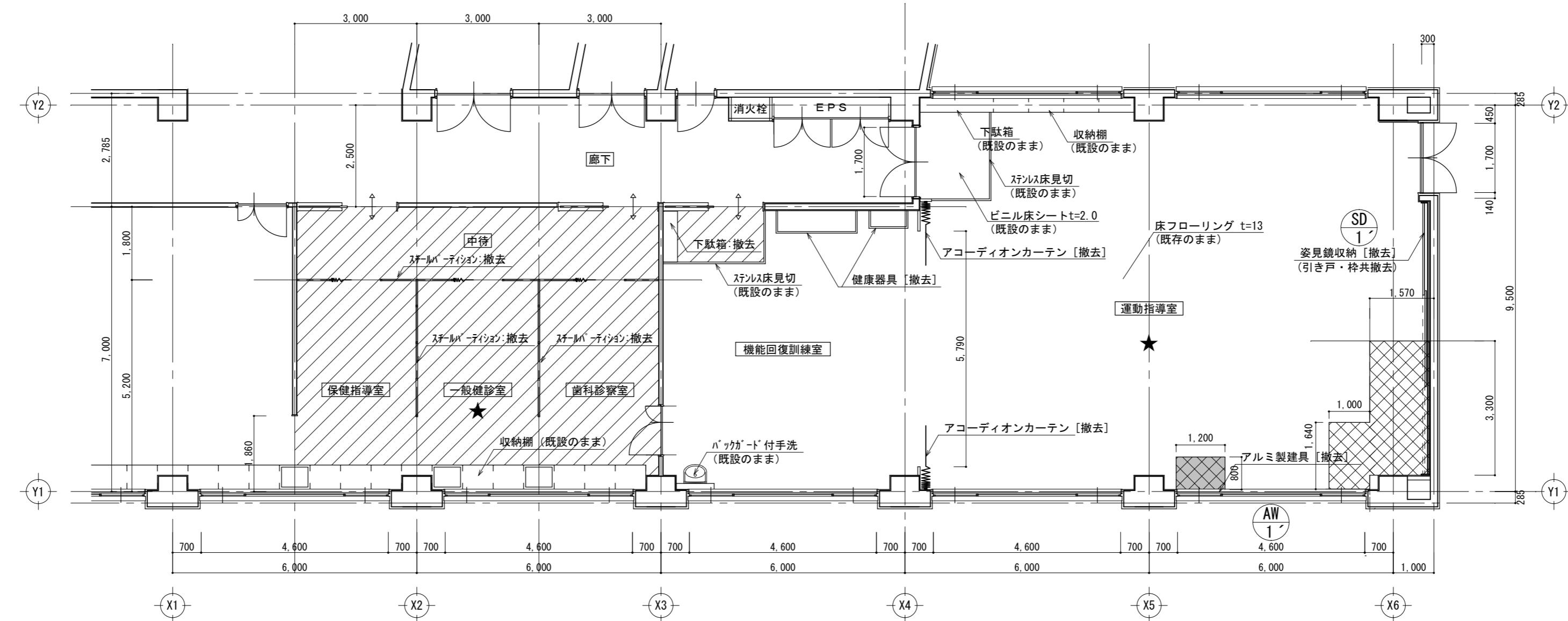
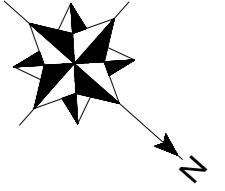
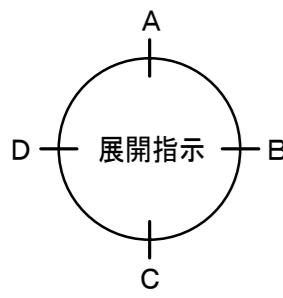


配置図兼仮設計画図 1/600

改修範囲を示す

※ 現場事務所は改修範囲内を利用すること。

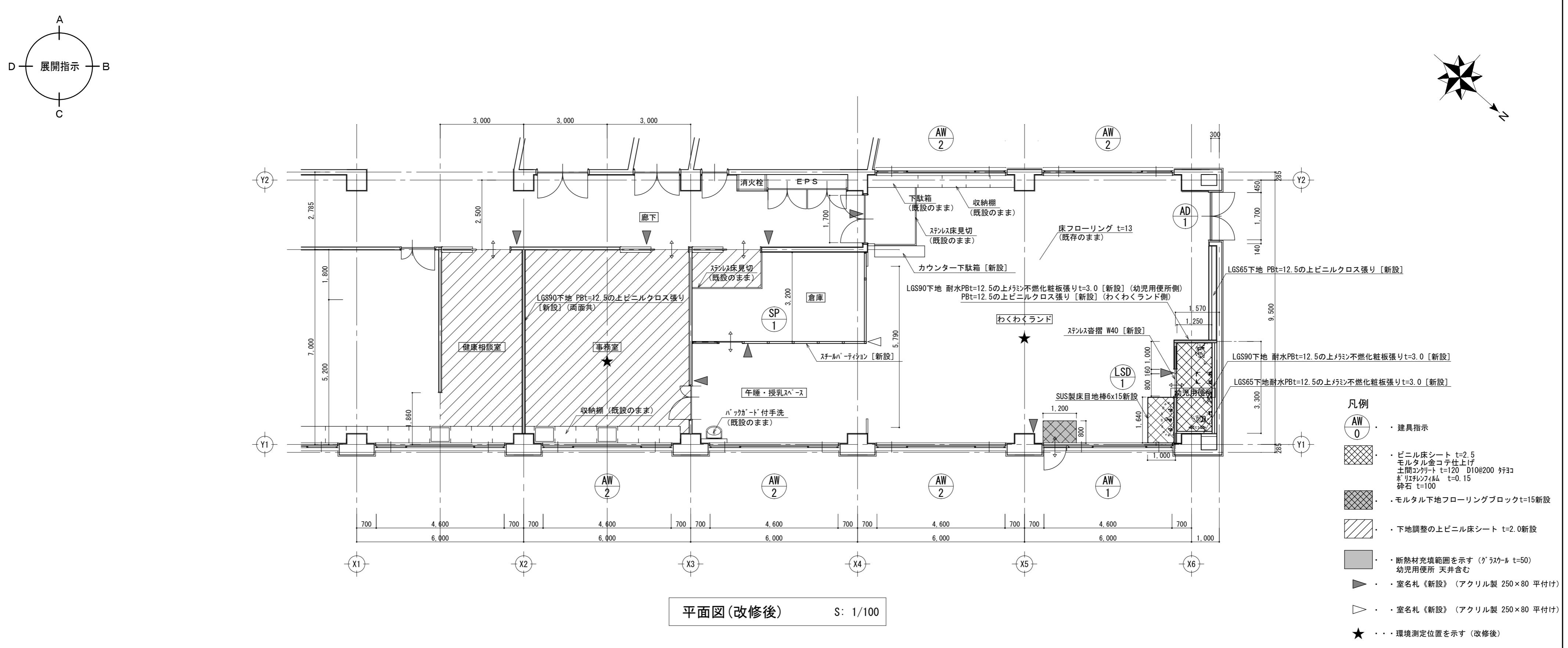
凡例	
-----	仮囲い ガードフェンス H=1,800
WWWW	キャスター門 W=3,000 H=1,800
○—○	カラーコーン (工事車両停車時設置)
→	工事用車両進入経路
★	交通誘導員 (大型車両進入時)
▲	作業員進入口



平面図(改修前)

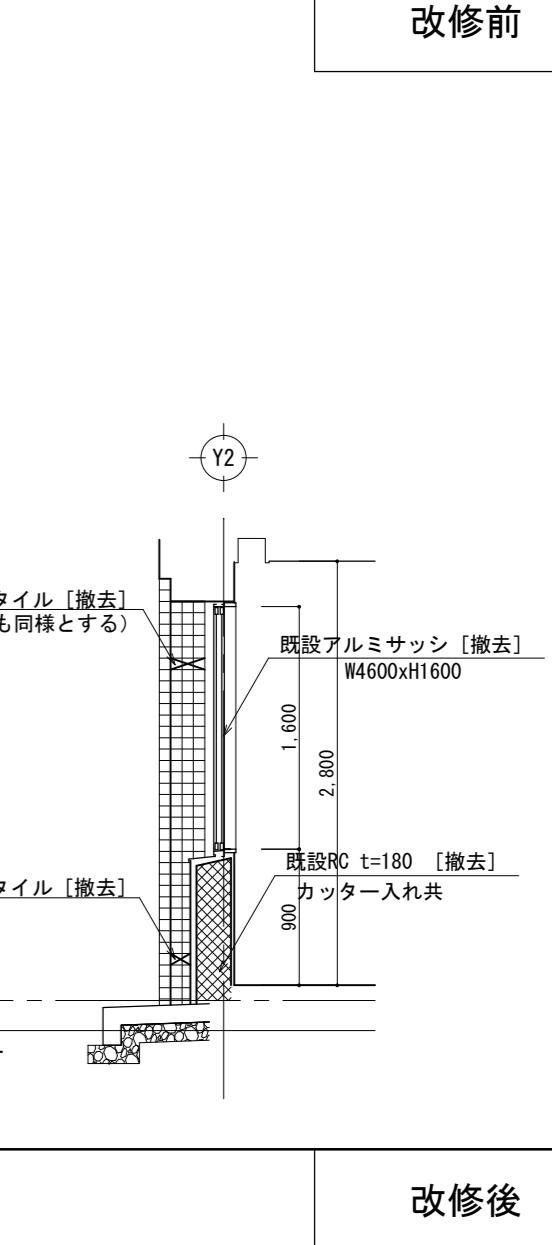
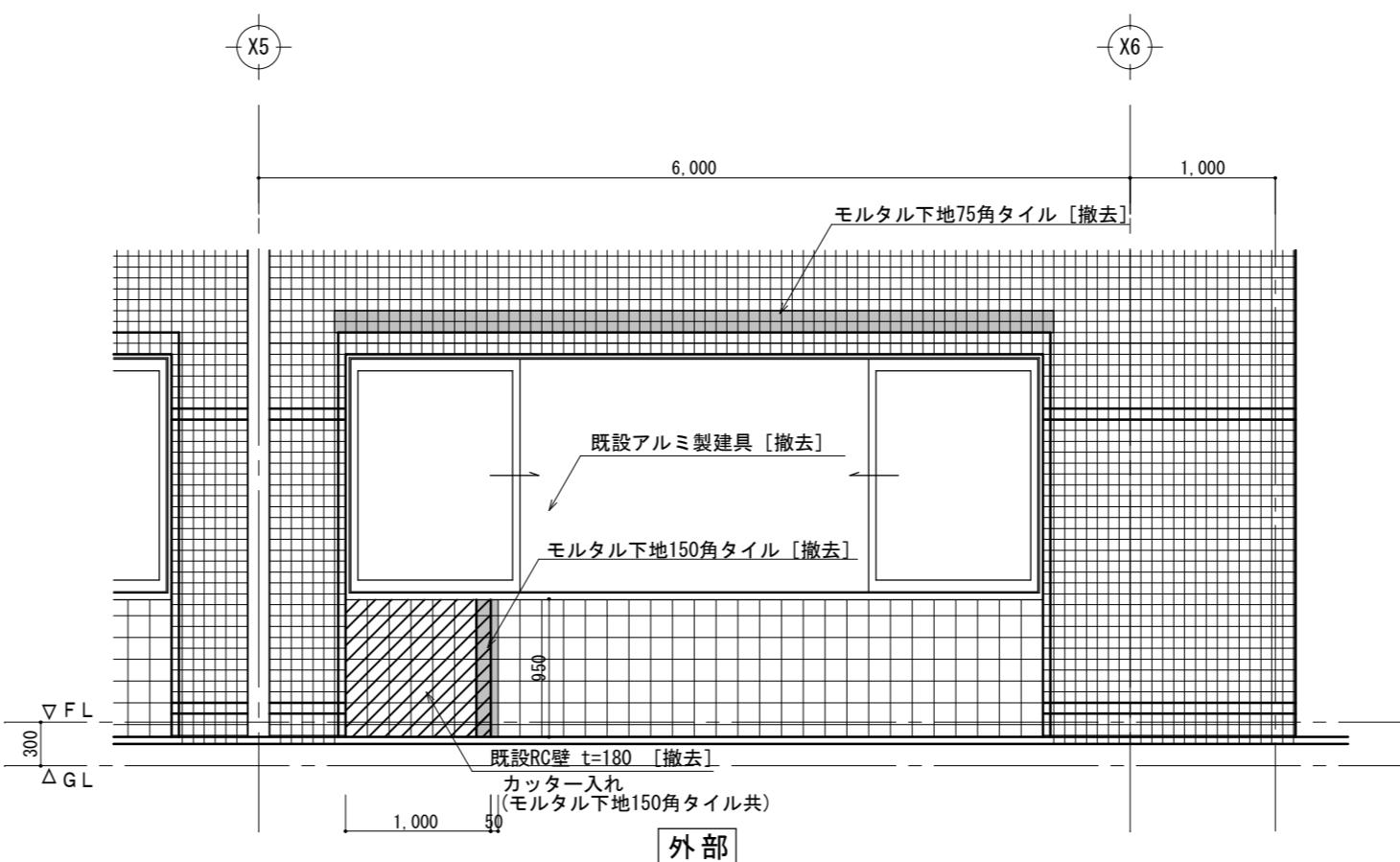
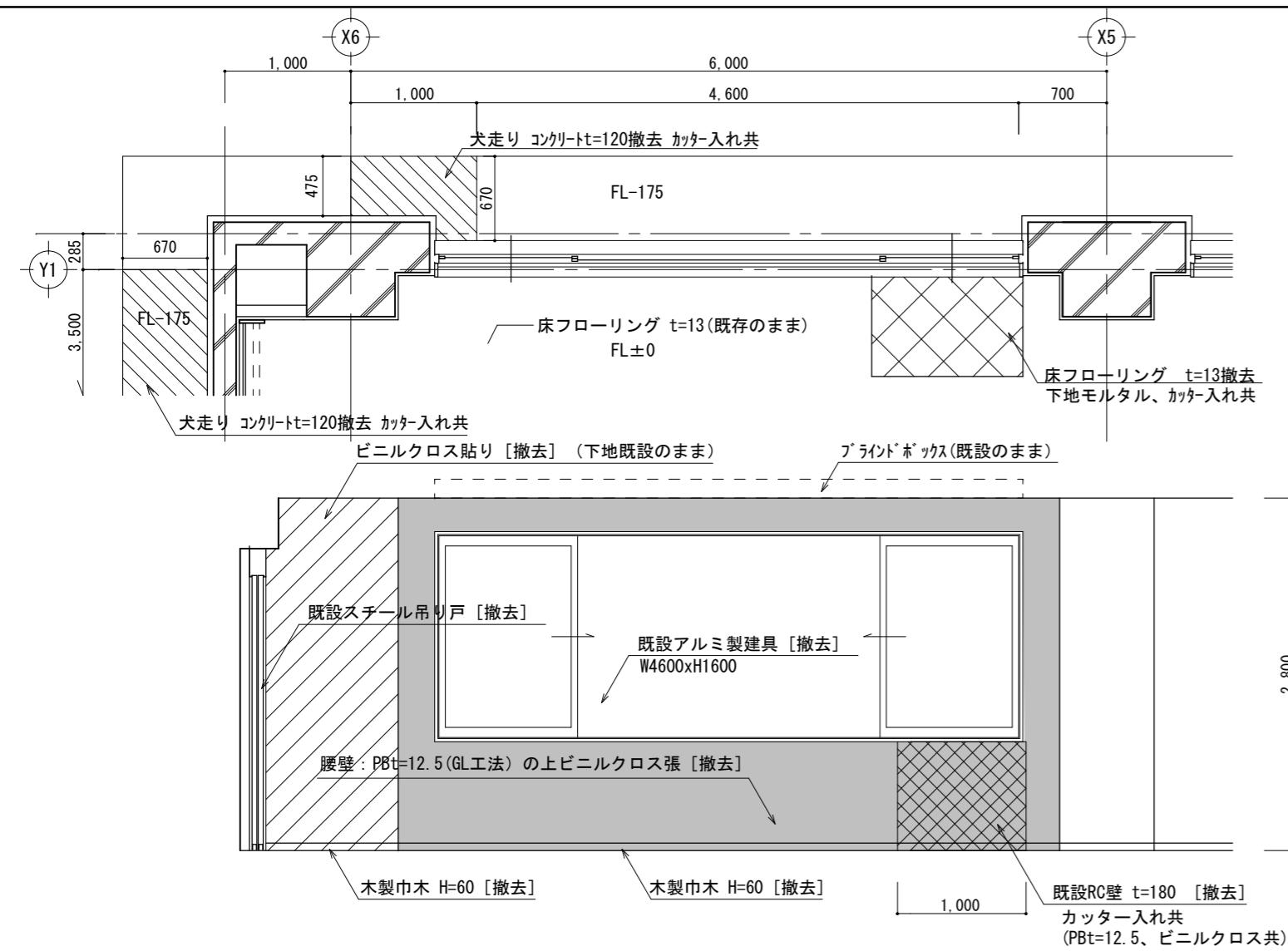
S: 1/100

内部仕上表(改修前)							
室名	床	巾木	壁	廻り縁	天井高	天井	備考
運動指導室	床フローリング t=13【一部撤去】 一部ビニル床シート t=2.0【既存のまま】	木製 H=60【一部撤去】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【一部撤去】	塩ビ製 【一部撤去】	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【一部撤去】	アコートディオンカーテン【撤去】 アリミ製建具1ヶ所【撤去】 スチール吊り戸1ヶ所【撤去】(鏡共)
機能回復訓練室	床フローリング t=13【既存のまま】 一部ビニル床シート t=2.0【撤去】	木製 H=60【既存のまま】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【一部撤去】	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【既存のまま】	下駄箱、健康器具【撤去】
中待	ビニル床シート t=2.0【撤去】	ソフト巾木 H=60【既存のまま】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【一部撤去】	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【既存のまま】	スープーパーテーション【撤去】
歯科診察室	ビニル床シート t=2.0【撤去】	ソフト巾木 H=60【既存のまま】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【一部撤去】	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【既存のまま】	スープーパーテーション【撤去】
一般検診室	ビニル床シート t=2.0【撤去】	ソフト巾木 H=60【既存のまま】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【既存のまま】	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【既存のまま】	スープーパーテーション【撤去】
保健指導室	ビニル床シート t=2.0【撤去】	ソフト巾木 H=60【既存のまま】	P B t=12( GL工法)仕上げ の上 ビニルクロス貼り【一部撤去】	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12【既存のまま】	スープーパーテーション【撤去】

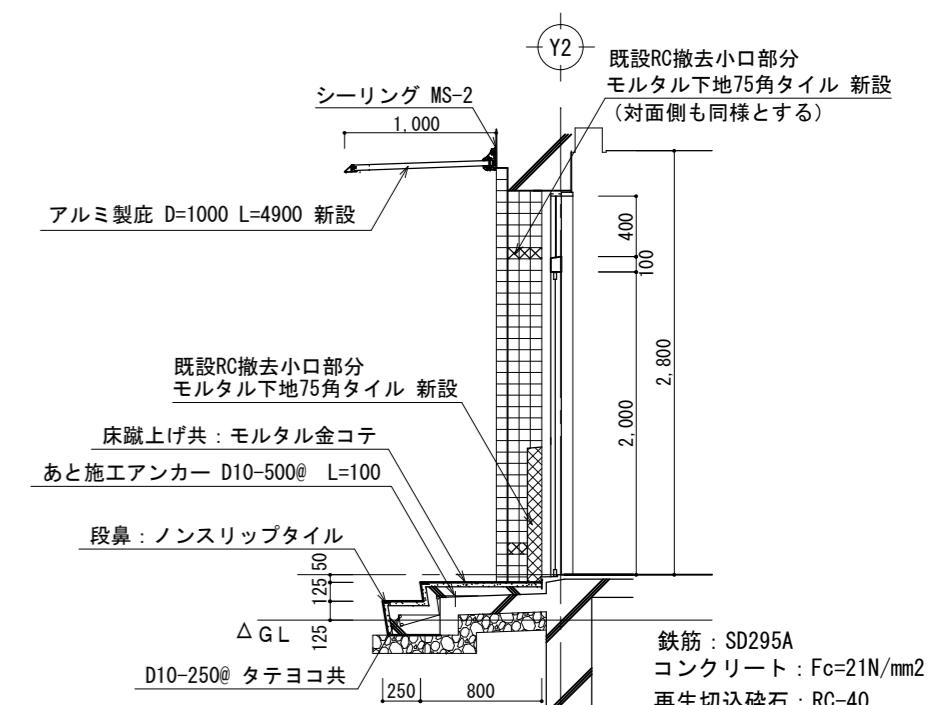
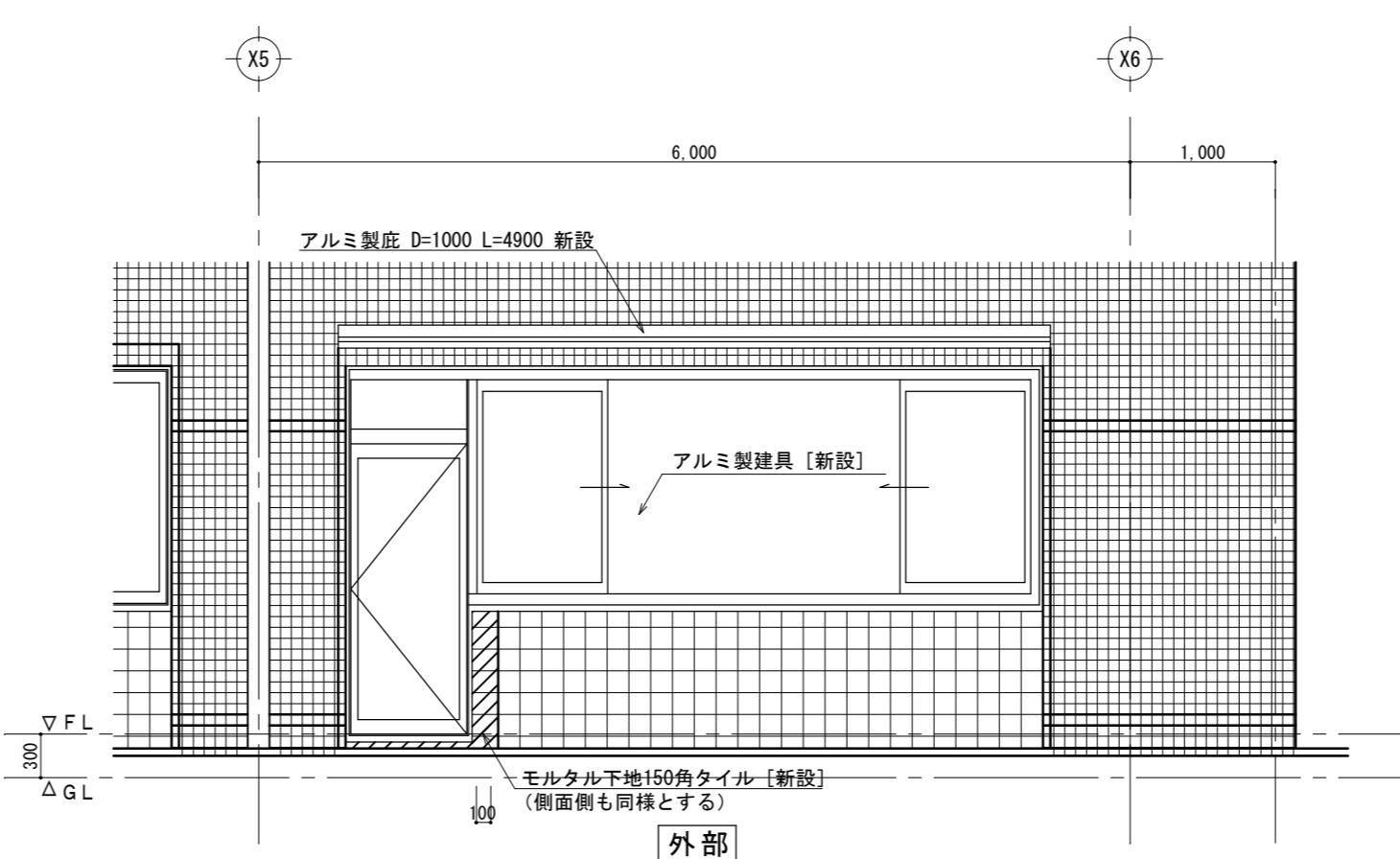
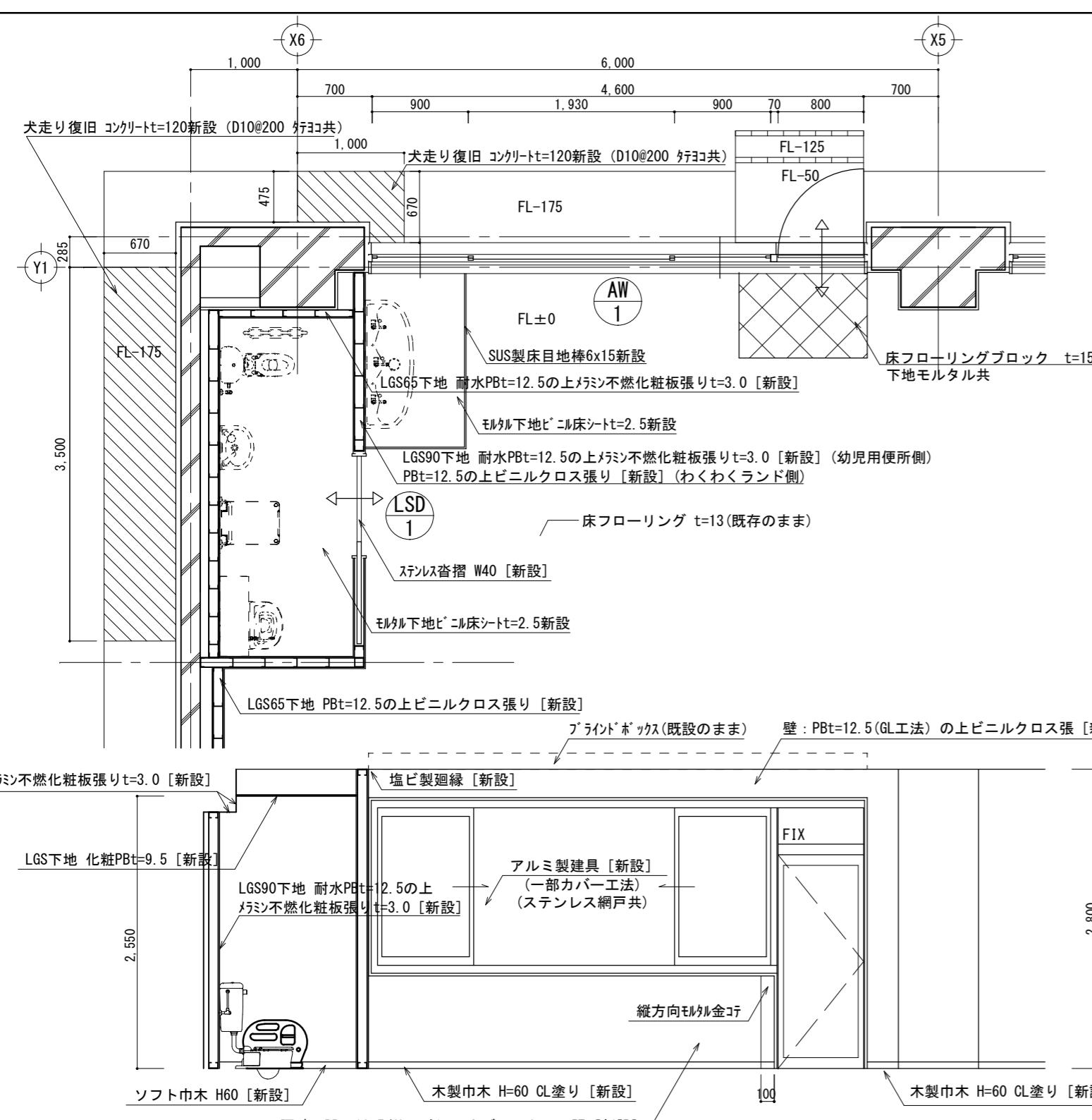


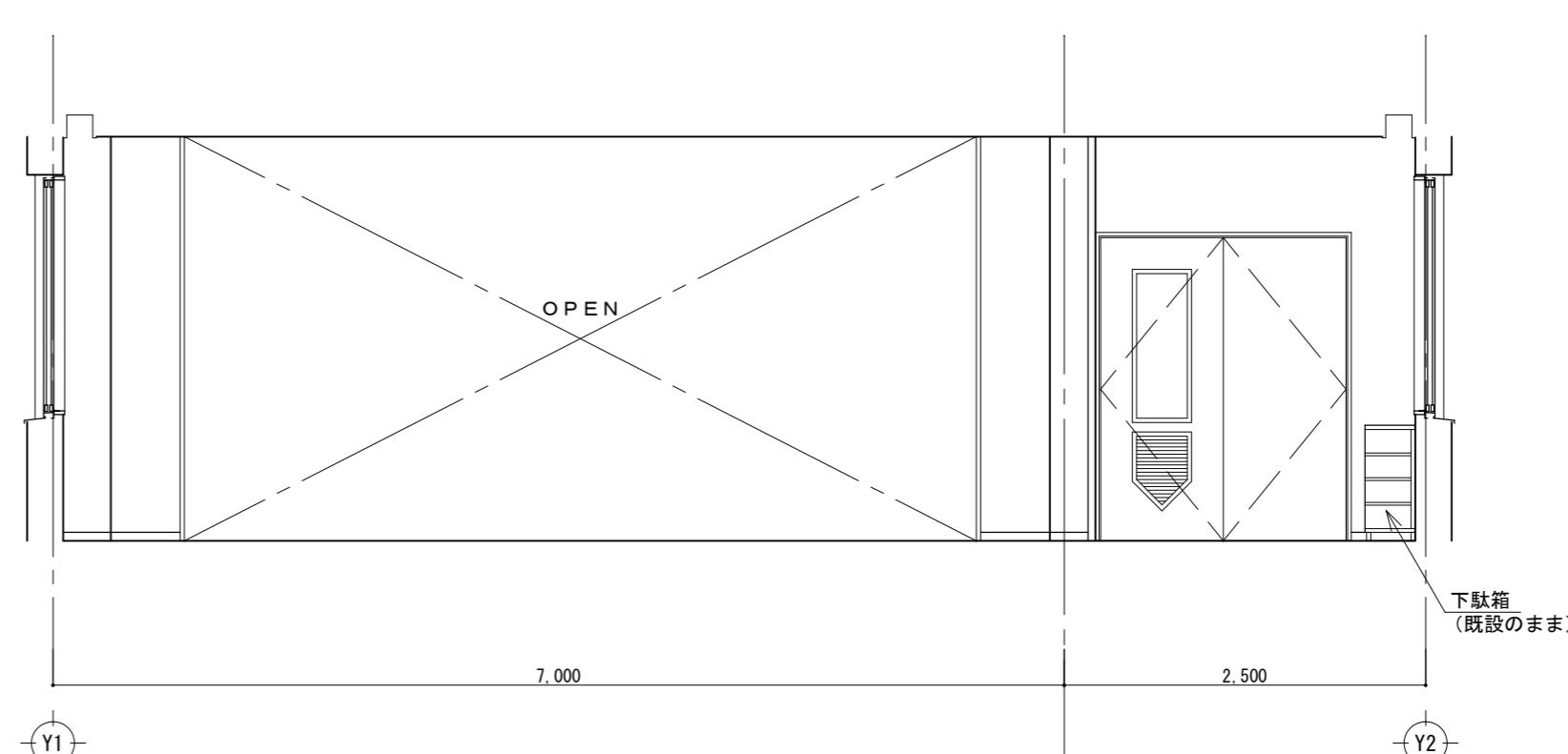
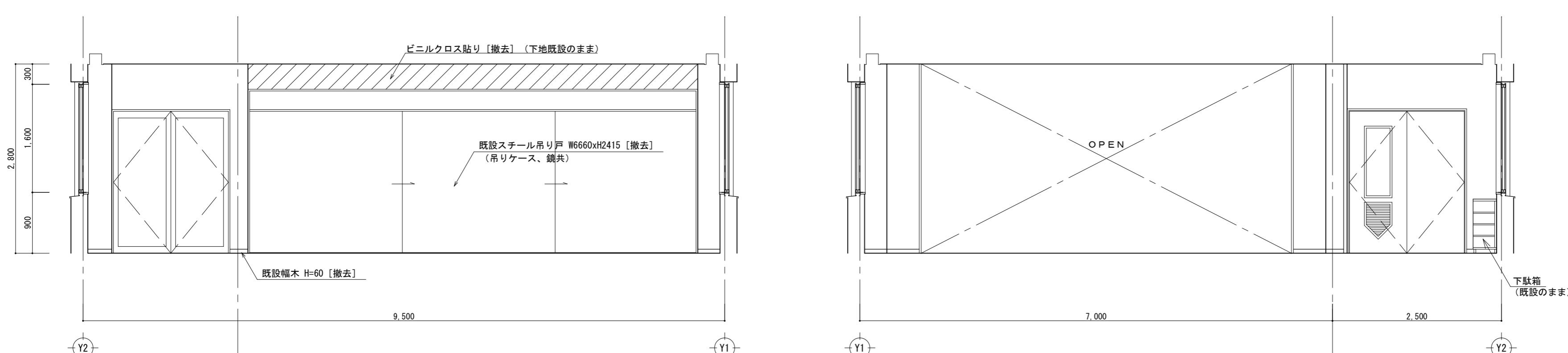
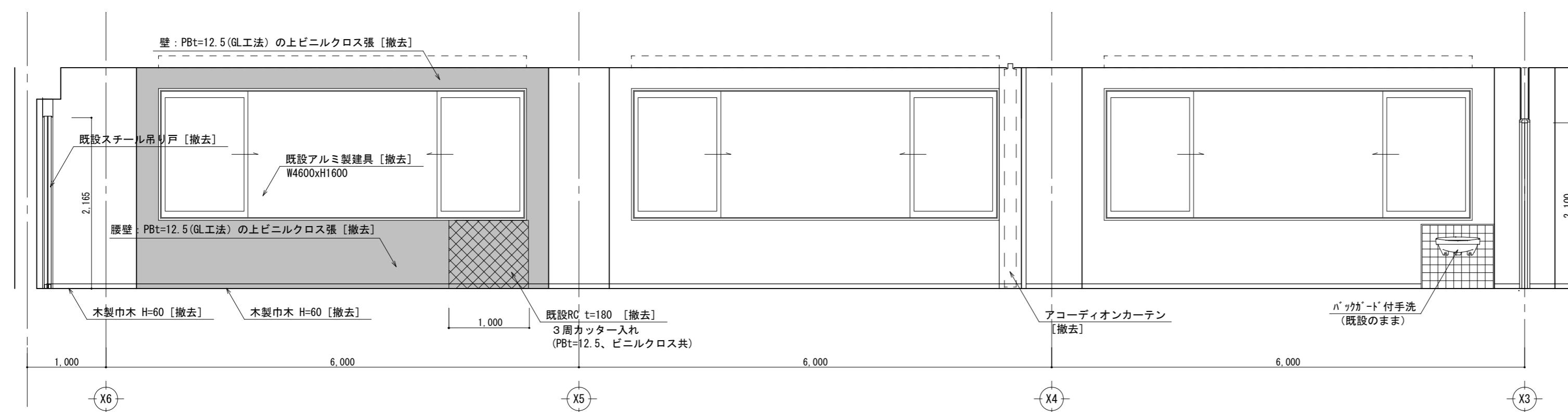
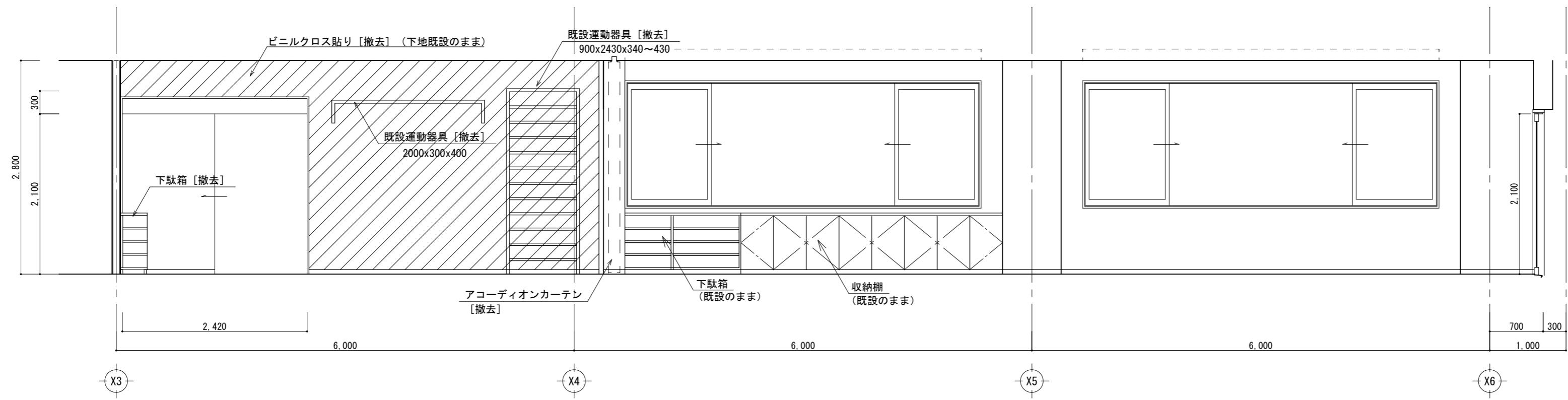
室名	床	巾木	壁	廻り縁	天井高	天井	備考
幼児用便所	ビニル床シート t=2.5 《新設》	ソフト巾木 H=60 《新設》	耐水PB t=12.5の上 メラミン不燃化粧板張り t=3.0 《新設》 <不燃>	塩ビ製 《新設》	2,550	化粧PB t=9.5 《新設》 <準不燃>	間仕切り壁: LGS90下地 一部LGS65下地
わくわくランド	床フローリング t=13 [既存のまま] 床フローリング t=15 《一部新設》 一部ビニル床シート t=2.5 《新設》	木製巾木 CL塗り H=60 《一部新設》	PB t=12.5(GL工法)の上 ビニルクロス張り 《一部新設》 PB t=12.5の上 ビニルクロス張り 《一部新設》 耐水ラワン合板t=12の上メラミン不燃化粧板張り t=3.0 《一部新設》 <不燃>	塩ビ製 《一部新設》	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12 [既存のまま]	ステンレス網戸 6ヶ所取付 《新設》 片開き戸付アルミサッシ取付 《新設》 SUS製床目地棒6x15 《新設》
午睡・授乳スペース	床フローリング t=13 [既存のまま]	ソフト巾木 H=60 [既存のまま]	PB t=12(GL工法)の上 ビニルクロス張り [既存のまま] 一部ビニルクロス張り替え <不燃>	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12 [既存のまま]	ステンレス網戸 2ヶ所取付 《新設》
倉庫	床フローリング t=13 [既存のまま] 一部ビニル床シート t=2.0 《新設》	ソフト巾木 H=60 [既存のまま]	PB t=12(GL工法)の上 ビニルクロス張り [既存のまま] 一部ビニルクロス張り替え <不燃>	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12 [既存のまま]	スチールパーテイション 《新設》
事務室	ビニル床シート t=2.0 《新設》	ソフト巾木 H=60 [既存のまま]	PB t=12(GL工法)の上 ビニルクロス張り [既存のまま] PB t=12.5の上 ビニルクロス張り 《一部新設》 一部ビニルクロス張り替え <不燃>	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12 [既存のまま]	間仕切り壁: LGS90下地
健康相談室	ビニル床シート t=2.0 《新設》	ソフト巾木 H=60 [既存のまま]	PB t=12(GL工法)の上 ビニルクロス張り [既存のまま] PB t=12.5の上 ビニルクロス張り 《一部新設》 一部ビニルクロス張り替え <不燃>	塩ビ製	2,800	ロックウール化粧吸音板 t=12 [既存のまま]	間仕切り壁: LGS90下地

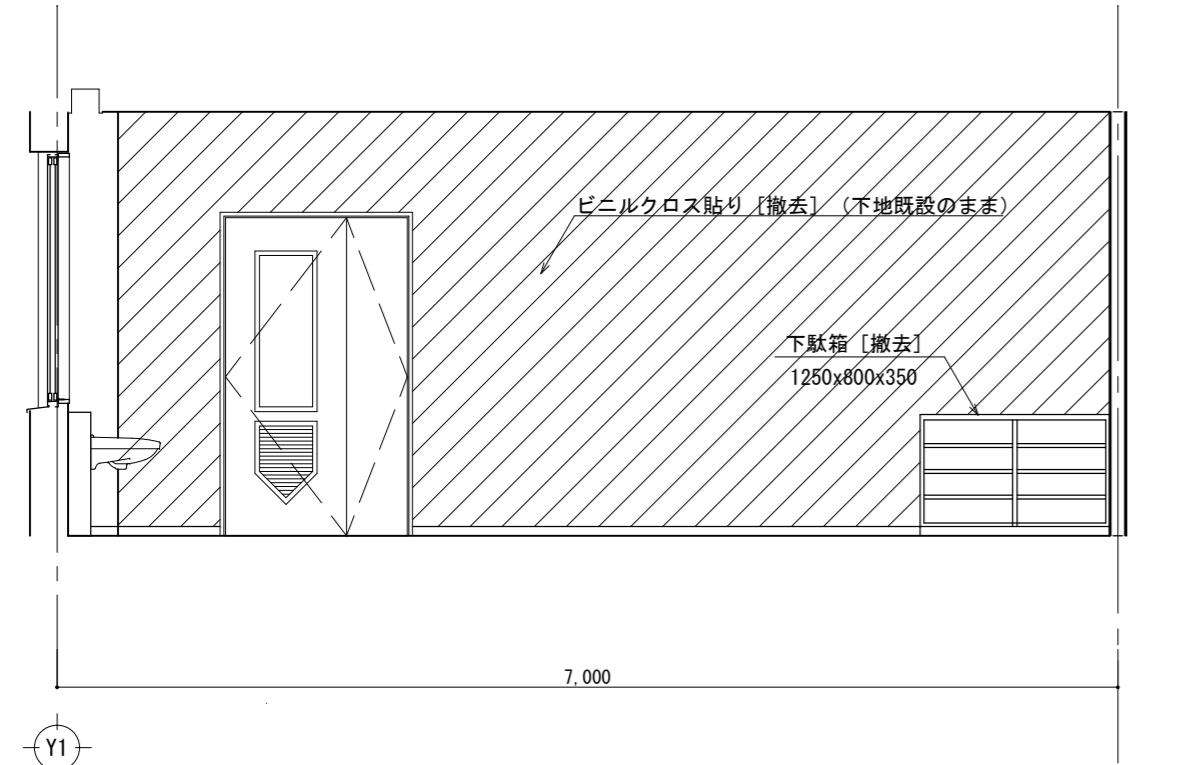
改修前



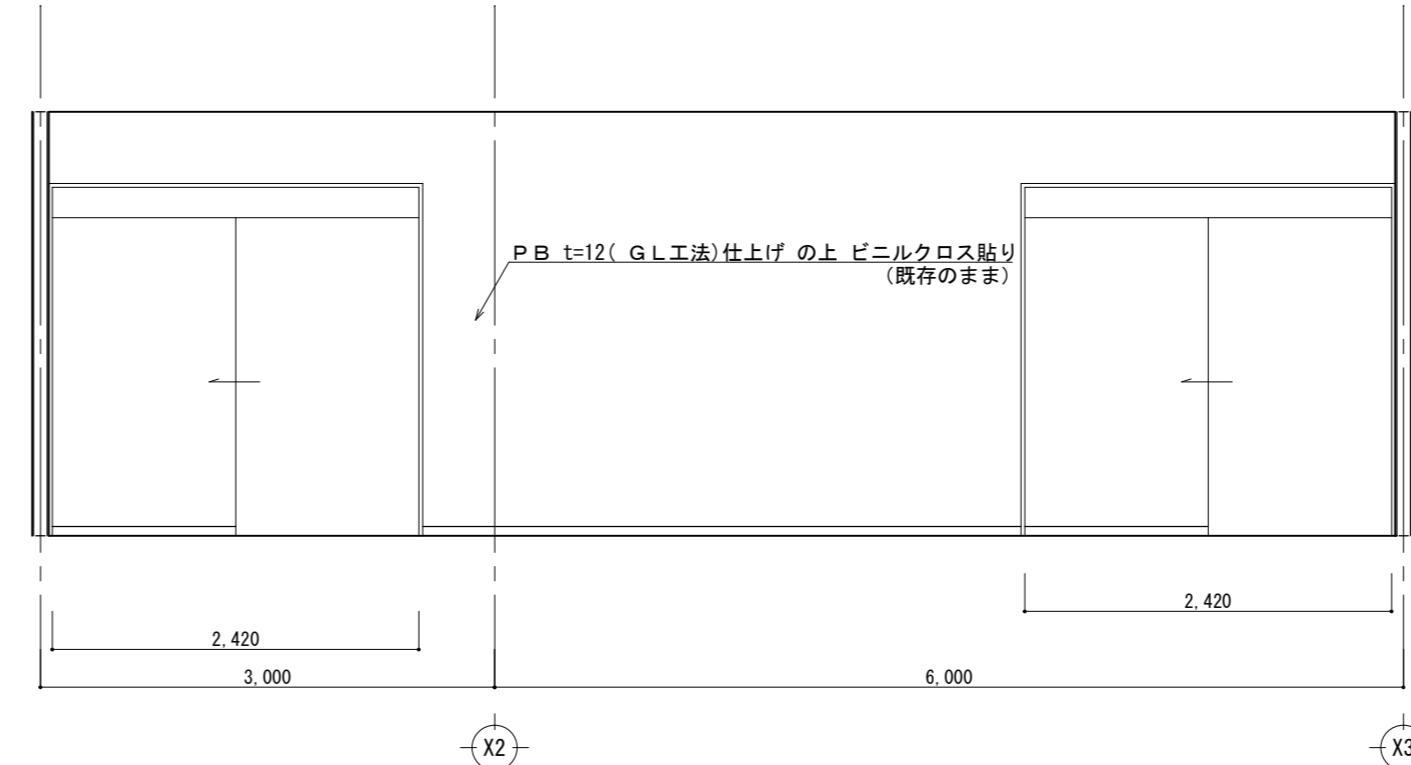
改修後



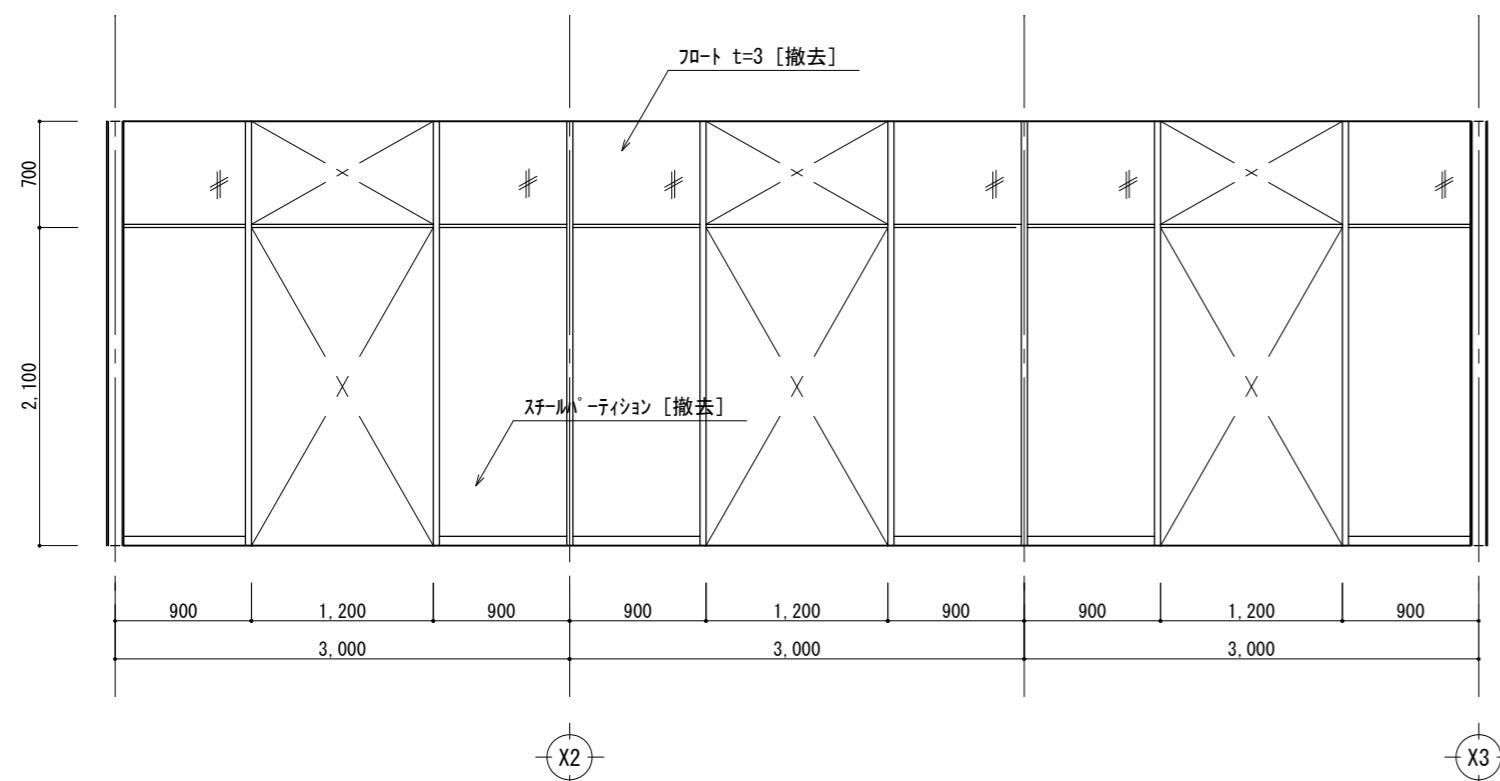




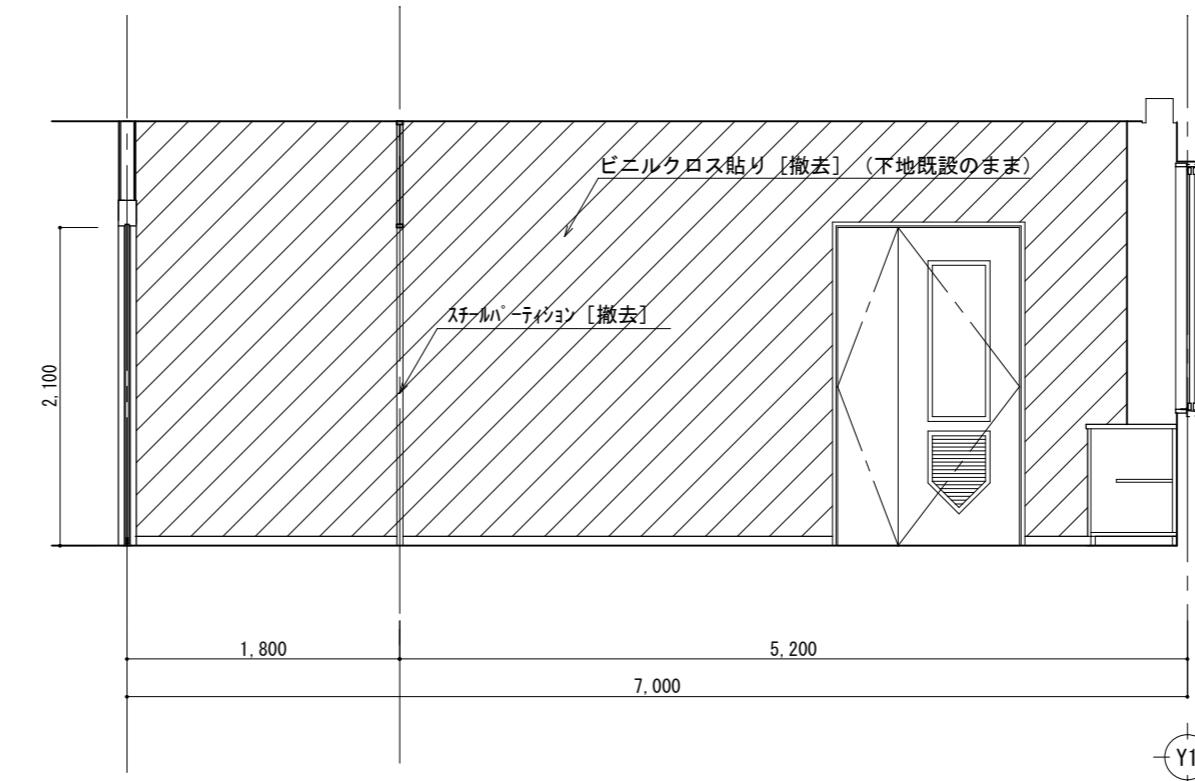
機能回復訓練室 D面



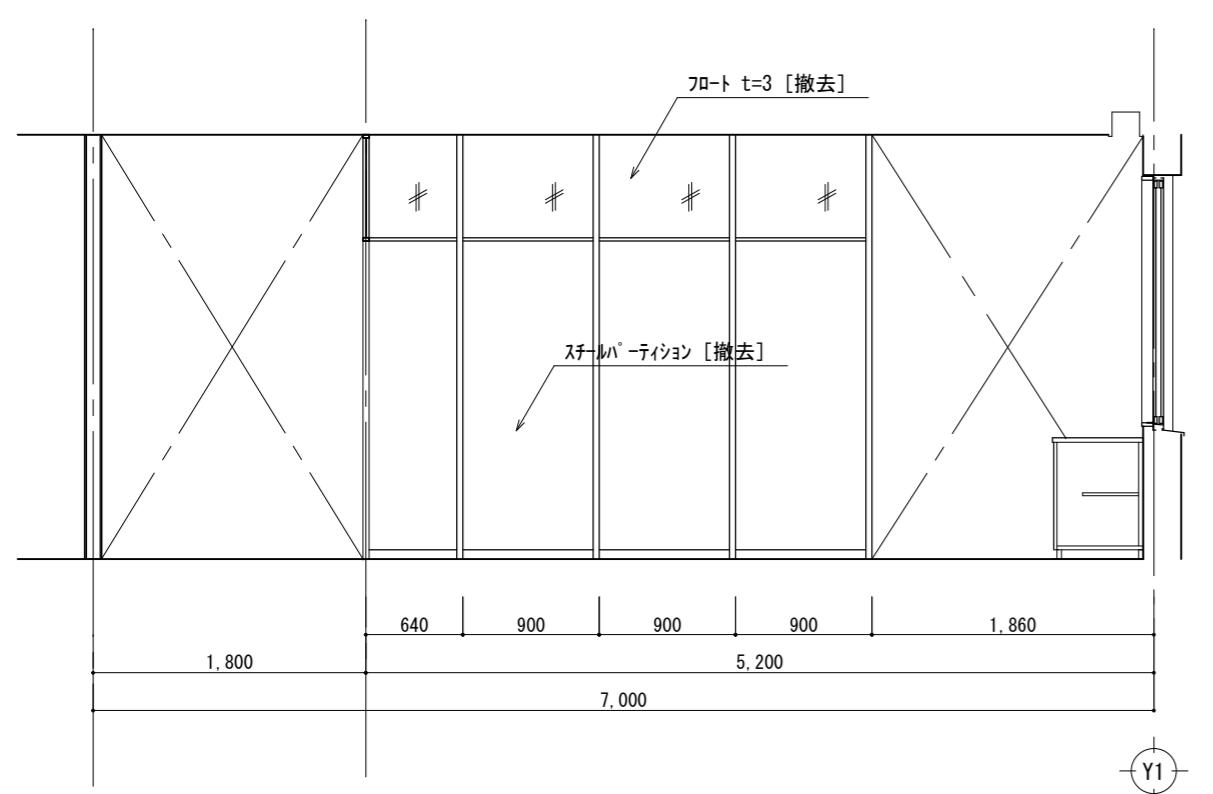
中待 A面



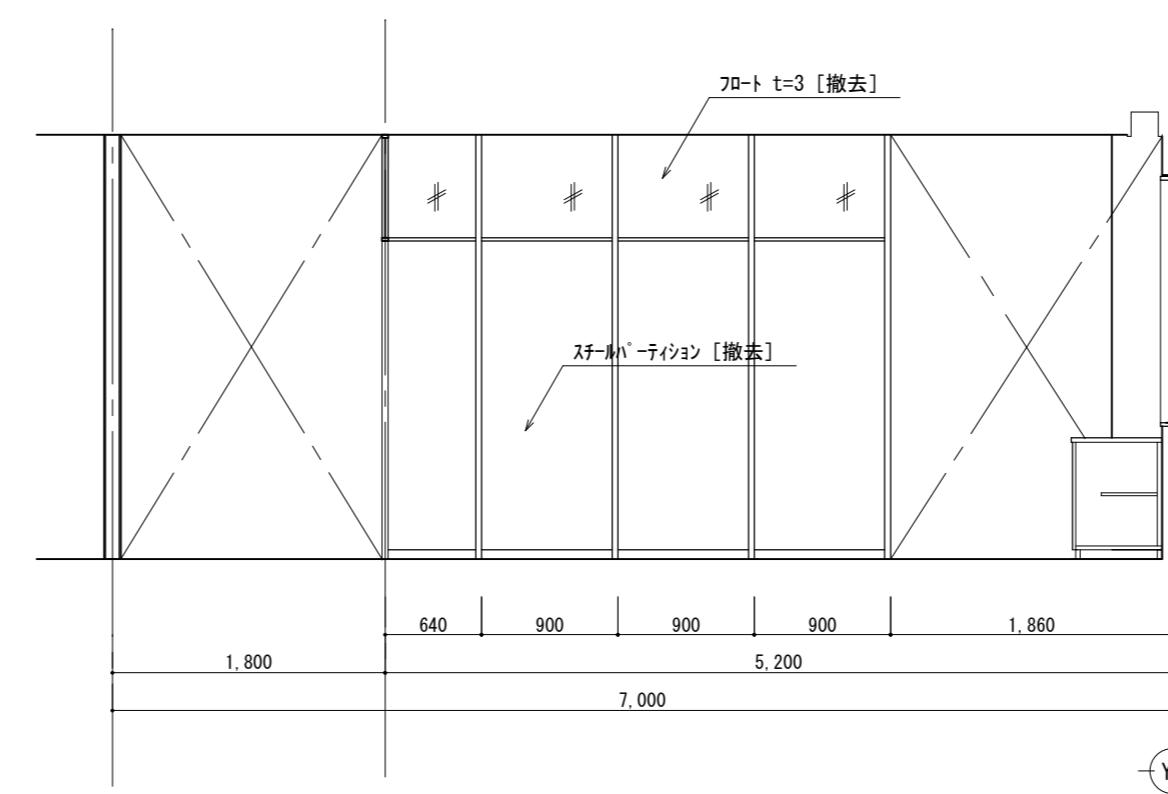
保健指導・一般健診・歯科検診室 A面



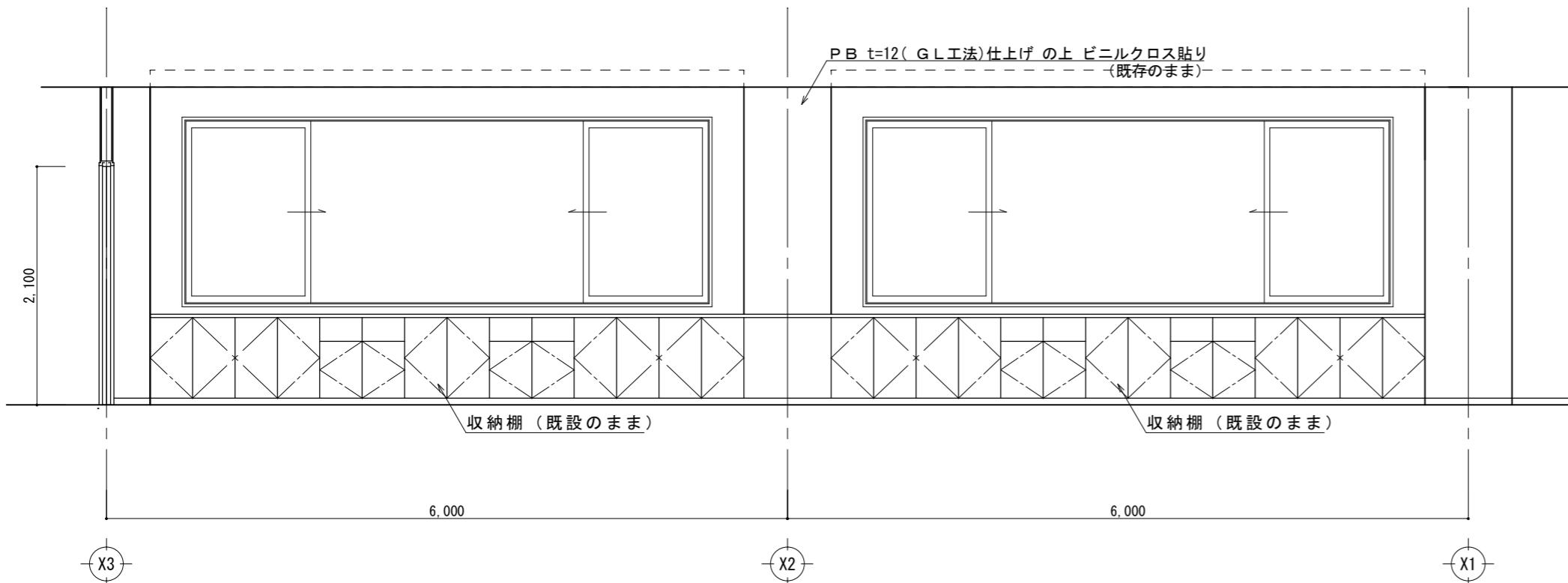
中待・歯科検診室 B面



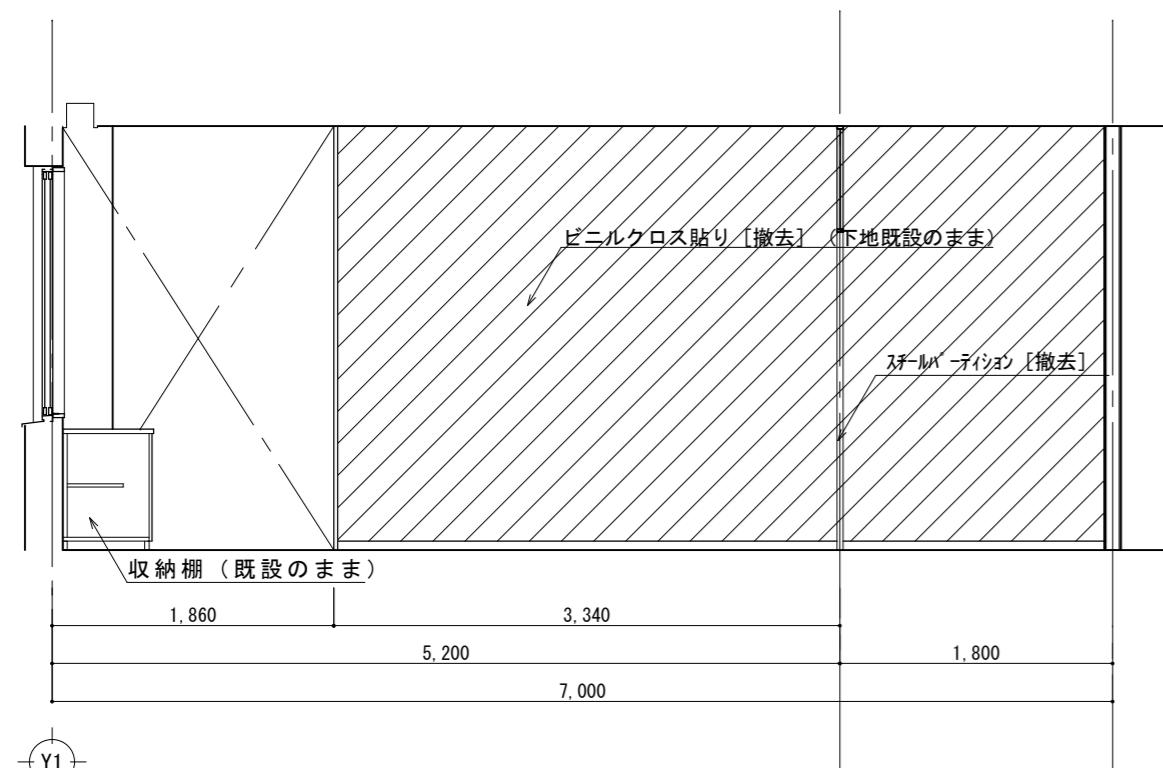
中待・一般健診室 B面



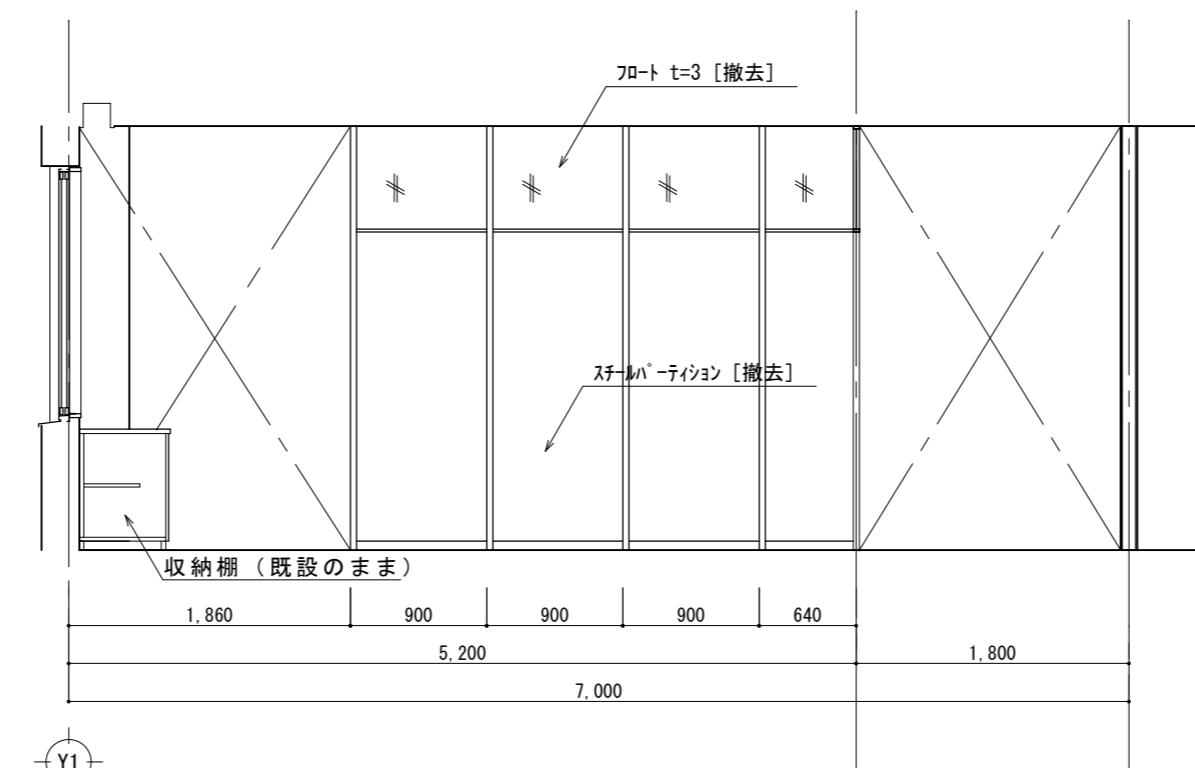
中待・保健指導室 B面



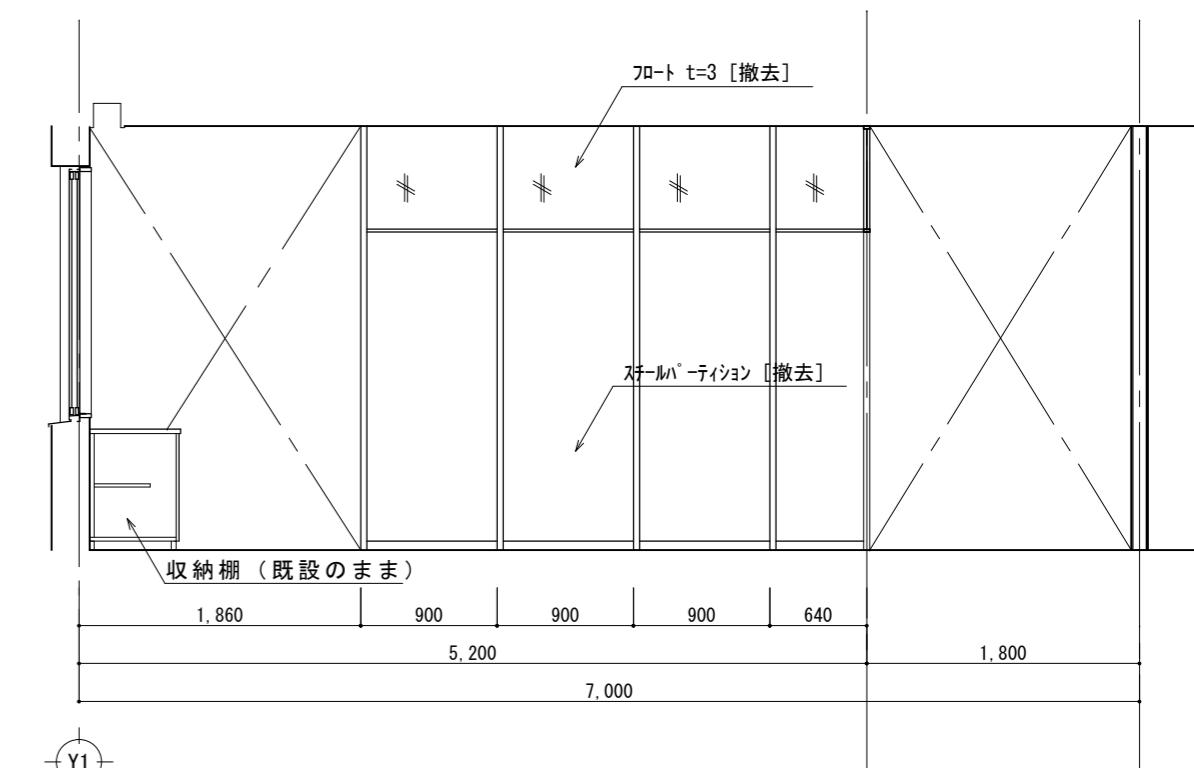
保健指導・一般健診・歯科検診室 C面



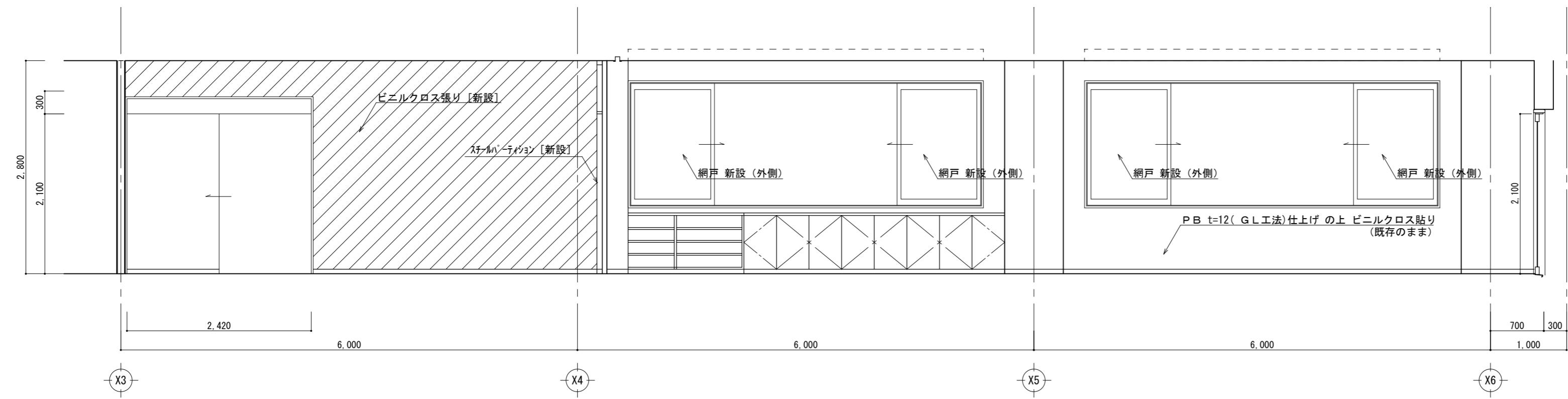
中待・保健指導室 D面



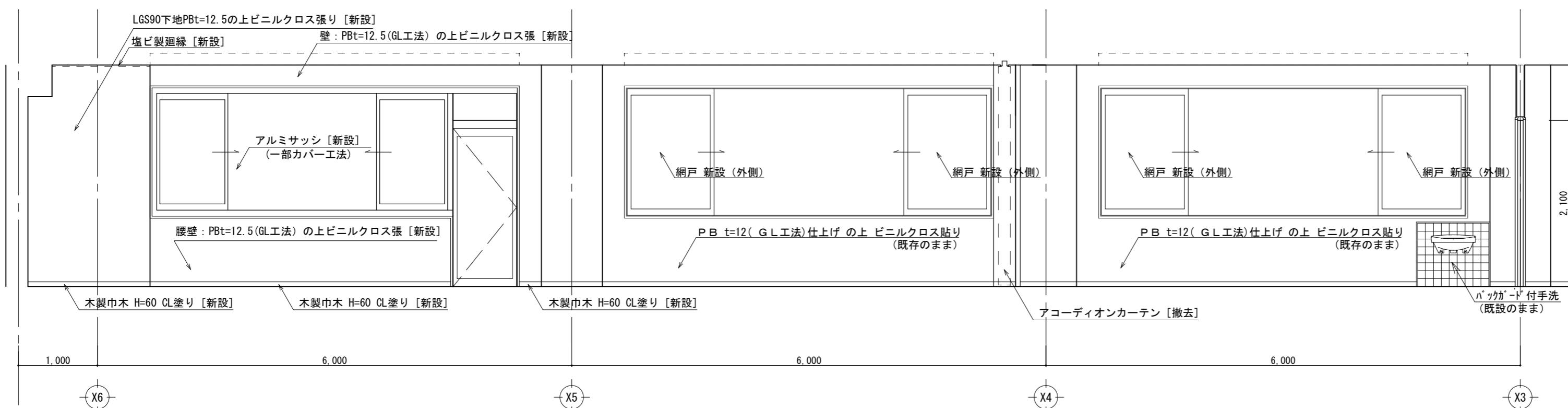
中待・一般健診室 D面



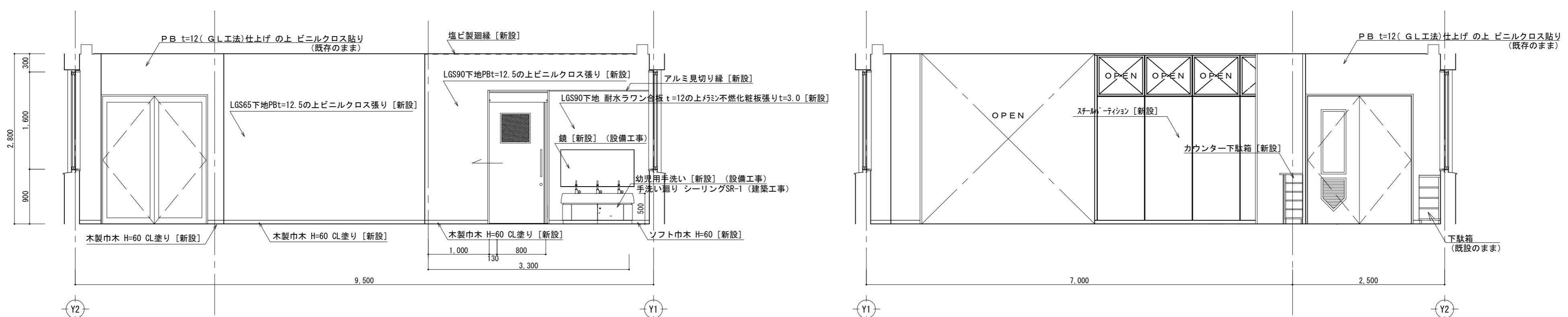
中待・歯科検診室 D面



わくわくランド・倉庫 A面

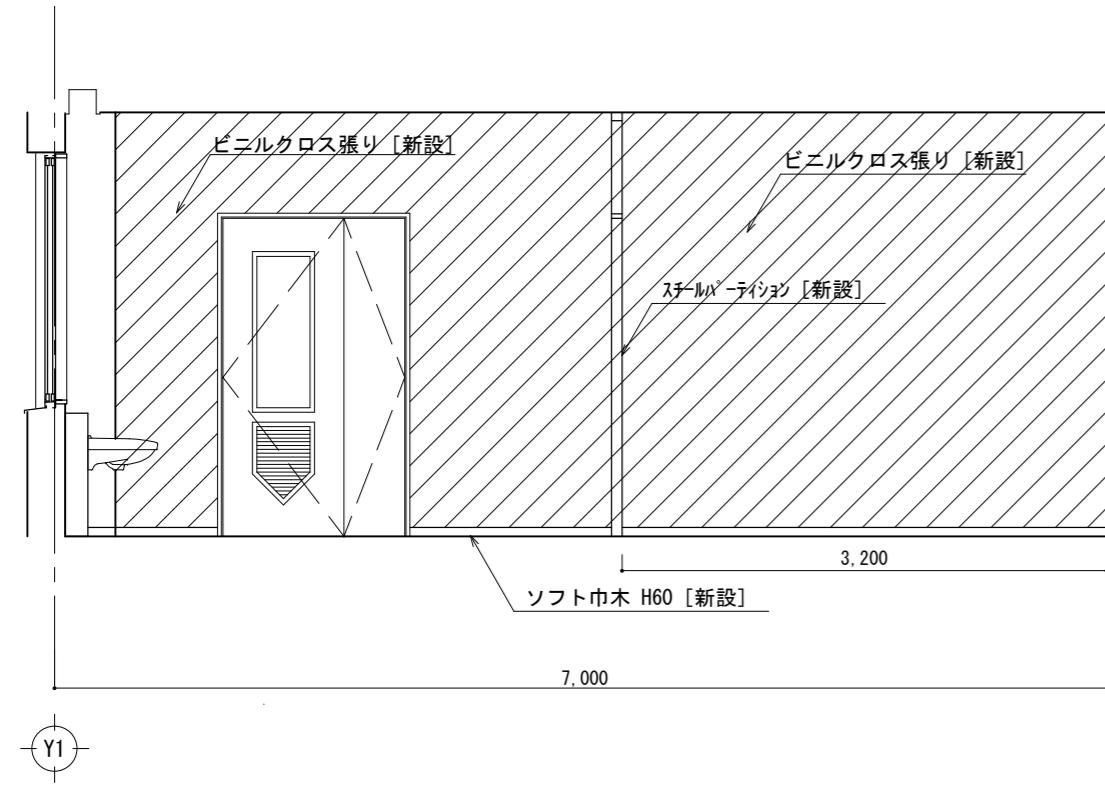


わくわくランド C面

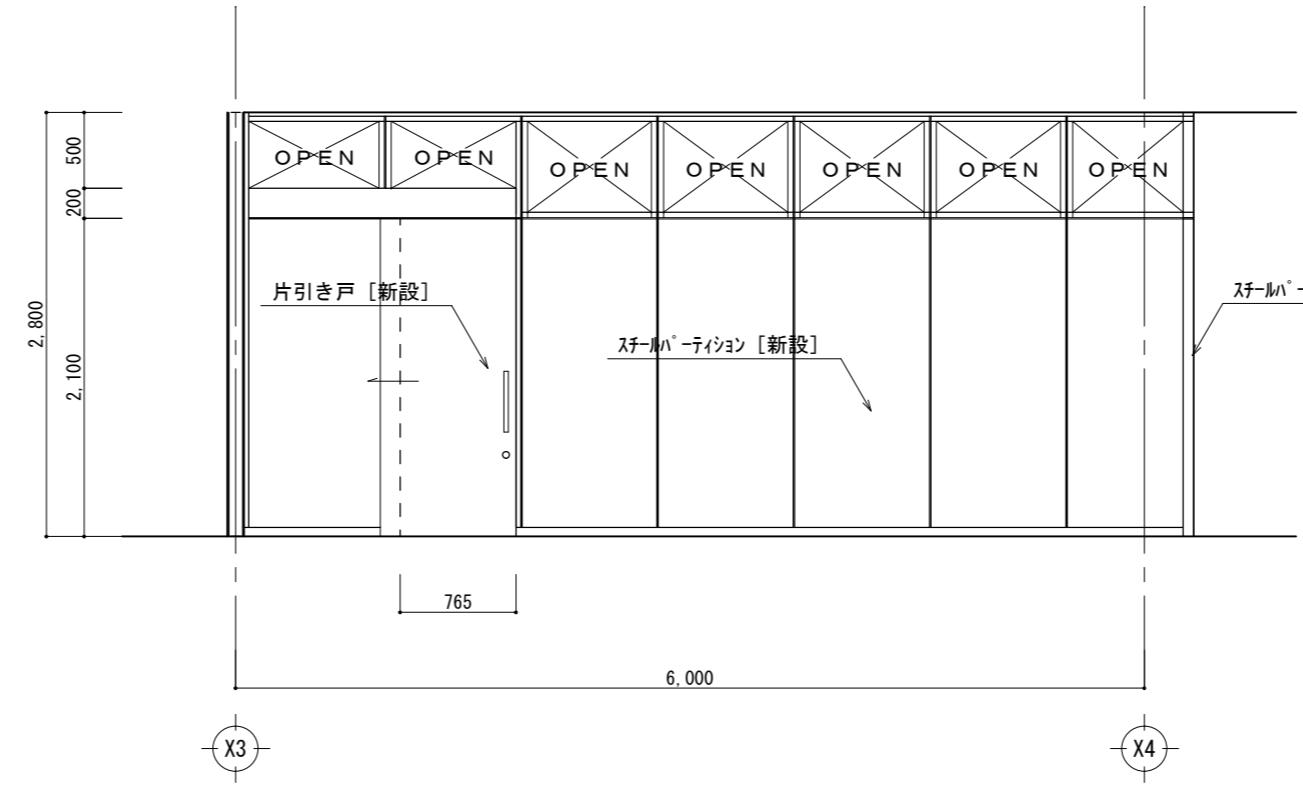


わくわくランド B面

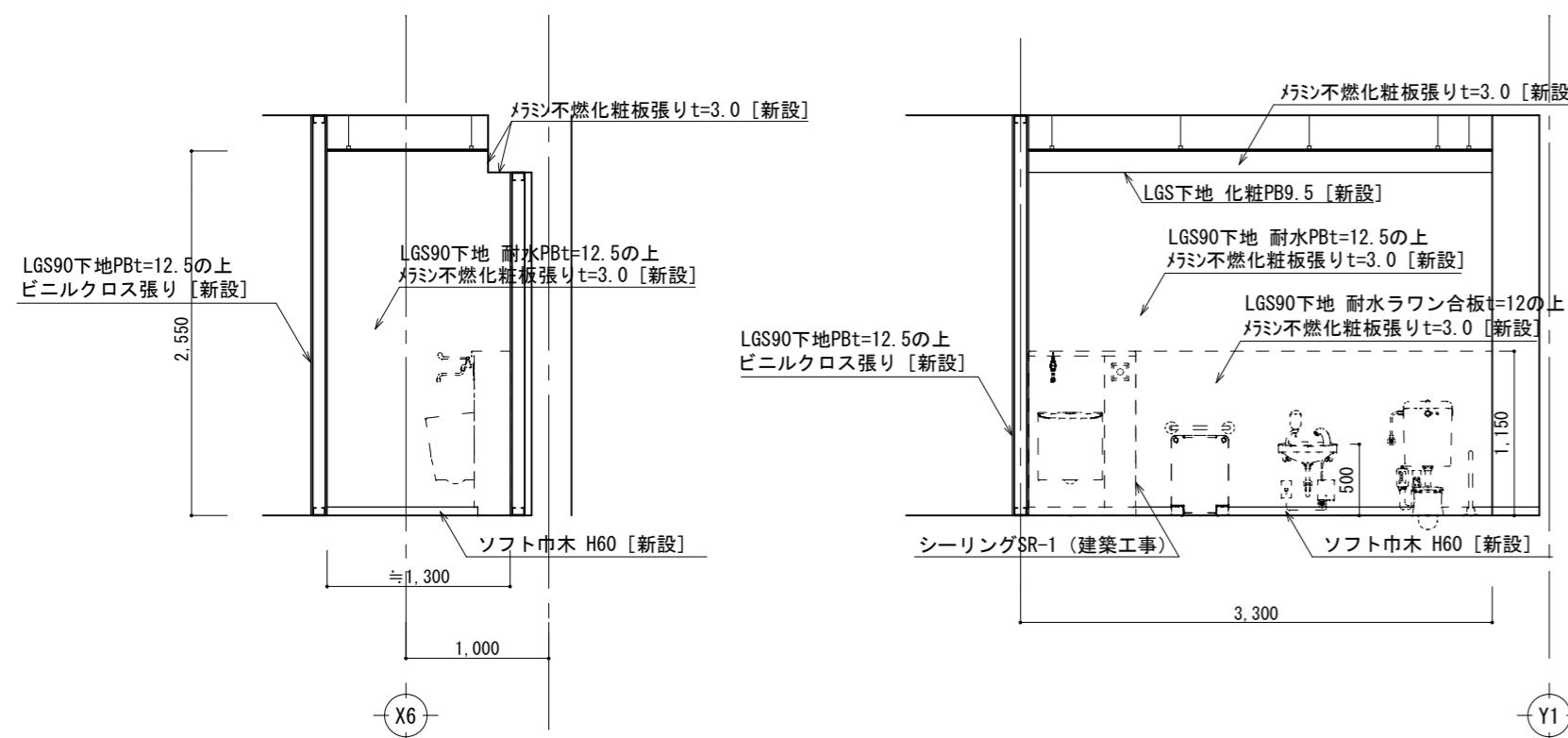
わくわくランド D面



授乳スペース・倉庫 D面

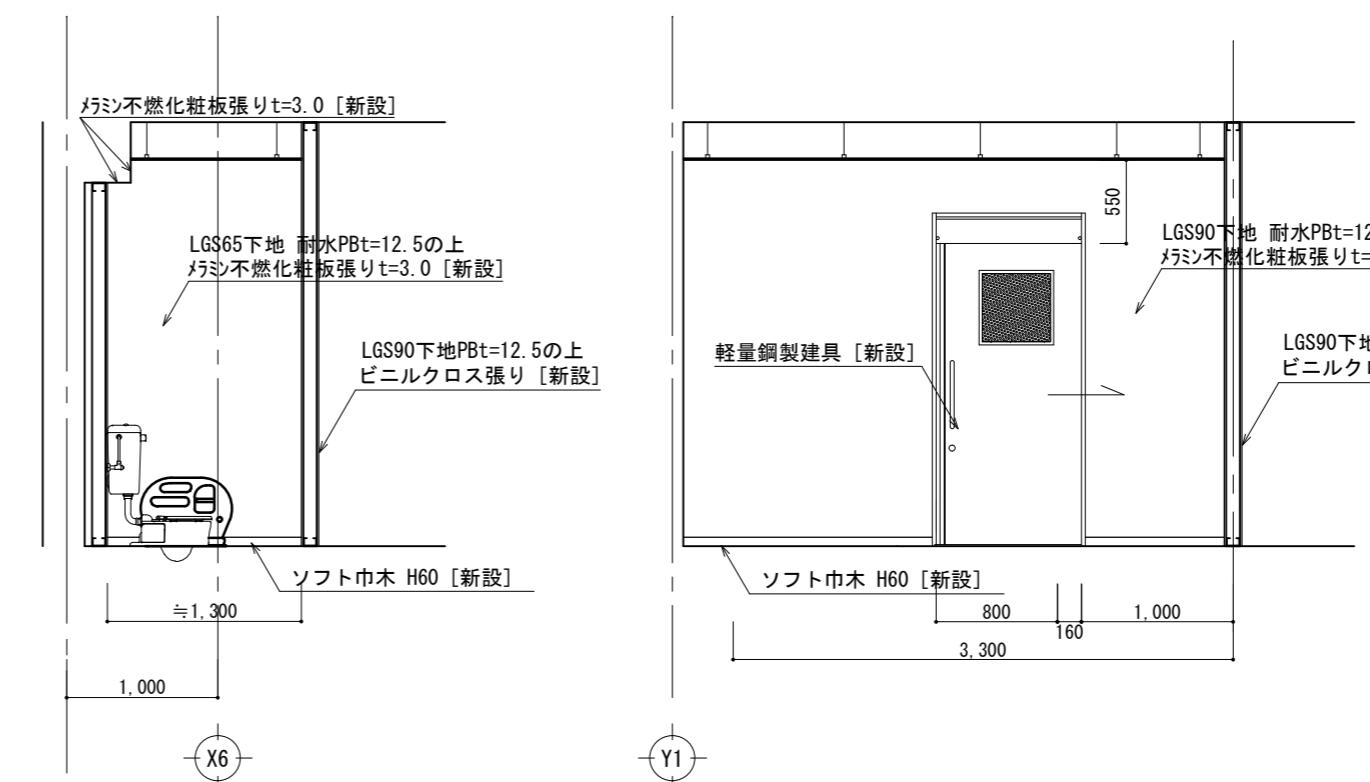


授乳スペース A面



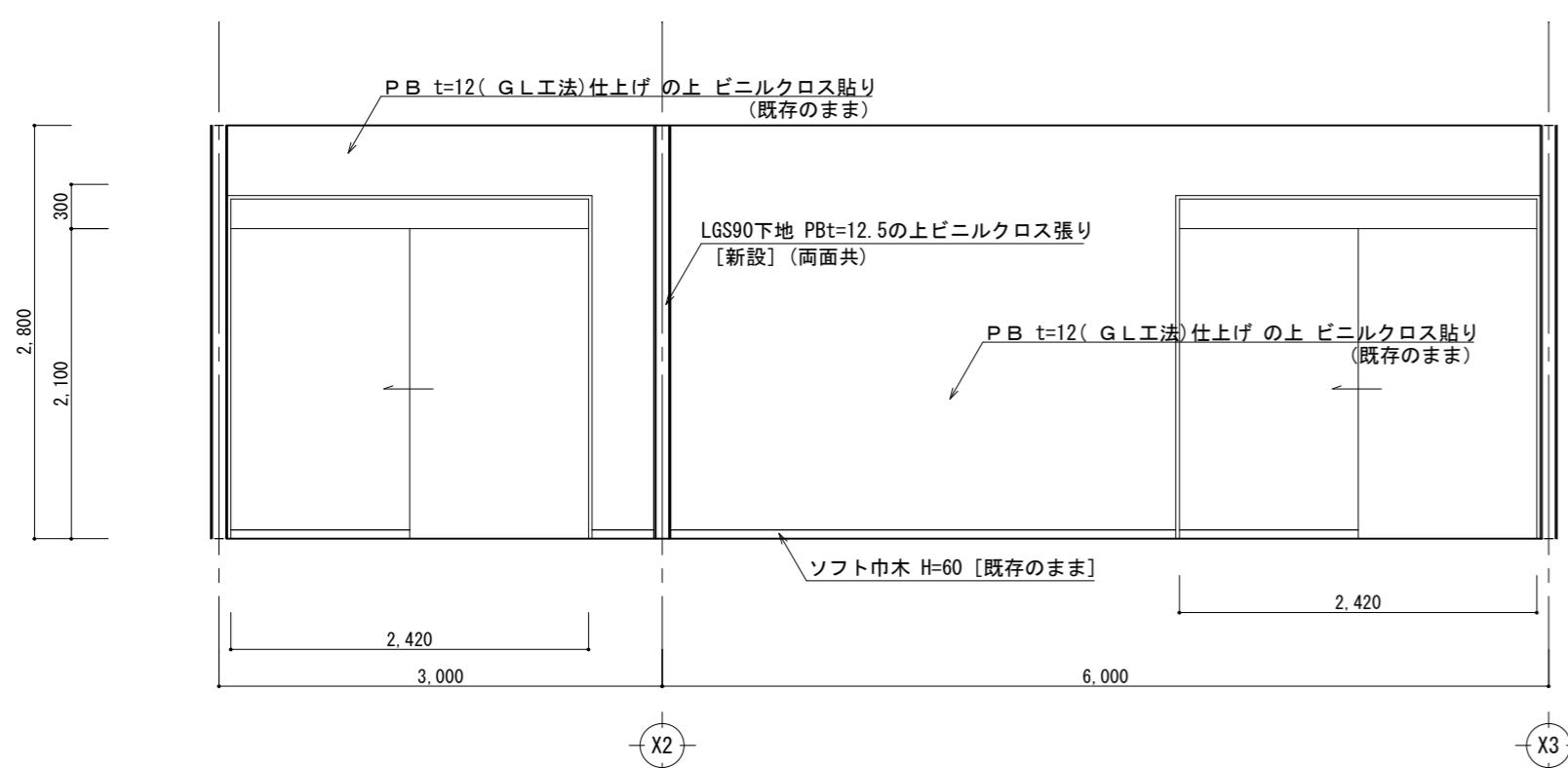
幼児用便所 A面

幼児用便所 B面

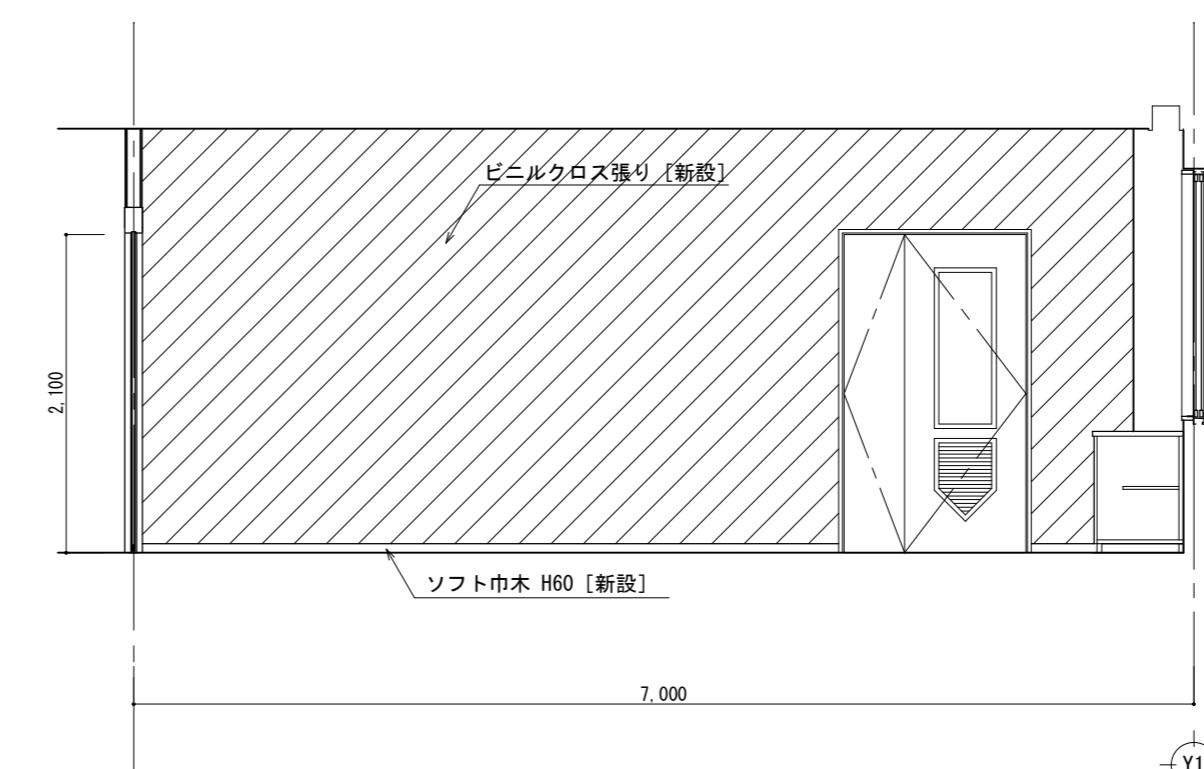


幼児用便所 C面

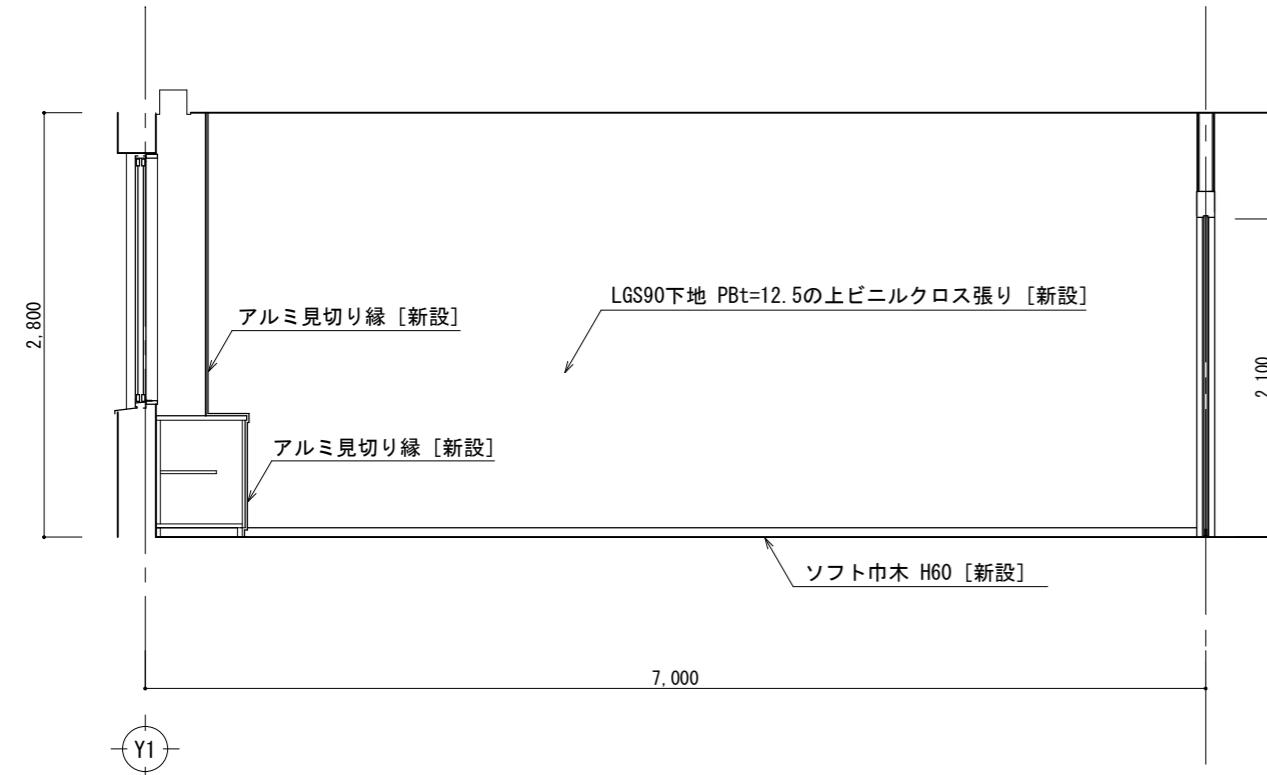
幼児用便所 D面



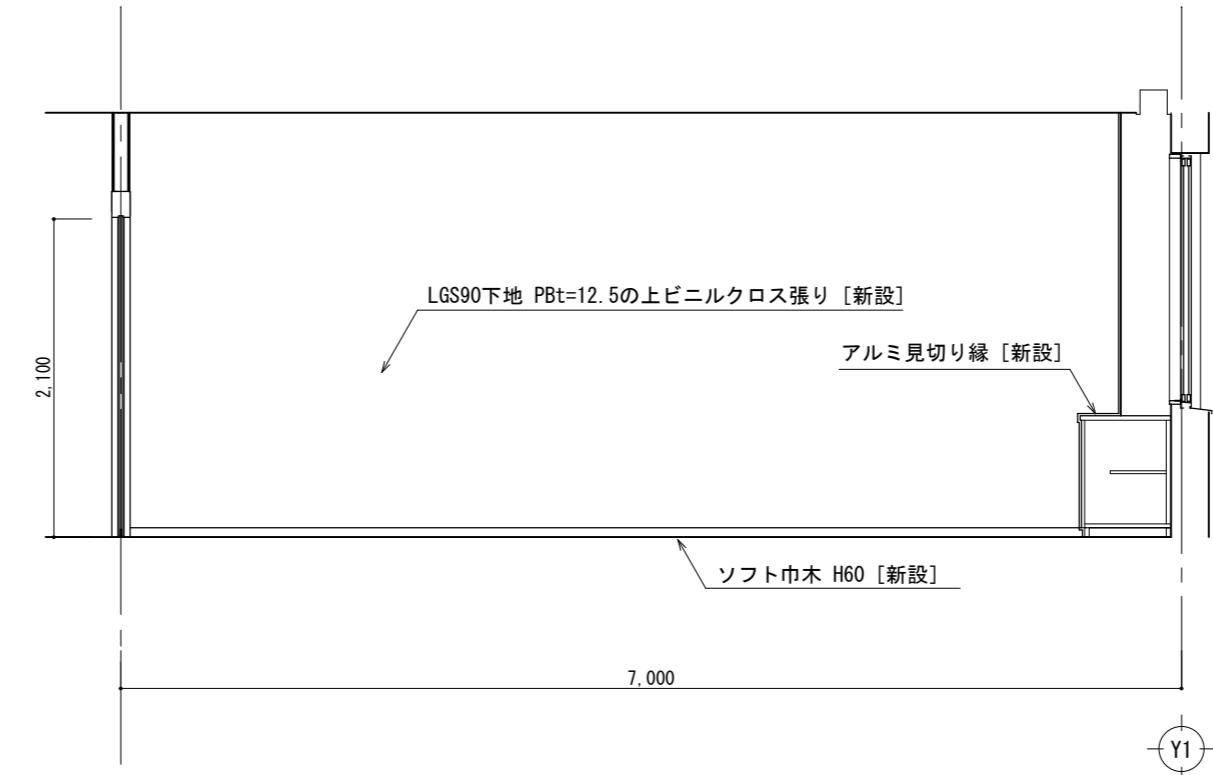
健康相談室・事務室 A面



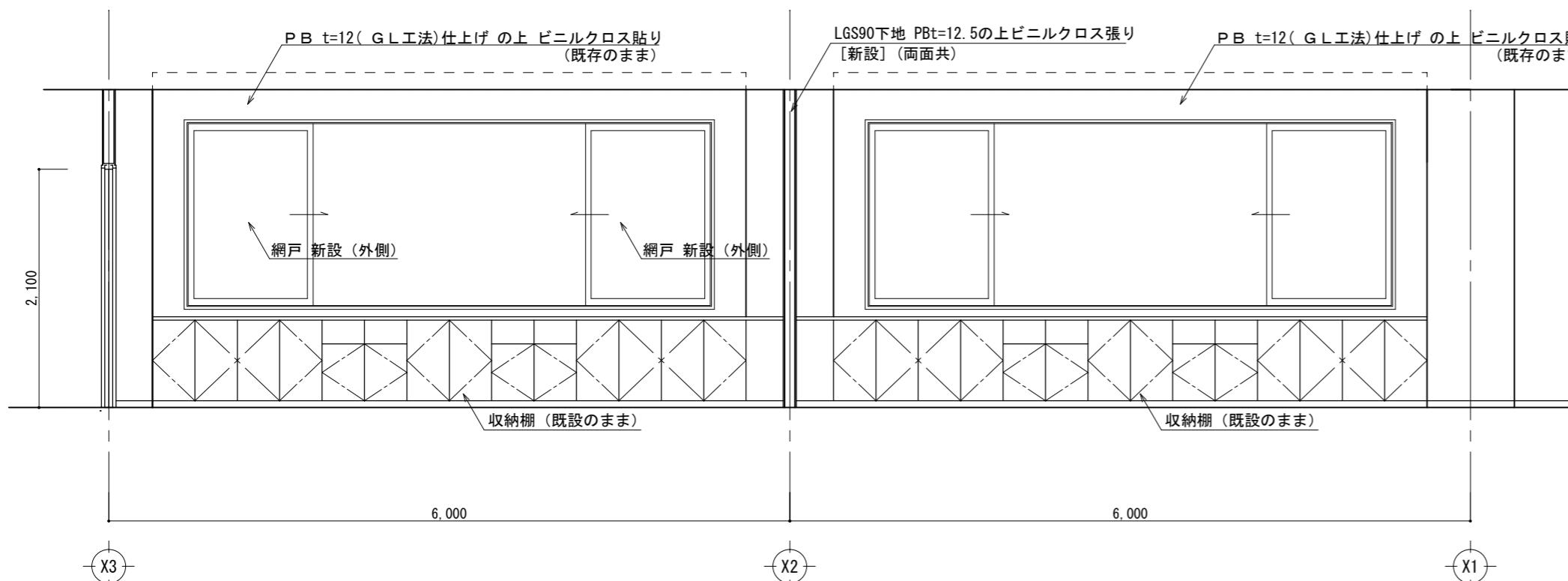
事務室 B面



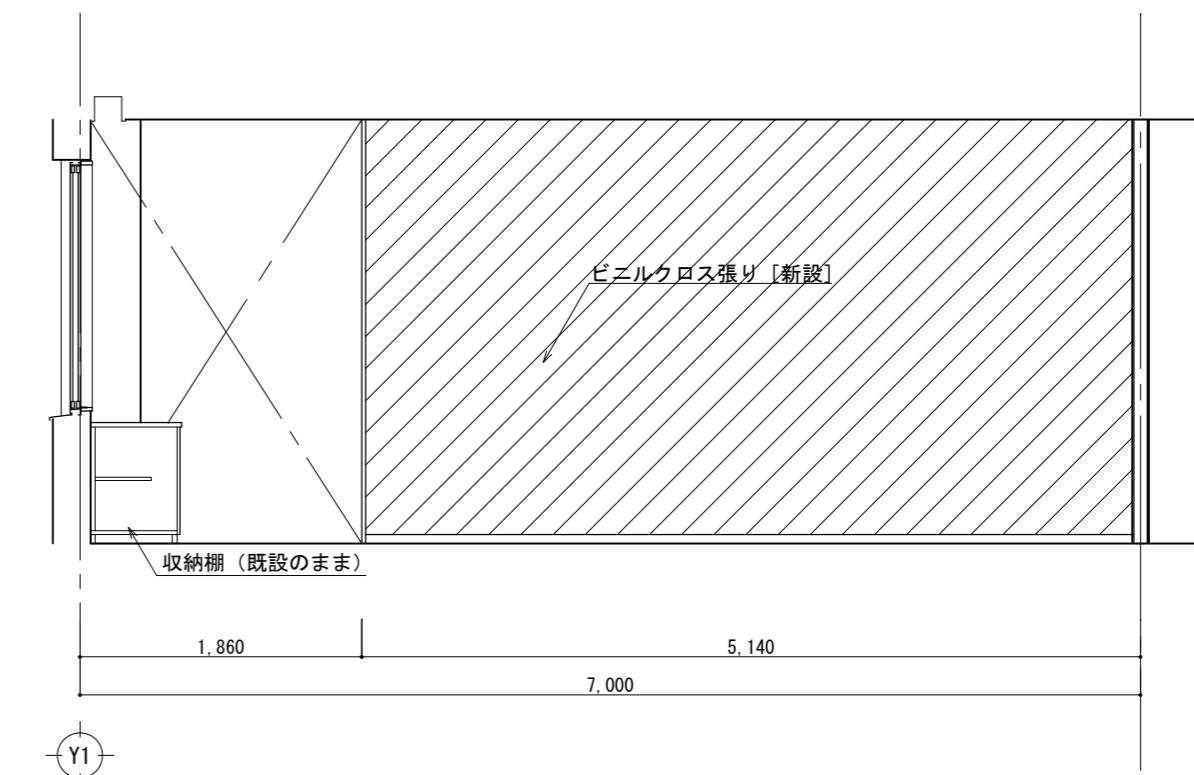
事務室 D面



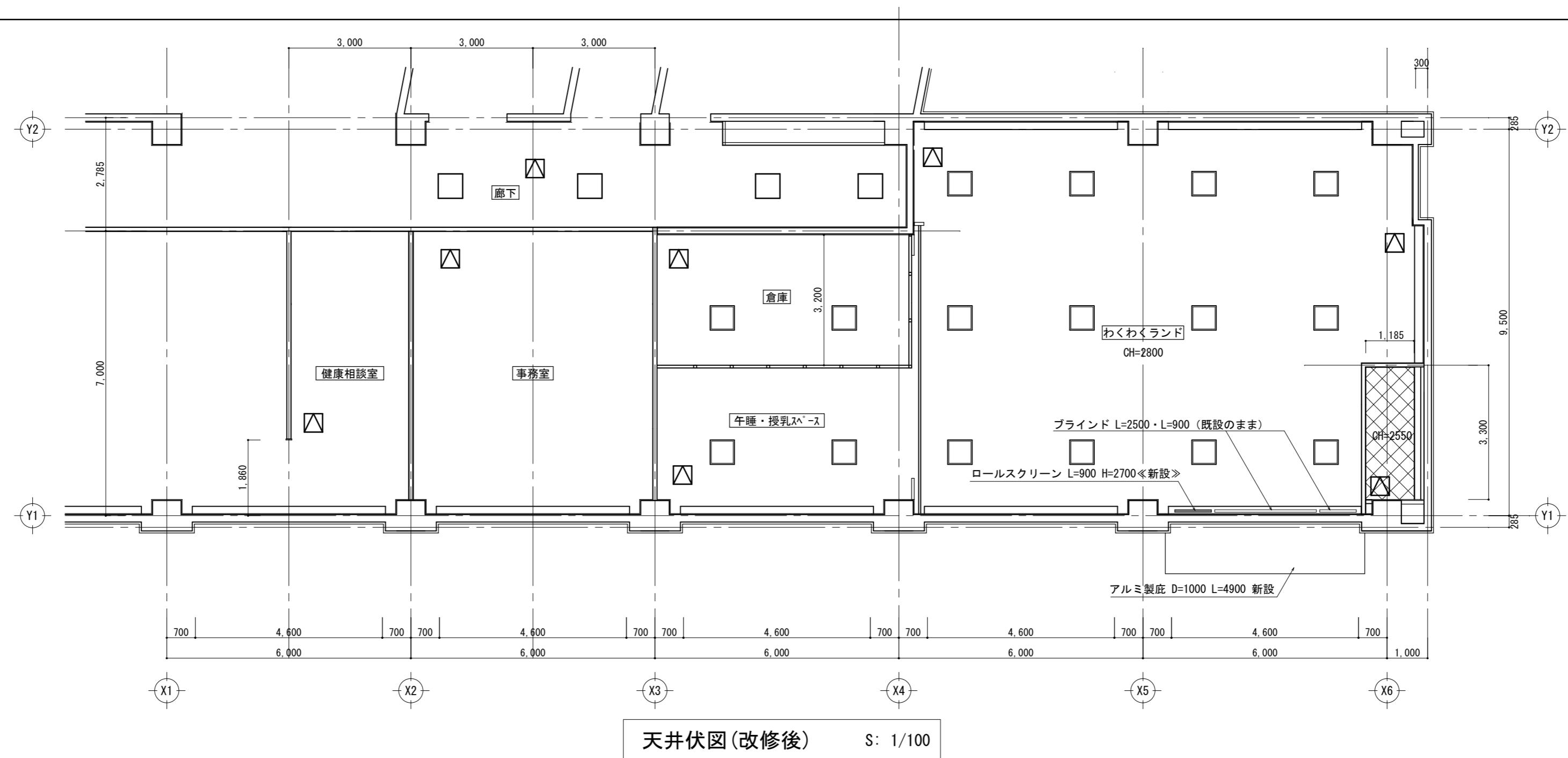
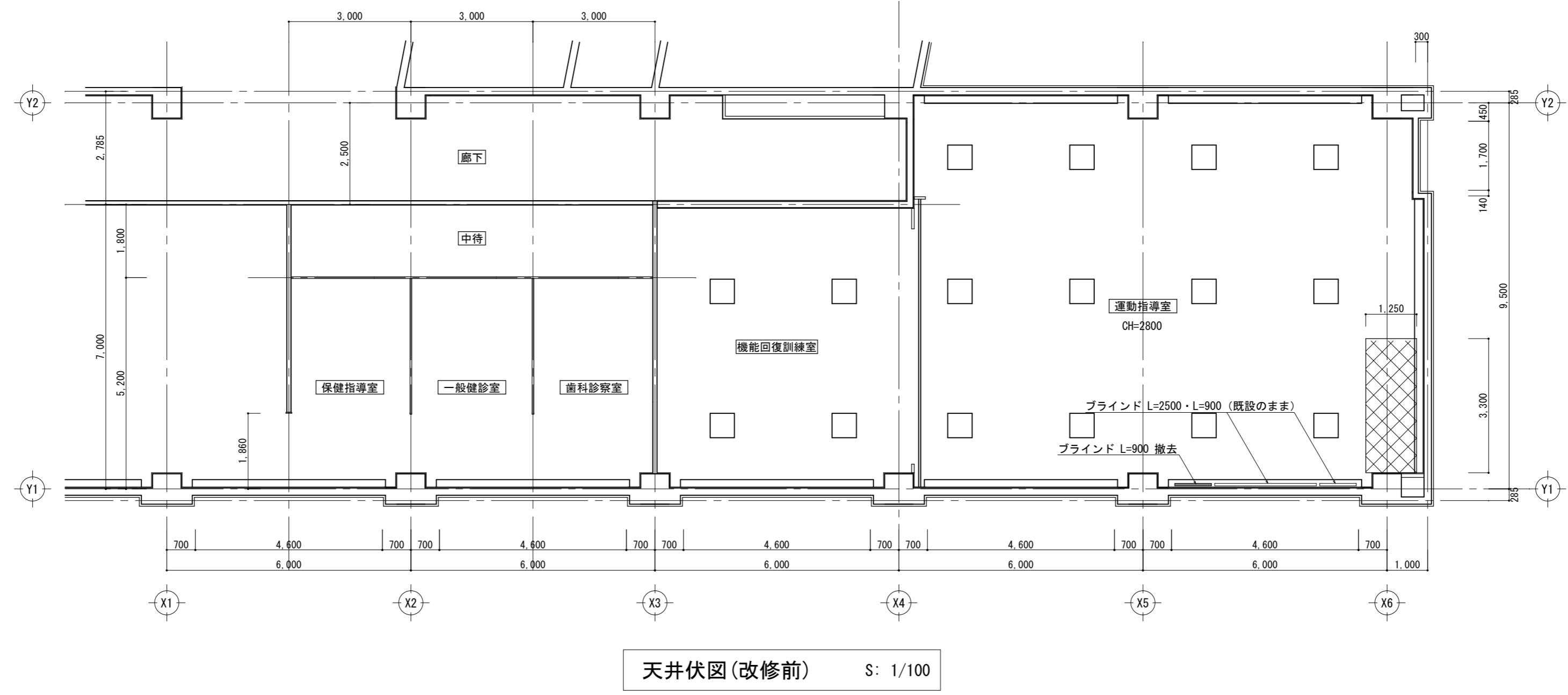
健康相談室 B面



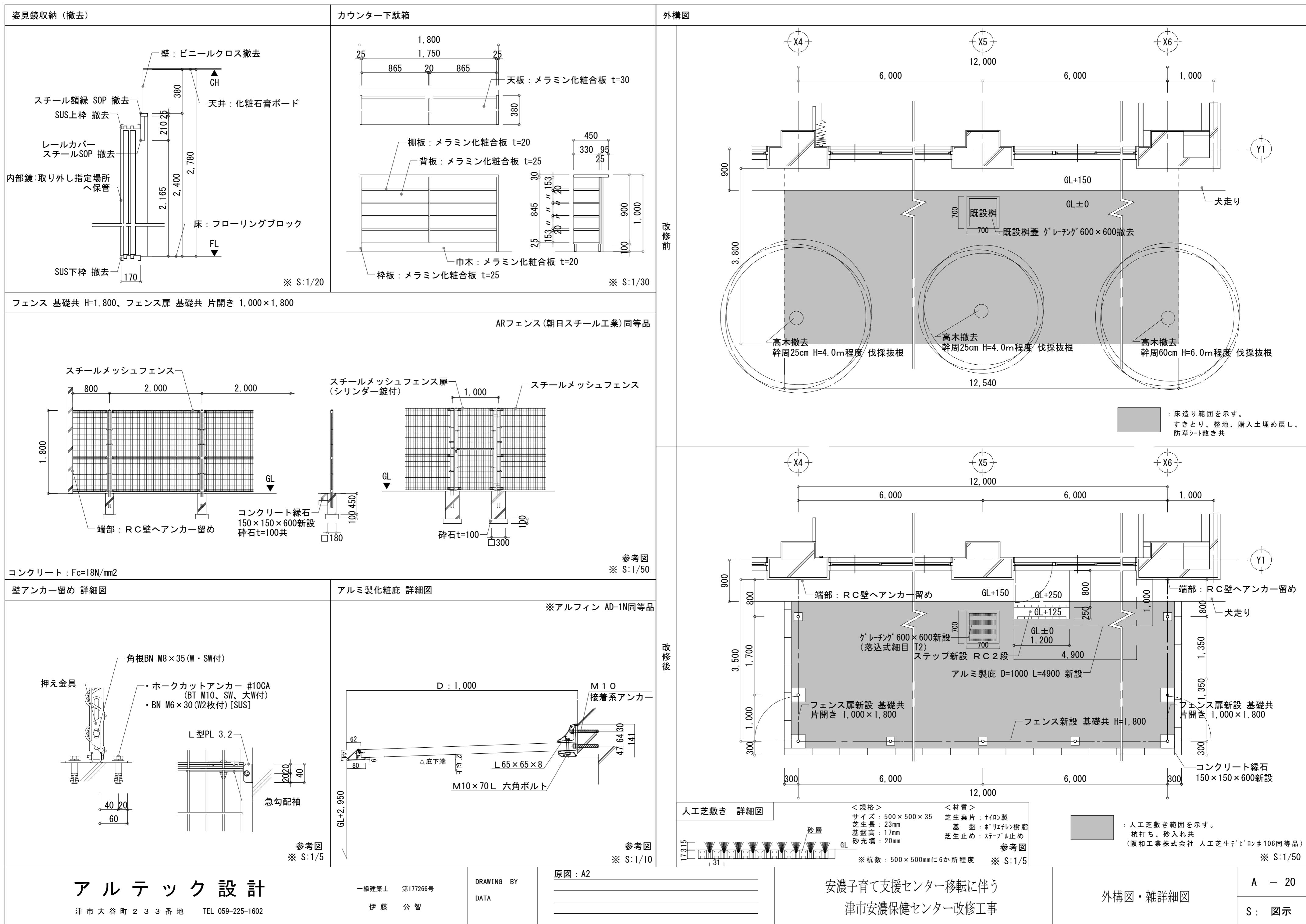
健康相談室・事務室 C面



健康相談室 D面







電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	安濃子育て支援センター移転に伴う津市安濃保健センター改修工事
2. 工事場所	津市 安濃町東觀音寺 地内
3. 建物概要	鉄筋コンクリート造3階建(地下1階) 延べ面積1,768m <sup>2</sup> 用途区分(16)項目

用途区分は消防法施行令別表第一による表記	
4. 工事種目	
下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 受変電設備 電力貯蔵設備 発電設備 ●通信・情報設備 中央監視制御設備 医療関係設備 ・構内配電線路 構内通信線路 その他	
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版) 電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事士法 労働安全衛生法 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) 電力会社供給約款 その他関連法令、関連諸基準	

III. 特記仕様	
1. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により直し施工を行うこと。	
2. 足場	
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中柱及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法による足場方式により行うこと。	

足場(つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上ものに限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とす。	
1)足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2)足場の設置等の工事に係る労働安全衛生法第8条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等第8条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考図」に必要な資格を有する者 3)全国設置事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のため行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識、経験を有する者	

3. 三重県産業廃棄物税	
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。	
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。	

4. 電気工作物の種類	
一般電気工作物 ●自家用電気工作物	
5. 電気工事士	
電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。	
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	
電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	
7. 電気保安技術者	
電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行ふ。	
なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。	

8. 品質管理	
工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。	
9. 出来形管理	
以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 (1) 各種盤付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 (2) 配管・配線工事 支持間隔 (3) スイッチ類の取付高さ	
10. 測定機器の校正等	
試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
11. 施工計画等	
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 (1) 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 (2) 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 (3) 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 (4) 耐震計算書	
12. 機材等	
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 (1) 機器明細図 (2) 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。	
13. 工事写真	
営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営第211号)」による。	
14. 施工条件	
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定日(・施設休業日) 打合せ その他 ) (2)施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定時間(・( )時~( )時) 打合せ その他 ) (3)その他 ( )	
15. 事故の発生時	
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する日までに、監督員に提出しなければならない。 (2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行なう場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならぬ。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。	
16. 建設副産物	
(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)又は「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。	
17. 発生材の処理等	
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 コンデンサ その他 ) 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告・対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 その他 ) (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 建設発生木材	
(5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの ・蛍光ランプ HIDランプ(高輝度放電ランプ) その他 ) 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。 (6)発注者へ引き渡すものについては、「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B2、D票を提示すること。)	
18. 官公署への手続き	
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●防災設備関係 電気工作物関係 受電関係 通信関係 建設工事関係 ・その他 )	
19. 消防法関係の手続き	
(1)消防器に係る防災設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) 別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備面図の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。	
20. 工事用仮設物	
構内への設置 できる(施設管理者と協議) できない	
21. 工事用電力	
構内既存の施設 利用できる(・有償 ●無償) 利用できない ●利用できる(・有償 ●無償) 利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
22. 工事用水	
構内既存の施設 利用できる(・有償 ●無償) 利用できない ●利用できる(・有償 ●無償) 利用できない	
23. 工事中の保安監理	
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。	
24. 搬入計画	
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲り等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び重量、雨天の場合は処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。	
25. 製品確認	
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、	
26. 機材等の検査及び試験	
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。	
27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるよう電源を確保すること。	
28. 完成時の操作説明	
総合工事等の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	
29. 完成図等	
作成する(・完成図 保全に関する資料 ( ) ) 完成図作図範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。	
30. 完成写真	
デジタルカメラで撮影し、全てJPG相当サイズで印刷する。 写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。	
31. 不正軽油の使用の禁止	
(1)市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう)を使用してはならない。 (2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行なう場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。	
32. 現場での安全確保(自主施工の原則)	
(1)受注額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)又は「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。	
33. 発生材の処理等	
(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 コンデンサ その他 ) 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告・対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 その他 ) (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 建設発生木材	
(5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの ・蛍光ランプ HIDランプ(高輝度放電ランプ) その他 ) 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に処理すること。 (6)発注者へ引き渡すものについては、「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B2、D票を提示すること。)	
34. 施工仕様	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査	
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1)地盤埋設管路 1)項目 埋設配管 構造物 その他 ) (2)調査範囲 埋設ルート その他 ) (2)貫通及びはつり 1)項目 鉄筋 配管 その他 ) 2)調査範囲 施工部分 その他 ) (3)既設との取合い 1)項目 接続箇所 増設箇所 その他 ) 2)調査範囲 施工部分 その他 )	
2. 施工前の測定等	
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。	
3. 耐震施工	
(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。	
4. 防震基準	
耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。	
5. はつり	
(1)穴開け及び補修 なし あり (貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 なし あり (はつり深さは別図による)	
6. あと施工アシナー	
性能確認試験及び施工確認試験 行う 行わない	
7. 基礎の配線ビット	
基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。	
8. 配管・配線の耐震処置	
建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 行う 行わない	
9. 最上階の埋込配管	
最上階のコンクリート屋根根ラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10. 露出配管	
(1)雨線など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持物又は保護バーを使用する。 (3)通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。	
11. 合成樹脂管	
(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F	

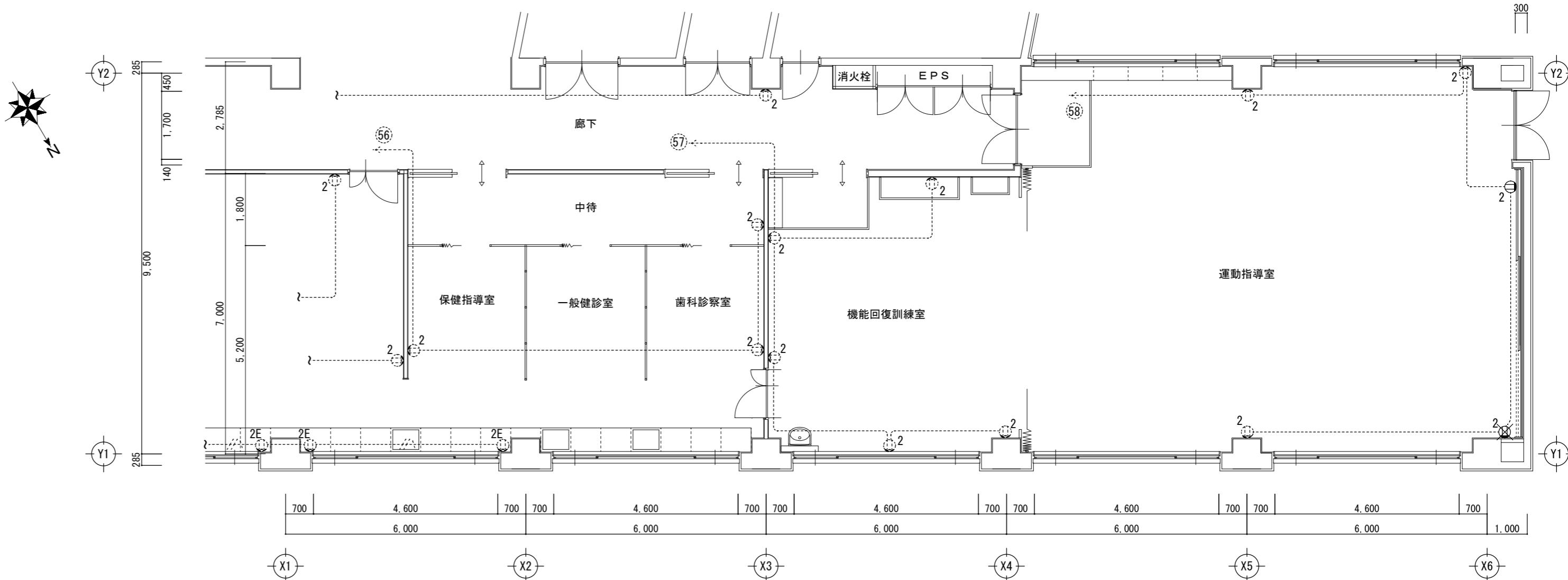
<p>20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ ブルボックス内 ⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと ⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑧ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・( )箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・( )箇所</p> <p>21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)ブレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバーブレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアブレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。</p> <p>22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。 (2)天井下地材より支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（照明改修諸室）測定回数 前後各(1)回</p> <p>24. 分電盤、制御盤、キューピクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤、制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>25. 受電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検 防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p> <p>26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>27. 非常放送設備のスピーカー設置 (1)放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。 (2)階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。</p> <p>28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工</p>
---

16. 拡声設備	
(1) 機器	・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカ・その他( )
(2) 増幅器	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
(3) 付属機器	・専用出力( )W ・出力インピーダンス・Lo形・Hi形 ・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器 ・録音再生装置(・CD・メモリオーディオ・その他( )) ・アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイマ・その他( ))
(4) 操作装置	・有線マイクロホン ・無線マイクロホン(・電波式(・アナログ・デジタル)・赤外線式) ・ラジオチューナ(・FM・AM・その他( )) ・スピーカ切替装置(・他の機器( )) ・卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他( )
(5) スピーカ	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照)
17. 誘導支援設備	・専用結線・1W・3W・( )W ・インピーダンス・Lo形・Hi形 ・設置場所・屋内・屋外・その他( )
(1) 設備	・音声誘導装置・インターホン・トイレ等呼出装置
(2) 音声誘導装置	1) 検出方式・磁気式・無線式・画像認識式・その他( ) 2) 設置場所・屋外(防雨形)・屋内 3) 機能・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他( )
(3) インターホン	4) 機器・制御装置・送信機・受信機・その他( ) 5) 制御装置・卓上形・複合盤組込・その他( ) 6) 送信機・壁掛形・卓上形・埋込形・その他( ) 7) 受信機・スピーカ式・イヤホン式・その他( ) 1) 用途・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用 ・保守用・その他( ) 2) 機能・音声通話・映像モニタ 3) 通話網・親子式・相互式・複合式 4) 通話方式・同時通話式・交替通話式・その他( ) 5) 機器・親機・子機・その他( ) 6) 離機 ①形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他( ) ②送受話器・電話機形・マイク形・その他( ) 7) 子機 ①形状・壁掛型・卓上形・埋込形・その他( ) ②送受話器・電話機形・マイク形・その他( ) 1) 用途・トイレ呼出・受付呼出・非常通報 ・その他( ) 2) 機器・親機・呼出スイッチ・警報装置・その他( ) 3) 親機・壁掛型・卓上型・複合盤組込・その他( ) 4) 呼出スイッチ・押ボタン式・引紐式・その他( ) 5) 警報装置・光・音声・ブザー・ベル・その他( )
18. テレビ共同受信設備	
(1) 受信放送	・UHF・BS・CS・FM・CATV・その他( )
(2) 機器	・増幅器・混合器・分波器・分岐器・分配器・機器収容箱 ・アンテナ・その他( )
(3) アンテナ	1) 放送・UHF・BS・CS・FM・その他( ) 2) マスト・地上波用(・壁面取付・自立・既設利用) ・衛星用(・壁面取付・自立・既設利用) ・その他( ) 3) 自立用基礎・本工事・別途工事・既設利用 ・その他( )
19. 監視カメラ設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	
(1) 機器	・受信機・副受信機(表示装置)・中継器・発信機 ●感知器 ・光警報装置・その他( )
(2) 受信機	1) 型式・P型1級・P型2級・R型 2) 回線数・( )回線・( )アドレス 3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 4) 盤形式・複合盤組込・自立型・壁掛型 5) 壁掛型・卓上型・埋込形・その他( ) 6) 仕様の仕様詳細は別図による。 7) 表示装置の仕様詳細は別図による。 8) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 9) 型式・アドレス付・P型1級・P型2級 10) 消火栓ポンプ起動・特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 11) 設置・単独設置・機器収容箱に組込 12) 消火栓ボックス(別途)に組込・その他( ) 13) 型式・アドレス付・一般型 14) 種類●熱感知器・空気管式・煙感知器・炎感知器 15) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 16) 機器仕様●一般・防水・防爆・防食・その他( ) 17) 警報装置・警報装置・制御装置・同期装置 18) 同期装置・天井付・壁付 19) 同期式・外部同期式
(6) 感知器	
(7) 光警報装置	

23. 自動閉鎖設備	
(1) 機器	・連動制御器・感知器・自動閉鎖装置・自動開錠装置 ・その他( )
(2) 連動制御器	1) 制御対象・防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー ・非常口等の扉・その他( ) 2) 回線数( )回線(遠方復帰機構( )回路) 3) 設置・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 4) 機器仕様・電磁式・ラッチ式・その他( ) 5) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 6) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 7) 種類・煙感知器(・2種・3種) 8) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 9) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 10) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 11) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 12) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 13) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( )
(3) 感知器	1) 型式・アドレス付・一般型 2) 種類・煙感知器(・2種・3種) 3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 4) 機器仕様・電磁式・ラッチ式・その他( ) 5) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 6) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 7) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 8) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 9) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( )
(4) 自動閉鎖装置	1) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 3) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 4) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 5) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 6) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 7) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 8) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 9) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 10) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 11) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 12) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 13) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 14) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 15) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 16) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 17) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 18) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 19) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 20) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 21) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 22) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 23) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 24) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 25) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 26) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 27) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 28) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 29) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 30) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 31) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 32) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 33) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 34) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 35) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 36) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 37) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 38) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 39) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 40) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 41) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 42) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 43) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 44) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 45) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 46) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 47) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 48) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 49) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 50) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 51) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 52) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 53) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 54) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 55) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 56) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 57) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 58) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 59) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 60) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 61) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 62) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 63) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 64) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 65) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 66) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 67) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 68) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 69) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 70) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 71) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 72) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 73) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 74) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 75) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 76) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 77) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 78) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 79) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 80) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 81) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 82) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 83) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 84) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 85) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 86) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 87) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 88) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 89) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 90) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 91) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 92) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 93) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 94) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 95) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 96) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 97) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 98) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 99) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 100) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 101) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 102) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 103) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 104) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 105) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 106) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 107) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 108) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 109) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 110) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 111) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 112) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 113) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 114) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 115) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 116) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 117) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 118) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 119) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 120) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 121) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 122) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 123) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 124) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 125) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 126) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 127) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 128) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 129) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 130) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 131) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 132) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 133) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 134) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 135) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 136) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 137) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 138) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 139) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 140) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 141) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 142) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 143) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 144) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 145) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 146) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 147) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 148) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 149) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 150) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 151) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 152) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 153) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 154) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 155) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 156) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 157) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 158) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 159) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 160) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 161) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 162) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 163) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 164) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 165) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 166) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 167) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 168) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 169) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 170) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 171) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 172) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 173) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 174) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 175) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 176) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 177) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 178) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 179) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 180) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 181) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 182) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 183) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 184) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 185) 方式・電磁式・ラッチ式・その他( ) 186) 施工・本工事(・建築

## 撤去

※実線(太線)表示 +  $\times$  は撤去を表し  
----- は既設のままを示す



改修

## 休憩スペース

※ ----- 及び(( ))は 既設を示す

壁内にはPF管保護とする

2.6 // VVF2. 6-3C (1C, E)

3 / VVF2. 0-3C (1C, E)

— VVF2. 0-2C

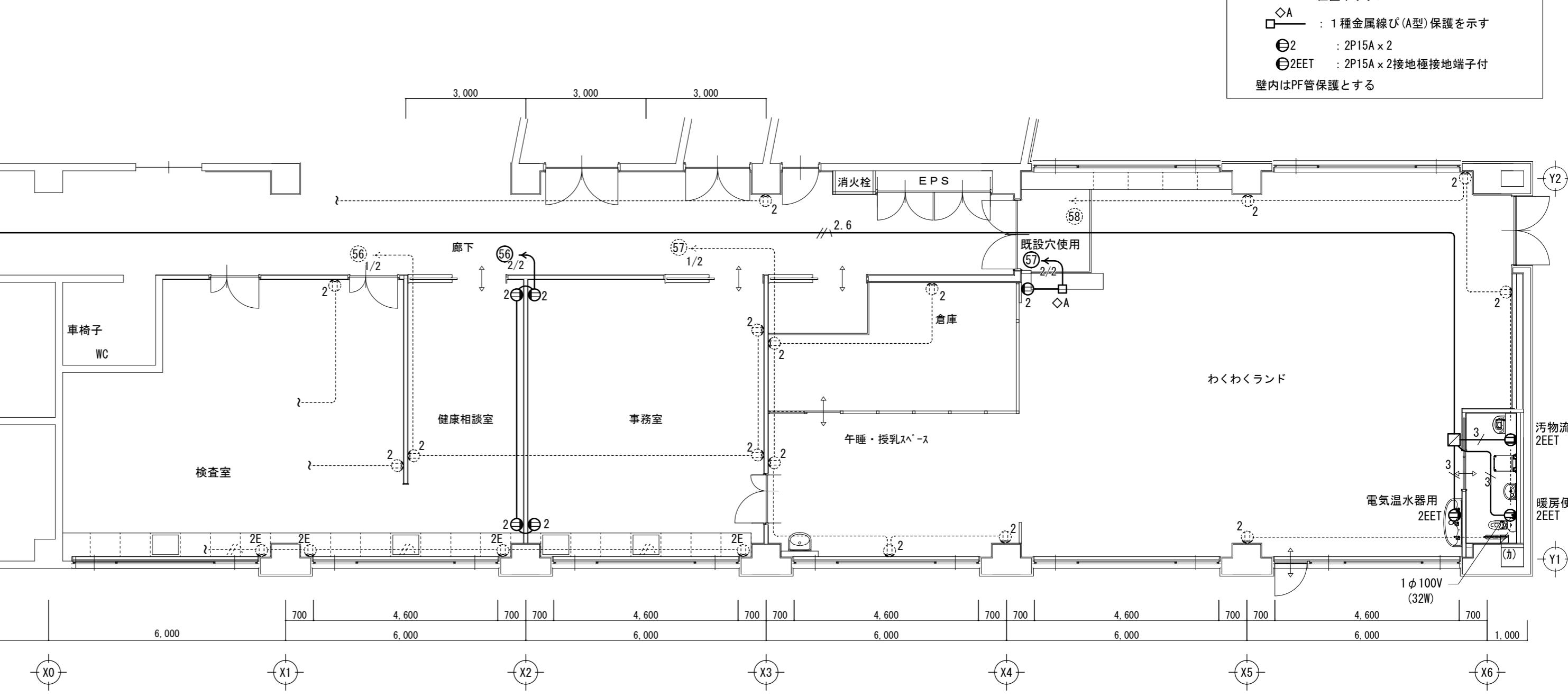
(カ) : かべーブル取付を示す

: 位置ボックス

A : 1種金属線び(A型)保護を示す

2 : 2P15A x 2

2EET : 2P15A x 2 接地極接地端子付



# アルテック設計

津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602

一級建築士 第177266号

伊 蕉

DRAW

1

原図：A2

---

---

# 安濃子育て支援センター移転に伴う 津市安濃保健センター改修工事

## コンセント設備 平面図

E - 4

$$s=1/100$$

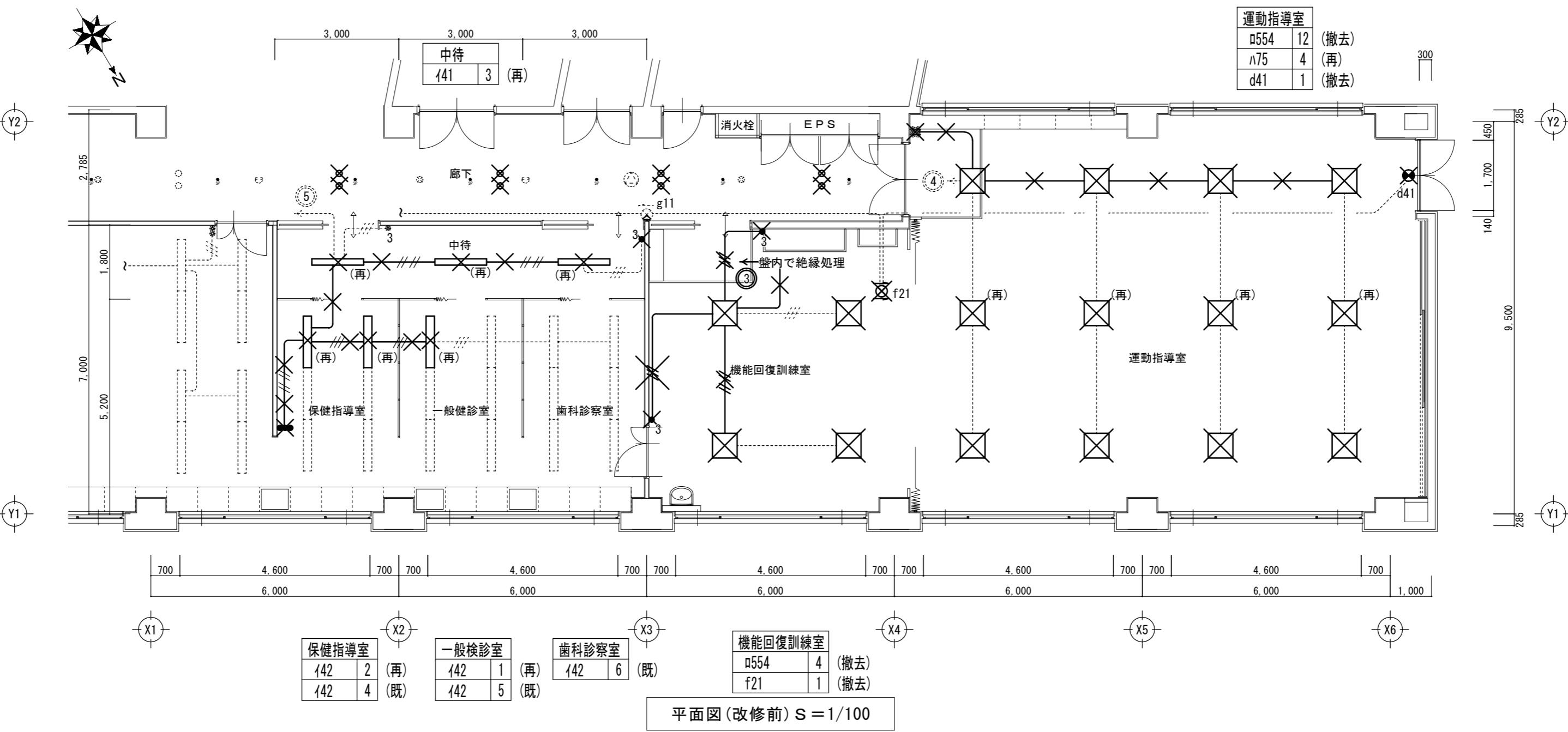
## 撤去

※実線(太線)表示 + × は撤去を表す

-----は既設のままを示す

※(再)傍記は一時取外し再取付を示す

記号	仕様
f41	埋込(ルーバー付) FL40Wx1
f42	埋込(ルーバー付) FL40Wx2
d554	埋込(ルーバー付) FPL55Wx4(□600)
h75	LED埋込型器具(□600)
d41	FL40Wx1(特大型) 壁付
f21	FL20Wx1 天井吊



## 改修

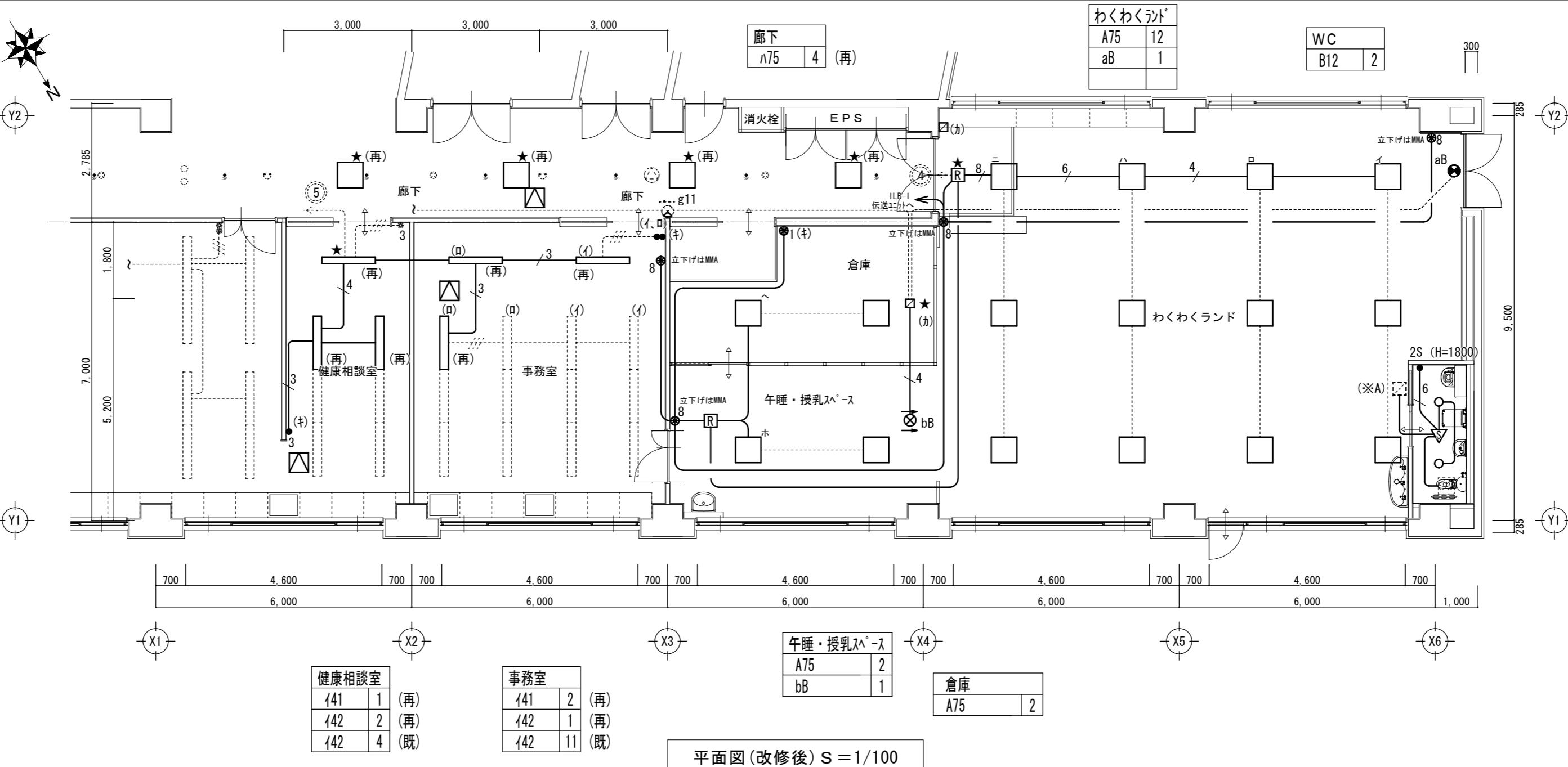
-----は既設を示す

※(再)傍記は既設再取付品を示す

A75	LED ベースライト	B12	LED ベースライト
公共施設型番: LRS15-6-110	公共施設型番: LRS1-13		

aB	B級(BH)形	bB	B級(BH)形
(両面型)			

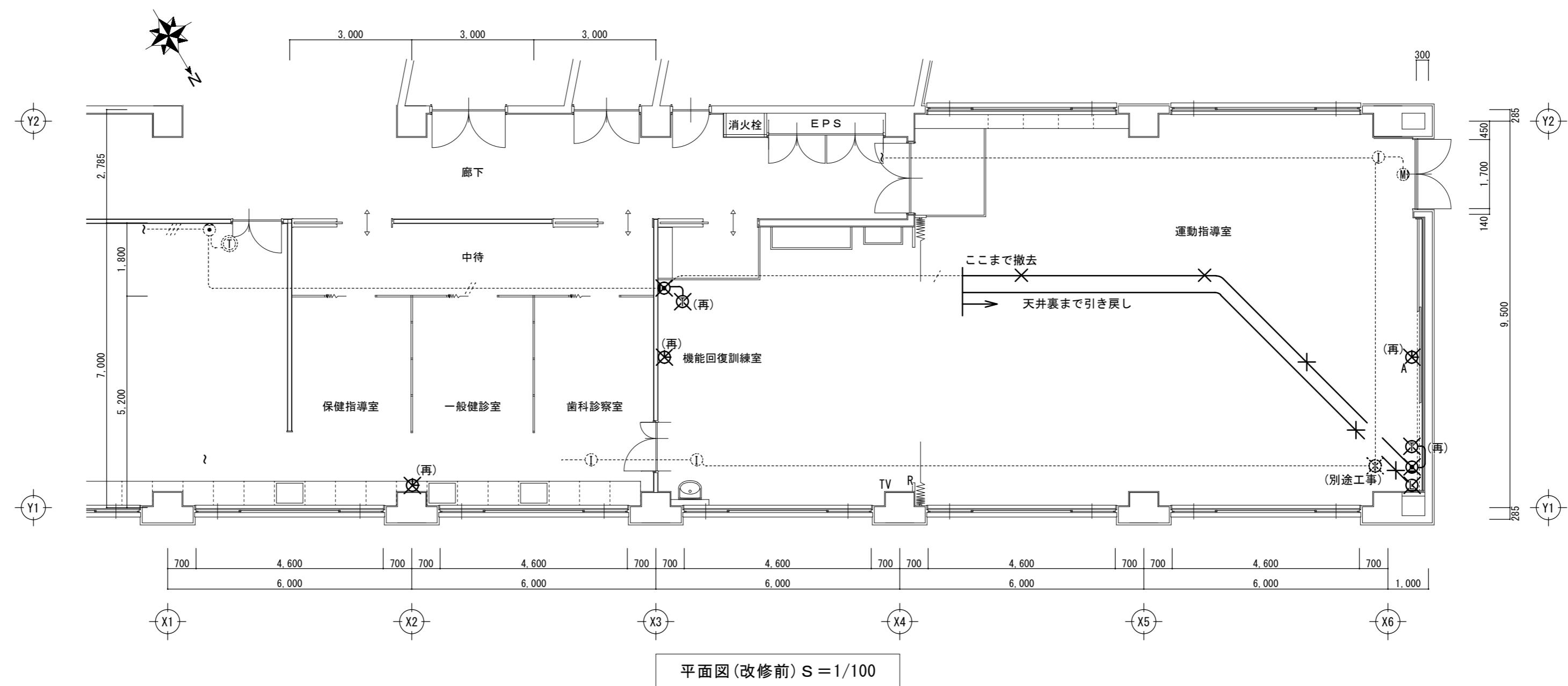
公共施設型番: SH1-FBF20-BH	



- VVF1.6-2C(天井ころがし)
- VVF1.6-3C(天井ころがし)
- VVF1.6-2C×2(天井ころがし)
- VVF1.6-3C×2(天井ころがし)
- VVF1.6-3C×2+2C(天井ころがし)
- AE1.2-2C(天井ころがし) リモコンスイッチ
- ▽ 人感センサ(換気扇連動型)
- 2S 操作ユニット(2回路用)
- 1 リモコンスイッチ(1回路)
- 8 リモコンスイッチ(8回路)
- ★ 既設配線と接続を示す。
- (再) 既設流用を示す。
- (カ) カバーブレード取付を示す。
- R 4回路用リモコン(天井内取付用T/U付) 参考型番: WR34629
- 位置ボックス
- 天井点検口(450x450) (建築工事)
- (※A) □ 及びその一次側電源はコンセント設備兼用

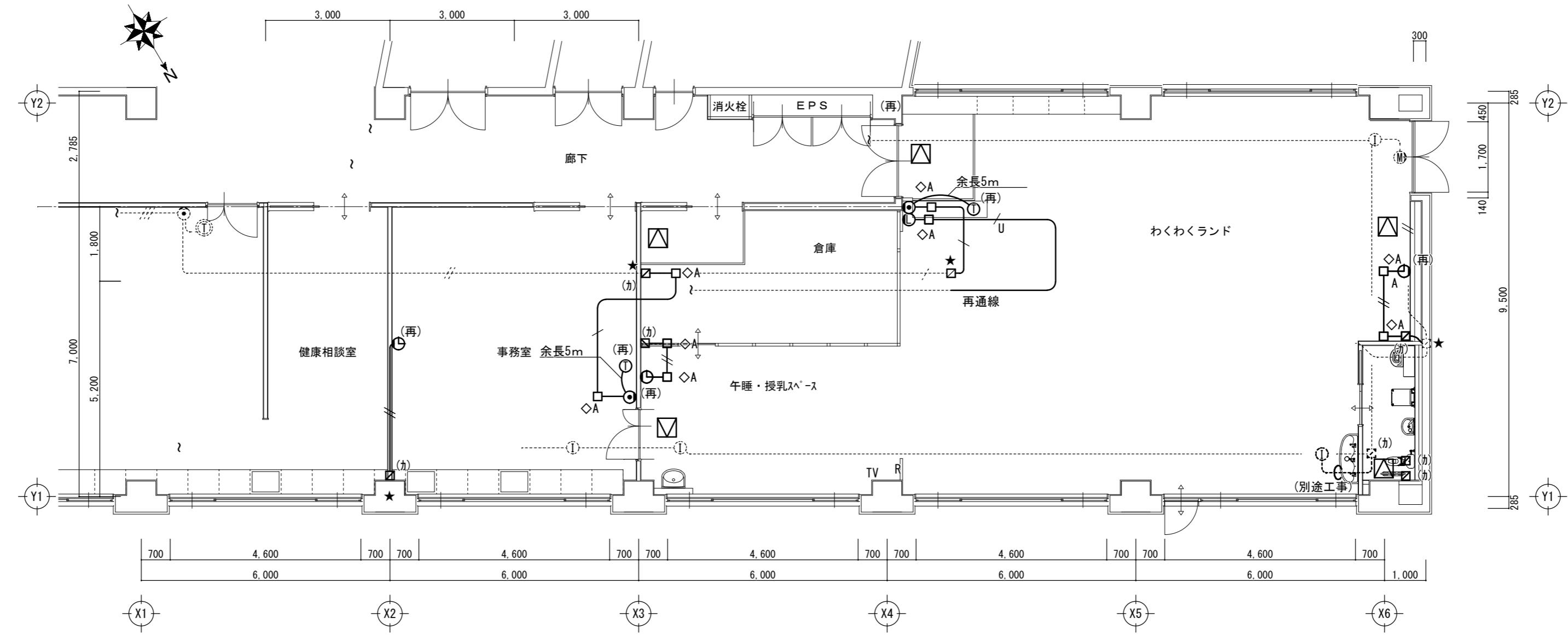
## 撤去

※実線(太線)表示 + ×は撤去を表し  
-----は既設のままを示す  
※(再)傍記は一時取外し再取付を示す



## 改修

※-----は既設を示す  
※(再)傍記は既設再取付品を示す

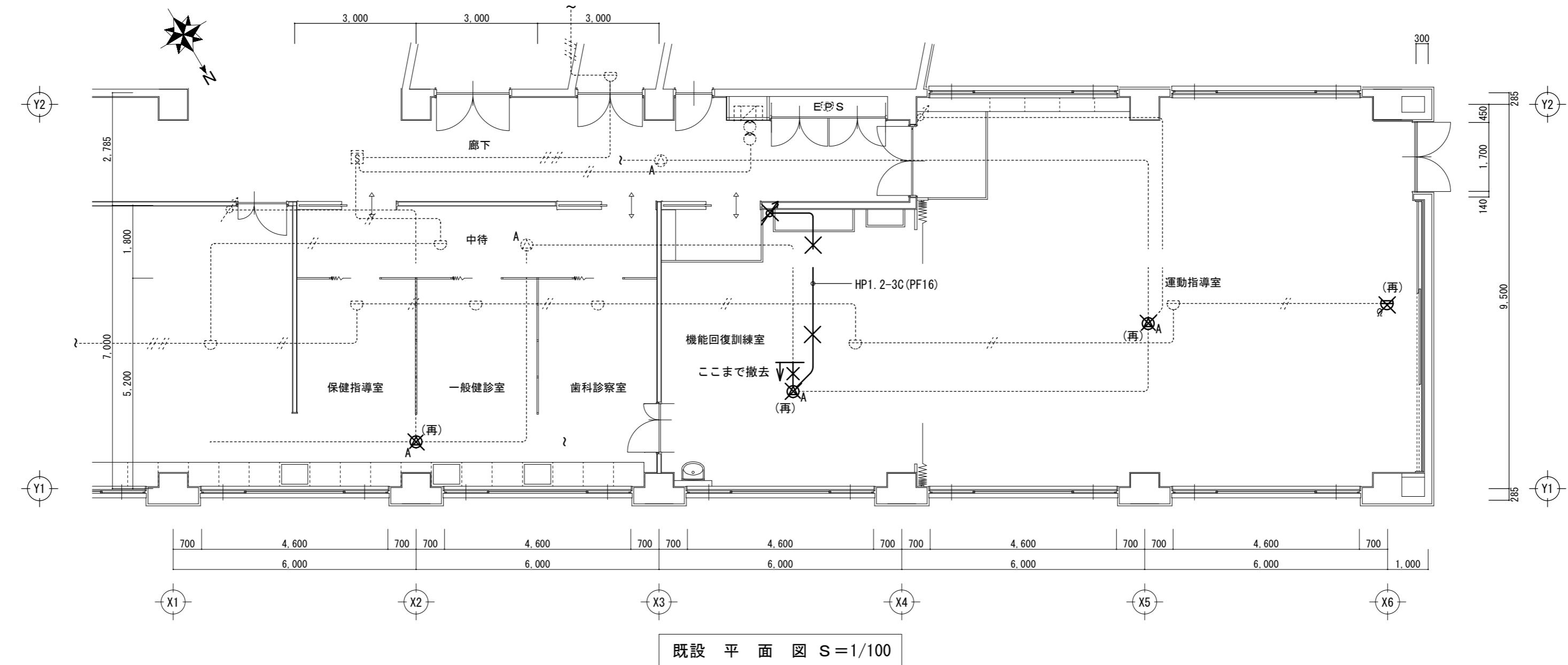


※再設置に当たり、電話機は卓上置きとし、電話機TELジャック間の線余長は5mとする

## 撤去

※実線(太線)表示 +  $\times$  は撤去を表す  
-----は既設のままを示す  
※(再)傍記は一時取外し再取付を示す

Ⓐ A :天井埋込スピーカー(1W・L級)  
□ :差動式スポット型感知器

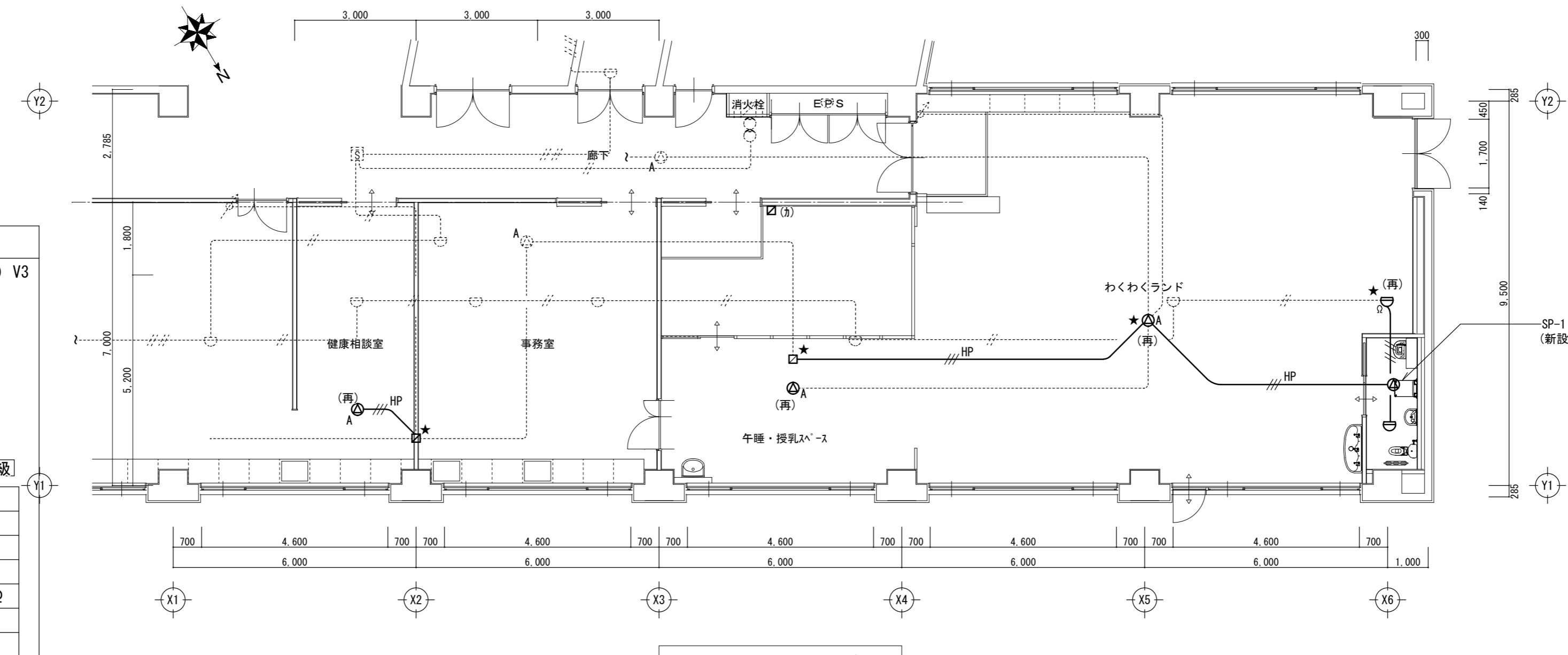


## 改修

※-----は既設を示す  
※(再)傍記は既設再取付品を示す

Ⓐ SP-1	天井埋込型スピーカー (ATT付)
公共施設型番 : SC4Hi-1(3) V3	
134	15.5
198	59.5
スピーカーユニット	12 cmコーン
定格入力	6 W/3 W/1 W
出力音圧レベル	92 dB/W (1 m)
周波数特性	100 Hz ~ 18 kHz
入力インピーダンス	1.7 kΩ/3.3 kΩ/10 kΩ
本体仕上	黒色モールド
パネル	パンチング

日本消防検定協会認定品 [L級]



/// AE1.2-4C  
/// HP1.2-3C  
★ : 既設配線と接続を示す  
(再) : 既設再取付品を示す  
(か) : かべアーリート取付を示す  
□ : 位置ポックス

機械設備工事特記仕様書				工事細目					
1 工事名称	安濃子育て支援センター移転に伴う津市安濃保健センター改修工事	2 工事場所	津市 安濃町東親音寺 地内	9 (1) 配管材料	部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。				
3 建築概要	R C 造 3階建 (地下1階) 消音施設の適用 16項目	4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」 「公共建築設備工事標準仕様書（電気、機械設備工事編）平成31年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針令和元年版」 独立行政法人 建築研究整備所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。	(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの ( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物 ( ) 3) 処理方法 ( ) なお施工に際して石縫等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 4) 再資源化を図るもの ( ) □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材 ( ) 5) 発注者へ引き渡すものについて現場発生品調書を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構内搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(※Aドア、B2、D2を提示すること。)	(12) 電気保安技術者 □ 配置する ■ 配置しない				
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納入り・取り合ひ等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することと得来不具合が発生するうらに判断される場合は協議の上、改善工事を講じること。 工事工事の取り合ひについては必ずも使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善工事を講じること。 工事工事の取り合ひについては必ずも使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善工事を講じること。 工事工事の取り合ひについては必ずも使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善工事を講じること。 工事工事の取り合ひについては必ずも使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善工事を講じること。	6 施工条件	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり ■ 指定なし □ 指定なし ( ) 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり ( 時 ~ 時 )	(22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たる、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 4) その他 1) 使用機械 低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事に使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査試験（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。	(23) その他 1) 使用機械 低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事に使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査試験（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。				
7 施工定期	建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり ( 令和 年 月 日 )	(14) 概定期	建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。	(24) 現場での安全確保（自主施工の原則） 1) 受注者は工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。					
8 施工種目	1) 仮設工事 構内既存の施設 ■建築工事に準じる 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料 金は本工事に含まれる。 2) 足場 ■建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 腕足場 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 3) 空調設備工事 □ 機器設備工事 □ 配管設備工事 ■ 换気設備工事	6 工事種目 1) 給排水衛生設備工事 ■ 屋外給水設備工事 ■ 屋内給水設備工事 □ 屋外排水設備工事 ■ 屋内排水・通気設備工事 ■ 衛生器具設備工事 ■ 消火設備工事 □ 給湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 □ 屋内ガス設備工事 □ 淨化槽設備工事 □ 廉房機器設備	(7) 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとくを工事範囲とし、直圧式により 所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10Kを使用する。 (2) 屋外排水設備工事 本工事は、汚水、雑排水を合流方式とし、既設配管に至る配管、樹を勾配に十分留意し敷設するものとする。使用的樹はプラスチック樹とする。 (3) 屋内排水通気設備工事 本工事は汚水、雑排水を合流式により屋外樹に接続放流する。 (4) 衛生器具設備工事 衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとし、陶器の色は監督員と協議の上決定する。 (5) 消火設備工事 本工事はスプリンクラーヘッドの位置を変更（新設）する。	(9) (1) 構内既存の施設 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料 金は本工事に含まれる。 2) 足場 1) 内部足場 □ 腕足場 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 3) 空調設備工事 □ 機器設備工事 □ 配管設備工事 ■ 换気設備工事					
9 施工定期	(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事に使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 記載製品は本工事に使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。 ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 : ) 4) 下記製品は本工事に使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ) 5) 建築副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 6) 品質管理 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 適用する □ 適用しない	7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとくを工事範囲とし、直圧式により 所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10Kを使用する。 (2) 屋外排水設備工事 本工事は、汚水、雑排水を合流方式とし、既設配管に至る配管、樹を勾配に十分留意し敷設するものとする。使用的樹はプラスチック樹とする。 (3) 屋内排水通気設備工事 本工事は汚水、雑排水を合流式により屋外樹に接続放流する。 (4) 衛生器具設備工事 衛生器具を所定の位置に附属金具により堅固に取り付けるものとし、陶器の色は監督員と協議の上決定する。 (5) 消火設備工事 本工事はスプリンクラーヘッドの位置を変更（新設）する。	(10) 建築副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 11) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。	(11) 建築副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 12) 事故の発生時 工事に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する曜日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 13) 既設の取扱い・養生 本工事施設に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。 なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならない復旧すること。	(12) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たる、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。	(13) その他 1) 使用機械 低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事に使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査試験（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。			
10 中間技術検査	実施回数 ( ) 回 実施する段階 ( )	11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの ( ) 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物 ( ) 3) 処理方法 ( ) なお施工に際して石縫等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 4) 再資源化を図るもの ( ) □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材 ( ) 5) 発注者へ引き渡すものについて現場発生品調書を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て構内搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(※Aドア、B2、D2を提示すること。)	(14) 概定期	(15) 仮設工事 構内既存の施設 ■建築工事に準じる 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料 金は本工事に含まれる。 2) 足場 1) 内部足場 □ 腕足場 □ 足場板 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 3) 空調設備工事 □ 機器設備工事 □ 配管設備工事 ■ 换気設備工事	(16) 建築副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 17) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。	(18) 建築副産物 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。	(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。	(20) 事故の発生時 工事に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する曜日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。	(21) 既設の取扱い・養生 本工事施設に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと

※ 横走り管の吊り間隔			
銅管	100A以下 125A以上	— —	2m 以下 3m以下
ビニール管 耐火二層管 銅管	80A以下 100A以上	— —	1m 以下 2m以下
鉛管			1.5m以下
鉄管			標準図による

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔			
支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
銅管	—	50A~100A	125A~
鉄管			
ビニール管 耐火二層管 銅管	25A~40A	50A~100A	125A~

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔  
基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下  
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

(2) ダクト工事
矩形ダクト <input type="checkbox"/> 垂鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 銀金付着Z18以上
<input type="checkbox"/> ステンレス鋼板 JIS G 4305
工法 <input type="checkbox"/> アングルフランジ工法
<input type="checkbox"/> 共板フランジ工法
<input type="checkbox"/> スライドオフランジ工法
形鋼補強 <input type="checkbox"/> 山形鋼 JIS G 3101 <input type="checkbox"/> SUS鋼材 JIS G 4317
丸ダクト <input type="checkbox"/> スパイラルダクト
<input type="checkbox"/> 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事
1) 材料 部分的に材を変更する場合は、図面内に明記すること。
<input type="checkbox"/> ガラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保温板、保温带 JIS A 9504 2号 40K
<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷媒管
<input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管 <input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ロックウール保温材 保温板、保温带、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号 JIS A 9504
<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷媒管 <input type="checkbox"/> 消火管
<input type="checkbox"/> ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号
<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管 <input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4°C)
<input type="checkbox"/> ブライン管 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 給湯管 <input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> ブライン管 <input type="checkbox"/> 消火管 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 排水管 <input type="checkbox"/> 通気管 <input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 消火管 <input type="checkbox"/> 油管 <input type="checkbox"/> 冷却水管
<input type="checkbox"/> ダクト (垂鉛鉄板製) <input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製)
<input type="checkbox"/> さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用鉄止めペイント) 2種 (露出) <input type="checkbox"/> 蒸気管 (往) <input type="checkbox"/> ダクト (鋼板製)

2) 保温厚
・ ガラスウール、ロックウール
保温厚 (mm) 20 25 30 40 50
給水・排水・ドレン・給湯80A 100~150A — 200A~ —
膨張・温水・消防管 — 32~50A 65A~ —
蒸気管 ~25A — 32~50A 65A~ —
冷水・冷温水・冷媒管 — — ~25A 32~200A 250A~
・ ポリスチレンフォーム
保温厚 (mm) 20 25 30 40 50 65
給水・消火・排水管 ~80A 100A~ — — —
冷水・冷温水管 — — ~25A 32~200A 250A~ —
冷水管 (冷水温度2~4°C) — — ~20A 25A~100A 125A~ —
ブライン管 — — — ~25A 32~80A 100A~
・ 機器ダクト保温厚
保温厚 25mm ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部 (ロックウール)
50mm ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下] )、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm 煙導 (ロックウール)

3) 種別 給排水衛生設備配管の保温仕様
1 2 3 4
屋内露出 保温筒 鉄線 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 保温筒 鉄線 原紙 ブリヂストン仕上
天井内・P S内 70kg/3kg化粧保温筒 アルミガラスクロス粘着テープ
暗渠内 (ビット内) 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガラスクロス
屋外露出 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。  
※ 2) サヤ管工法: 架橋ポリチレン・ポリブテン管使用の場合は、上表保温不要。  
※ 3) 消火管の外露部に出るのは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R. G保温材の様の)
1 2 3 4 5
屋内露出 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 原紙 アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム アルミガラスクロス仕上
(温水・蒸気管以外) 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガラスクロス仕上
屋外露出 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 冷媒管に断熱材を被覆管を使用した場合の保温種別  
□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様
1 2 3 4 5
冷水・冷温水タンク 鋼 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板仕上
鋼板製タンク 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 カラー亜鉛板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上
温水・膨張・還水 膨張・還水管 鋼 保温板 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー亜鉛板 (屋内)
貯湯タンク 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー亜鉛板 (屋内)
熱交換器 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板仕上

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様
1 2 3 4 5
長方 形ダクト 屋内露出 一般・廊下 鋼 保温板 カラー・鉄板
屋内露出 D S内 鋼 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出・多湿箇所 鋼 保温板 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
スパイラルダクト 屋内露出 一般・廊下 保温帶 鋼 カラー・鉄板
屋内露出・多湿箇所 機械室 鋼 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出・多湿箇所 保温帶 鋼 ポリエチレンフィルム 鉄線 SUS鋼板
サプライチャンバー・エルボ 保温板 鋼 ガラスクロス
排煙ダクト長形 屋内隠蔽 鋼 アルミガラスクロス化粧保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト円形 屋内隠蔽 鋼 保温板 ガラスクロス
煙道 フランジ 鋼 カラー・鉄板

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帶、1号を使用。

※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亜鉛金網) による重鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55  
の金網又はSWA S02Cによる防錆処理を施した平ラス号で外面補強したものを使用。

※ 3) 銅亜鉛金網はJIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼管の塗装仕様
機材 状態 塗料の種別 塗り回数 備考
白管 露出 合成樹脂調合ペイント 1 中塗り 上塗り 下塗りはさび止めペイント
黒管 露出 合成樹脂調合ペイント 2 1 1 下塗りはさび止めペイント

※ 1)ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工
ダクト保温施工範囲
1. S A □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
2. E A □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
3. R A □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
4. O A □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
チャンバー内貼施工 □ 内貼あり ( mm ) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ( )

(4) スリーブ工事  
1.管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む)

より40mm程度大 (=2サイズUP)なるものとする。

箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。

2.地中部分のスリーブは、塗化ビニル管(VU)とし、水密を要する部分のスリーブは、

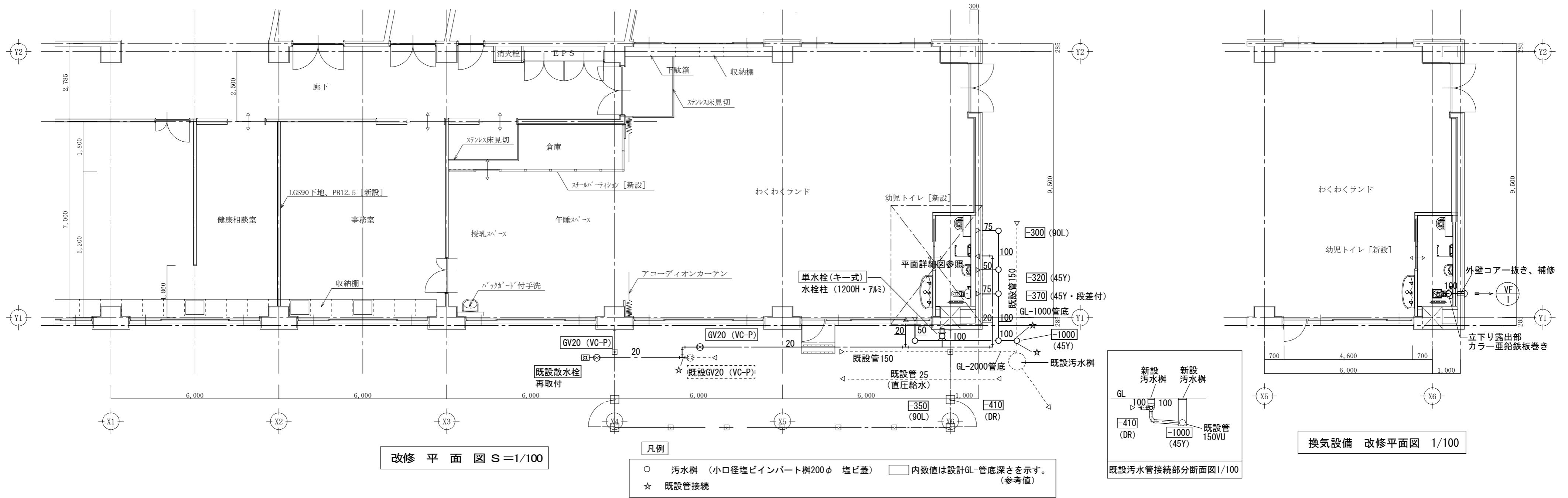
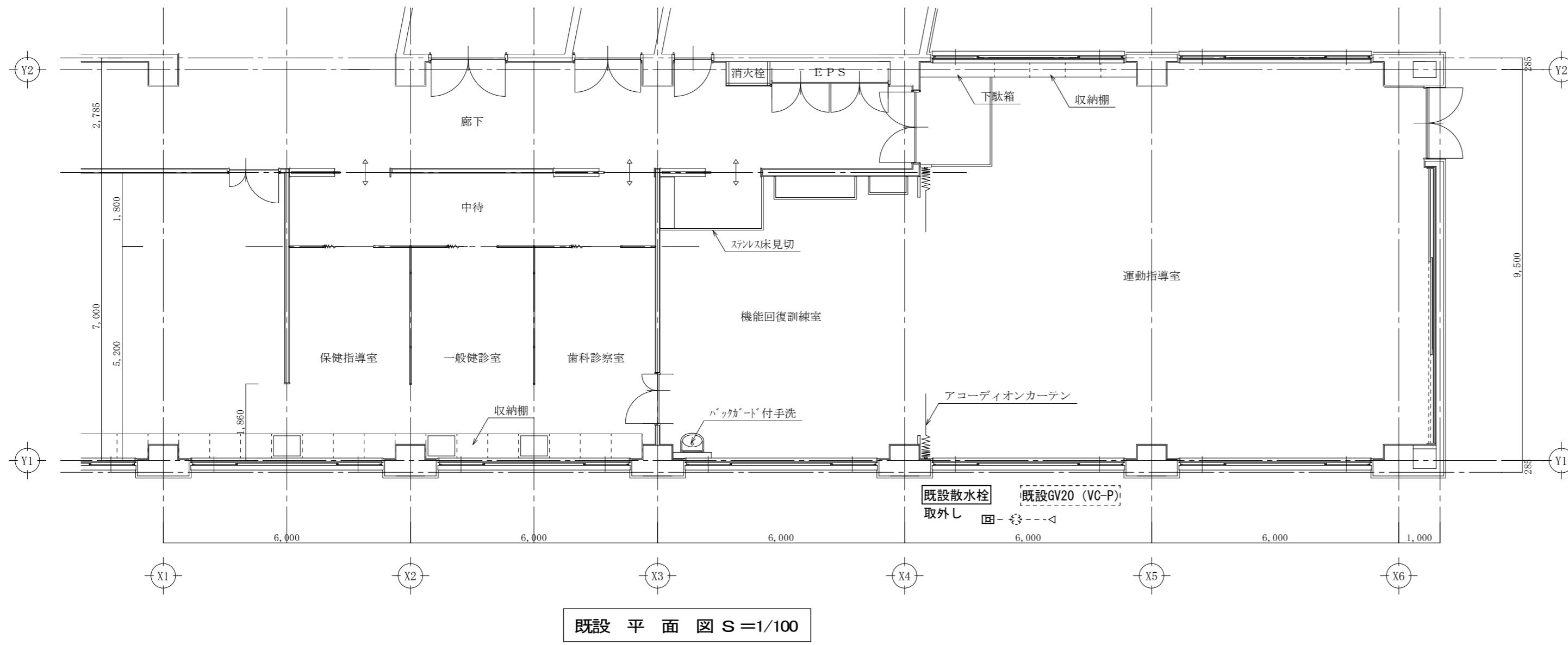
つば付き鋼管とする。

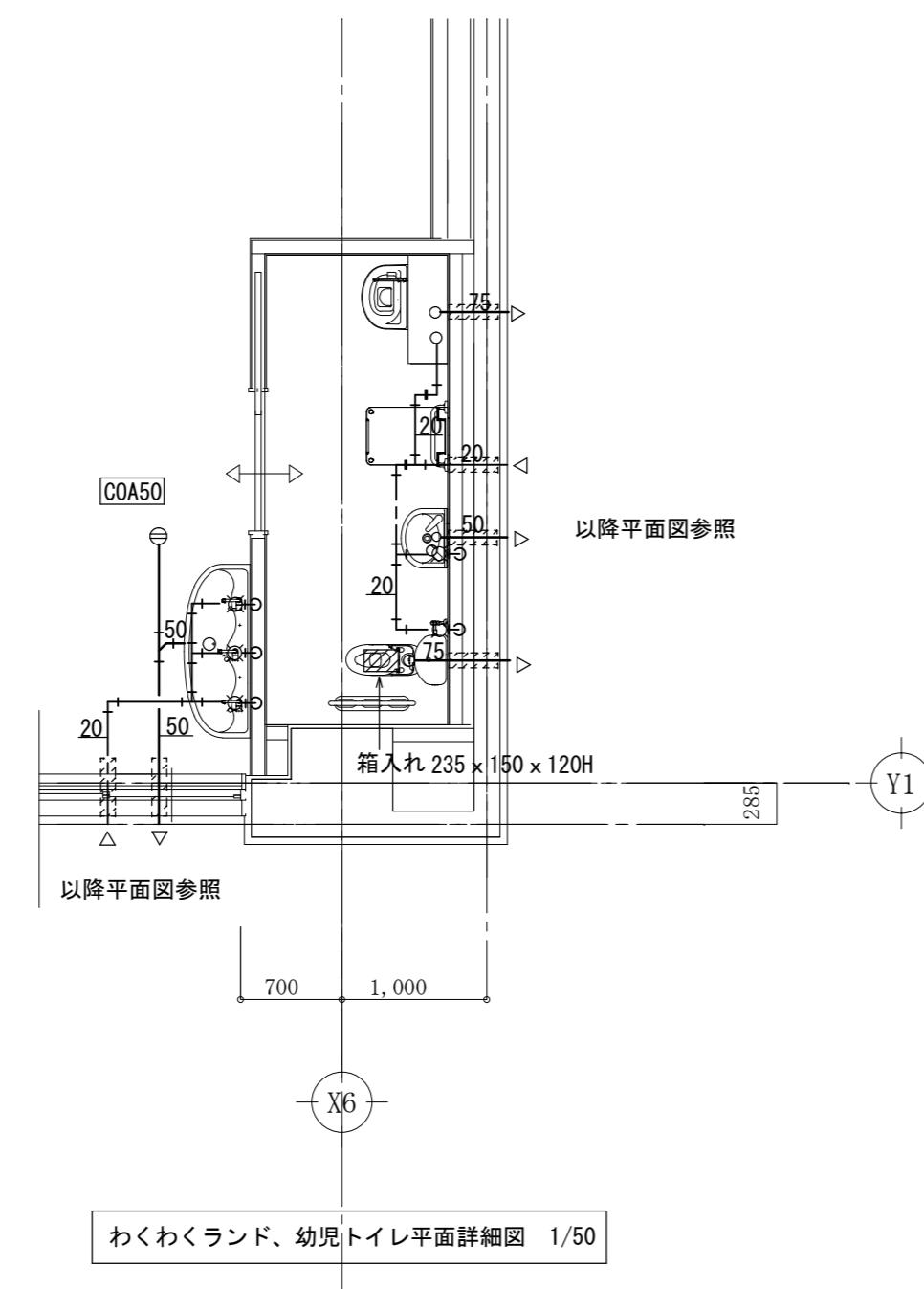
3.その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、

配管前に必ず撤去のこと。

DRAWING BY  
伊藤 公智  
DATE

共通事項  
1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハブ含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。  
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。  
3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書きに矢印記入・バルブ取付を行うこと。  
4) 機器、配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。  
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄

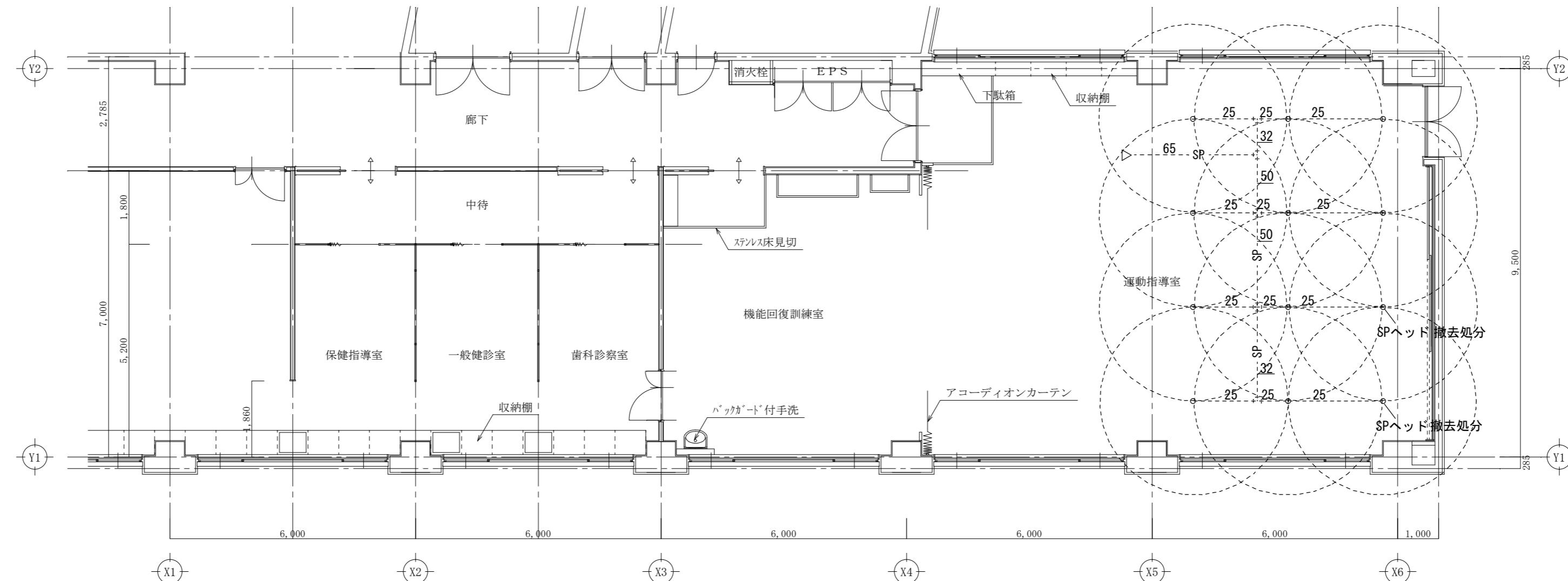




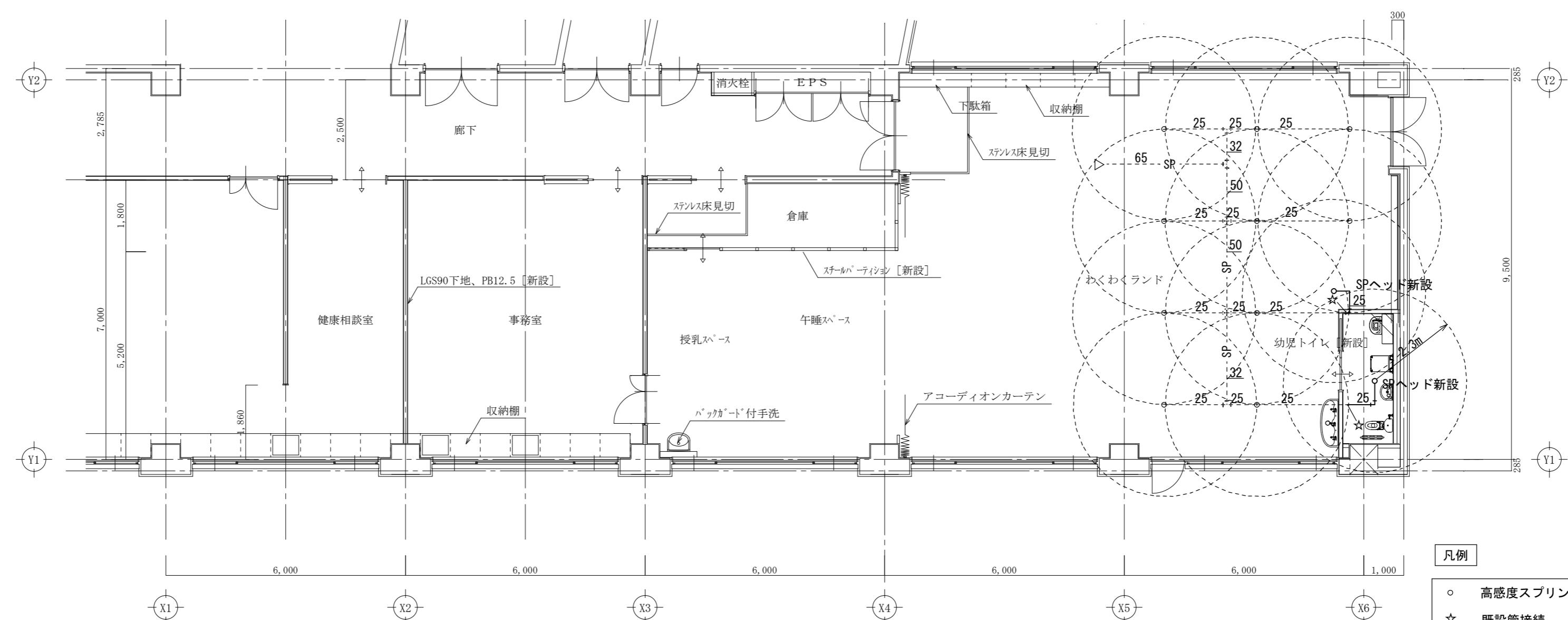
衛生器具表		TOTO	
わくわくランド			
幼児用マルチシンク	SKL300LMRASR	底板共、電気温水器 (1φ100V 1.1kW 5L)	1
化粧鏡	MMA1	1300×600	1
幼児トイレ			
幼児用便器 (1.2歳用)	CS310B	S300BK, TCF41R (暖房便座 1φ100V 32W)	1
手すり (紙巻器付)	YYB10P2S		1
手洗器	L30D	TL106AQR (レバーハンドル), T22BP, TL4CFU, TL220D	1
壁掛汚物流しパック	UAS23B	UTR141 (側板) 1φ100V	1
化粧鏡	YM3045A	300×450	1
フィッティングボード	YKA41		1
手すり	YYB10		1

わくわくランド、幼児トイレ平面詳細図 1/5

### 凡例



既設 平面図 S=1/100



改修 平面図 S=1/100

- 高感度スプリンクラーヘッド 72°C
- ☆ 既設管接続

アルテック設計	一級建築士 第177266号 伊藤 公智	DRAWING BY DATE	原図: A2	安濃子育て支援センター移転に伴う 津市安濃保健センター改修工事	消火設備平面図 改修前・改修後 平面図	M-05 S=1:100
---------	-------------------------	--------------------	--------	------------------------------------	------------------------	-----------------